

平成24年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第1号

平成24年9月5日(水曜日)午前10時06分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	山本恵美君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	吉藤稔君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	川尻芳弘君	教育部長	小松崎延明君
総務部長	小貫成一君	水道事務所長	貝塚成人君
市民部長	根本光男君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	鈴木弘君	代表監査委員	久保田喜久男君
環境経済部長	藤崎宏明君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第6号 平成23年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

- 日程第 4 議案第 5 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 6 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 7 号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 8 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 9 号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 6 0 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）
 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 6 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 6 6 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 7 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第 7 4 号 市道路線の認定について
- 日程第 9 決算審査特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 報告第 6 号 平成23年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 4 議案第55号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第57号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第58号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第59号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第60号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
 議案第62号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第63号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議案第64号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
 議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第69号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第70号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第71号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第73号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第74号 市道路線の認定について
- 日程第 9 決算審査特別委員会の設置について

開 会 午前10時06分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成24年かすみがうら市議会第3回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により4番 田谷文子君、5番 古橋智樹君、6番 小松崎 誠君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から19日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配布いたしました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況については、お手元に配布いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおき願います。

次に、閉会中の所管事務調査として、各常任委員会から調査の経過並びに結果について、調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長からの報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

総務委員会の閉会中における所管事務調査の協議の経過等についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年第2回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました所管事務の調査項目につきまして、7月11日及び7月25日に産業建設委員会との連合審査会により、調査を実施いたしました。調査事件といたしましては、公印の管理についてということで、農業体質強化基盤整備促進事業補助金についてを議題とし、調査を実施いたしました。

調査をするにあたりましては、執行部より副市長及び担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。なお、協議の経過、内容については、お手元に配布させていただいている委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、文教厚生委員会委員長からの報告についてであります。委員派遣承認要求書が7月13日付をもって提出され、市内体育施設及びあじさい館の管理状況についての調査のため、委員派遣をすることを7月13日、議長において承認しておりますので、その結果も含め報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

文教厚生委員会の閉会中における所管事務調査の経過等についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成24年第2回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成24年7月13日に委員会を開催いたしました。委員会での調査事項は教育施設、文化施設、体育施設及び福祉・保健施設に関する事項として、市内体育施設及びあじさい館の管理状況について及び公立小中学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項として、小中学校適正規模化実施計画案について、以上2件について、教育長並びに担当部課長等の説明を求め慎重に調査を行いました。

市内体育施設及びあじさい館の管理状況についての調査では、同日の委員会において委員派遣を議決し、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、議長より承認を得た後、現地調査を実施しました。現地調査では、業務一括委託により、管理することとなった第1常陸野公園、わかぐり運動公園、戸沢公園運動広場、多目的運動広場の4体育施設、同じく業務一括委託をしているあじさい館の管理状況等について担当者から説明を受けました。現地調査終了後、会議室において引き続き調査を実施し、質疑等を行いました。

次に、小中学校適正規模化実施計画案について、担当者から内容の説明を受けました。8月にはこの計画案をもとに学校統廃合を予定している小中学校の保護者を対象に、意見交換会を実施するとの報告がありました。委員からは保護者だけを対象とすることなく、各地域の区長などの市民も対象とすべきとの意見がありました。なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の所管事務調査の調査経過についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年第2回定例会で閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、8月10日に総務委員会との連合審査会を開催いたしました。調査するにあたりましては、執行部

より副市長及び担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。

連合審査会の調査項目としては、農林水産業の振興に関する事項中の農業体質強化基盤整備促進事業補助金についてであります。主な内容といたしましては、最初に職員の分限懲戒に関する部分について説明を求めました。次に環境経済部に関する事務手続等の部分について説明を求めました。さらに、調査事項に係る参考人を招き、調査事件の詳細な経緯について質問をしました。また、委員からは監査を要請する意見が出され、全会一致で決定され、議長を通じ監査実施依頼を提出し、監査を実施するよう要請していただきました。委員会の調査経過並びに概要につきましては、会議録のとおりでございます。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配布いたしました請願文書表に記載のとおり、請願第2号 教育予算の拡充を求める請願の1件であり、所管であります文教厚生委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

また、陳情等3件を受理し、お手元に写しを配布しておきましたので、ごらんおきいただきたいと存じます。

次に、平成24年第2回定例会会議録並びに平成24年第2回臨時会会議録をお手元に配布しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年5月から7月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配布しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 3 報告第 6 号

○議長（小座野定信君）

日程第3、報告第6号 平成23年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

ただいま議題となっております報告第6号について市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第6号 平成23年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付し、報告するものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で、報告第6号の報告を終了いたします。

日程第 4 議案第 55 号ないし議案第 60 号

○議長（小座野定信君）

日程第 4、議案第 55 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてないし議案第 60 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての 6 件を一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました、議案第 55 号から議案第 60 号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第 55 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会の議員が特別職に選任されたときに、その兼ねる特別職として受けるべき報酬を支給しない職として、保育所運営事業者選考委員を追加するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第 56 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 24 年 4 月 1 日に施行された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律により、国が一律に定めていた地方税の特例措置の内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置（通称 わがまち特例）が導入され、公害防止用に公共下水道を使用する者が設置した除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置に係る軽減割合を 4 分の 3 にするため、条例を制定するものであります。

次に、議案第 57 号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、決算剰余金の基金への積み立てに係る規定を追加するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第 58 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、決算剰余金の基金への積み立てや新たな導入を予定している満期一括償還地方債に係る原資の基金への計画的な積み立て及び処分に係る規定を追加するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第 59 号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害対策基本法の一部改正により、防災会議と災害対策本部の所掌事務を見直し、両者の役割分担を明確にするため条例を制定するものであります。

次に、議案第 60 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、電気自動車の普及に伴い、電気自動車の急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議のうえ議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第55号及び59号についての説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

議案第55号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、要旨、議会の議員が特別職に選任されたときに、その兼ねる特別職として受けるべき報酬を支給しない職を追加するため、この条例を制定するものでございます。内容は、保育所運営事業者選考委員を別表第2に新たに加え、第4条第2項の兼ねる特別職の職員として、受けるべき報酬を支給しない規定を適用させるものでございます。施行期日につきましては、公布の日を施行期日としております。

続きまして、議案第59号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、災害対策基本法の一部改正により防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直し、両者の役割分担を明確にするためこの条例を制定するものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次に、議案第56号について説明を求めます。

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日公布されたことに伴いまして、かすみがうら市税条例の一部を改正するものであります。改正内容につきましては、平成24年3月31日までに取得した固定資産税の償却資産に係る下水道除害施設、下水道施設の機能に障害を及ぼすような物質を流入させないための施設でございますが、これを設置した場合につきまして、地方税法の規定により課税標準を本来の額から4分の3に軽減する特例が定められておりましたが、地域決定型地方税制特例措置（通称 わがまち特例）の導入によりまして、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得した同施設の課税標準につきましては、市町村の条例で定めることとされ、その割合につきましては、地方税法で規定していた4分の3を参酌して、3分の2以上6分の5以下の範囲内において定める割合とする地方税法の改定がありましたことから、地方税法の規定と同様の割合となる4分の3に軽減する規定を定めるものでございます。施行期日につきましては、公布の日としておりますが、経過措置としまして、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用することとするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次に、議案第57号及び58号について説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第57号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。決算剰余金の基金への積み立てや、新たに導入を予定している満期一括方式の地方債の償還に係る原資の基金への積み立て及び処分に係る規定を追加するため、この条例を制定するものでございます。この条例は公布の日から施行を予定しております。

議案第58号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について。決算剰余金の基金への積み立てや新たに導入を予定している満期一括方式の地方債への償還に係る原資の基金への積み立て及び処分に係る規定を追加するため、この条例を制定するものでございます。この条例は、公布の日から施行を予定しています。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次に、議案第60号について説明を求めます。

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第60号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨をご説明いたします。

国から対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が公布され、それに基づき平成24年12月1日から電気自動車の充電に用いる急速充電設備が火災予防条例の火器使用設備の対象となるため、設置する際の位置、構造及び管理に関する基準をかすみがうら市火災予防条例に定めるものでございます。この条例は平成24年12月1日から施行しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第55号ないし60号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の9月11日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 5 議案第61号ないし議案第65号

○議長（小座野定信君）

日程第5、議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）ないし議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題と

いたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第61号から議案第65号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7050万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ156億3379万2000円とするものです。

次に、議案第62号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3173万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億267万8000円とするものです。

次に、議案第63号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2821万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2711万5000円とするものです。

次に、議案第64号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2301万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7797万5000円とするものです。

次に、議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1405万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7820万7000円とするものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議のうえ議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

本案は既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億7050万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ156億3379万2000円とするものでございます。主な補正の内容といたしましては、行政改革推進事業に係る負担金、財政管理事務事業に係る補助金等審議会委員への報酬、基金への積立金、戦没者英霊顕彰事業に係る旅費、地域福祉施設整備事業に係る補助金、老人保健事務事業に係る国庫負担金超過交付金の返還、後期高齢者医療に係る人間ドック補助金、保育所運営事業者選考委員報酬、放課後児童健全育成事業に係る放課後児童クラブ民営補助金、農林水産に係る補助金、土地改良整備支援事業に係る修繕料、農道整備に係る委託料と工事請負費、消防団施設整備に係る詰所整備工事、下水道事業特別会計への繰出金などに加え、人件費を計上するものでございます。

議案第62号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3173万2000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億267万8000円とするものでございます。補正の主な内容といたしましては、特別会計の平成23年度決算に伴う精算として、後期高齢者支援金の追加、介護納付金の追加、人間ドック受診者増に対する補助金の増額及び一般会計への繰出金を計上するものでございます。

議案第63号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2821万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2711万5000円とするものでございます。補正の主な内容といたしましては、平成23年度決算に伴う精算として、一般会計への繰出金を計上するものでございます。

議案第64号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2301万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7797万5000円とするものでございます。ポンプ場設置のポンプ交換、舗装復旧工事、管路カメラ調査委託料、公共汚水柵設置工事及び計画区域内未整備地区の下水管布設工事費などに加え、人件費を計上するものでございます。

議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1405万9000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7820万7000円とするものでございます。主な補正の主な内容といたしましては、平成23年度決算に伴う国県支出金等返還金及び平成23年度の住民異動に伴う保険料の還付金、並びに一般会計への繰出金を計上するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第7日目の9月11日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 議案第66号ないし議案第72号

○議長（小座野定信君）

日程第6、議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題といたします。

なお、ただいま議題となっている7件の決算認定議案については、監査委員から審査意見書が添付されておりますので、あわせて監査委員からの説明を求めます。

最初に、提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第66号から議案第72号 平成23年度かすみがうら市一般会計各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算の認定案件についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度各会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議のうえ認定を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

次に、審査意見について説明を求めます。

代表監査委員 久保田喜久男君。

[代表監査委員 久保田喜久男君登壇]

○代表監査委員（久保田喜久男君）

それでは、平成23年度決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法241条第5項、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成23年度決算審査を7月23日から8月17日まで実施しました。審査の対象は、平成23年度かすみがうら市一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計及び水道事業会計の各会計であります。

審査の結果であります。審査に付された各会計決算書並びに諸帳簿、証書類は地方自治法及び地方公営企業法の関係法令に準拠して調製されており、計数的な誤りはなく、正確であると認めました。また、予算の執行状況につきましても、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されていると認めました。そのほか基金の運用状況では、その計数は正確であり、目的に従って運用並びに管理されていると認めました。なお、詳細につきましては、別紙審査意見書を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、会計管理者 吉藤 稔君。

[会計管理者 吉藤 稔君登壇]

○会計管理者（吉藤 稔君）

それでは、議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の概要からご説明申し上げます。

まず、歳入総額、収入済額でございますけれども、金額にしまして172億9335万1086円。対しまして、歳出総額163億4409万1098円で、歳入歳出差引額9億4925万9988円となりまして、さら

に、このうち翌年度に繰り越すべき財源としまして、1億6739万7800円を差し引きまして、実質収支額7億8186万2188円となっております。

続きまして、議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の概要でございますけれども、歳入総額につきましては、50億7636万2115円。歳出総額が48億1062万971円でございます。実質収支額2億6574万1144円となっております。

続きまして、議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございますけれども、歳入総額が5億8977万8540円。対しまして歳出総額5億8900万5686円でございます。実質収支額77万2854円となっております。

続きまして、議案第69号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要でございますけれども、歳入総額12億8012万5980円。歳出総額で12億5763万9320円でございます。歳入歳出差引額は2248万6660円でございますけれども、このうち翌年度に繰り越すべき財源34万円を差し引きまして、実質収支額は2214万6660円となっております。

続きまして議案第70号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要でございますけれども、まず、歳入総額3億9372万4646円。対しまして歳出総額が3億8313万6608円でございます。実質収支額1058万8038円となっております。

続きまして、議案第71号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございますけれども、歳入総額が26億6221万4456円。歳出総額26億4245万4064円で、実質収支額は1976万392円となっております。

以上が平成23年度の一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の概要でございます。よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次に、水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の概要を説明いたします。まず、収益的収入でございますが9億5075万5357円、収益的支出が9億5952万5931円でございます。これを損益計算書に基づきまして、経常収支を算出いたしますと877万574円、当年度の純損失となります。損失分につきましては、当年度未処理分利益剰余金におきまして補てんしております。当年度未処理分利益剰余金につきましては、1億1964万2158円となるものでございます。

次に、資本的収入につきまして、ご説明いたします。まず、資本的収入でございますが、1930万円でございます。資本的支出につきましては、5億340万6532円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億8410万6532円につきましては、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補てんをし、収支のバランスをとっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で市長からの提案説明、監査委員からの説明並びに趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第7日目の9月11日にいたしたいと思っておりますが、

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 議案第 73 号

○議長（小座野定信君）

日程第 7、議案第 73 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第 73 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更することについて、関係市町村と協議することを求められているので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により提案するものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第 73 号の趣旨説明を求めます。

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

議案第 73 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてご説明申し上げます。本案は地方自治法第 291 条の 3 第 3 項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定に基づきまして、議会の議決を求めるとであります。変更内容につきましては、構成市町村の負担割合等に関する部分についてでございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成 24 年 7 月 9 日に施行されたことに伴い、一定要件を満たした外国人住民についても、住民基本台帳が作成されることから茨城県後期高齢者医療広域連合規約第 18 条第 2 項に関する別表第 2 の備考から外国人登録原票という文言を削るものでございます。施行期日につきましては、平成 25 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第 7 日目の 9 月 11 日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 8 議案第 74 号

○議長（小座野定信君）

日程第 8、議案第 74 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第 74 号 市道路線の認定につきましては、都市計画法の規定に基づく開発行為により、帰属を受けた稲吉地内の路線を市道路線と認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、ご審議のうえ議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第 74 号の趣旨説明を求めます。

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第 74 号 市道路線の認定についてご説明いたします。本案は稲吉 4 丁目地内に位置し、都市計画法の規定に基づく開発行為により、築造された道路であり、延長 163.7メートルにつき、市道㊦ 8-2902 号線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第 7 日目の 9 月 11 日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 決算審査特別委員会の設置について

○議長（小座野定信君）

日程第 9、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会に上程されております、議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定については、7人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

今期定例会に上程されております、議案第67号ないし72号までの6件については、7人の委員をもって構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました両決算審査特別委員会委員の選任については、これより、各常任委員会で委員会を開き、決算特別委員会委員の選出を行ってください。

総務委員会は、防災センター2階小研修室、文教厚生委員会は、増築棟2階第6会議室、産業建設委員会は、増築棟2階第5会議室でそれぞれ委員会を開いてください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時12分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き再開いたします。

一般会計決算審査特別委員会委員の選任並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、一般会計決算審査特別委員会委員に14番 栗山千勝君、9番 中根光男君、8番 佐藤文雄君、6番 小松崎 誠君、4番 田谷文子君、3番 山本文雄君、2番 岡崎 勉君、以上7名を。特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員に、16番 廣瀬義彰君、13番 藤井裕一君、12番 矢口龍人君、10番 鈴木良道君、7番 加固豊治君、5番 古橋智樹君、1番 川村成二君、以上7名を指名いたします。

それでは、直ちに一般会計決算審査特別委員会は、増築棟2階第5会議室にて、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会は、増築棟2階第6会議室で委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩とします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時34分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会委員長に6番 小松崎 誠君、副委員長に8番 佐藤文雄君。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長に5番 古橋智樹君、副委員長に1番 川村成二君。

以上のとおり、選出されましたので、ご報告申し上げます。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日9月6日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時35分

平成24年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第2号

平成24年9月6日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 佐藤文雄 議員
- (3) 田谷文子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 古橋智樹 議員

(2) 佐藤文雄 議員

延会について

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 市長残任期間と政治責任姿勢について
		2. 国の復旧復興費の計画使途不明について
		3. 介護保険税上げと市内施設追加の供給について
(2)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 入札制度の改善について
		3. 市立保育所の民営化について
		4. いじめ問題に対する市教育委員会の取り組みについて
		5. 国民健康保険を命と健康を守る制度に
		6. 下土田の残土問題について
		7. 水道事業について (主に水道料金問題について)

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方々に申し上げます。会議において、傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁じられておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、法令等を遵守していただくことを強く求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議の運営の観点より、より簡明なる答弁をなされることを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

おはようございます。

質問の前に、一言申し上げる次第であります。

8月に開催されましたロンドンオリンピックの感動、特に日本選手団の活躍は、私たち日本国民にとって大きな励みでありました。

当市においては、議会リコールという、まれに見るネガティブな住民間の対立を強いられた後だけに、オリンピズムの尊厳や社会諸原則、哲学から、今なすべきことといった人生観念を改めて再認識するものであります。

日本人としてこの国に何を残せるのか、さらにはかすみがうら市に、次世代を担う子どもたちへ何を残せるのか。現役世代の一人といたしまして、このかすみがうら市の際立った放らつな市政運営の結果に、市外へ赴けば非常に辱めを受けるところであります。

このかすみがうら市が真っ当な地方自治体として、生産力、成長の軌道に戻ることを切に願ひまして、平成24年第3回定例会に当たり、通告に従ひまして一般質問を行います。

第1点目として、市長残任期間と政治責任姿勢について質問いたします。

宮嶋市長、あなたは、事あらば市民の権利を主張されておりますが、議会もれっきとした市民の権利であります。議会は市民の代表であります。その議会の権利を奪おうとする過日の市議会リコールを一市民の権利として主張して先導し、住民投票の請求権を成立できなかった宮嶋市長は、前定例会において、一市民として権利を実行しただけで、私には責任が一切ないとの答弁でございました。市を混乱させた責任を負わないとする姿勢、これこそが宮嶋市長の真の姿であると指摘をせざるを得ないのであります。市長という公職の立場を用いて、日中、政治家だからと議会リコール活動に没頭した事実。一市民の権利と主張するならば、朝8時半から午後5時までの公務中は市長の職に専念し、午後5時以降にリコール活動のほうへ赴くべきではなかったかと私は考える次第であります。

また、市長、あなたがおっしゃるように、けんか両成敗で、我々議会にも責任はあると考えられますが、議会リコール活動のてんまつを見れば、あなたの一存で事を起こし、荒立てた、軽はずみな部分はなかったか、優先すべき仕事は残したままではないか、あなたの周りの恩人、側近の意見さえも余り聞く耳を持たなかったと伺っております。等々、これらのことからすれば、市長、あなたの責任割合は、一步譲っても7割から8割があなたの責任割合であると考えております。市長、あなたが本当に一市民ならば、公的責任はゼロでもいいでしょう。しかし、市長の職でありながら、リコールを先導した事実は免れることはできません。けんか両成敗の過失を相殺して、このリコールによる損失責任は多分に、宮嶋市長、あなたの責任でございます。

私も、一議員としてだけではなく一市民として、我が市の代表である宮嶋市長が就任以来、新聞紙上で日和見主義をさらし、この議会リコールをピークに、私も辱めを受けたわけでございます。

宮嶋市長が一市民の行動として公務の時間を費やしたが、1万筆の署名を超えたとの釈明も、

結果として、その市民に利益をもたらすことができなかつたのであります。

今後の市長の残任期間をいかように立ち振る舞うにせよ、市長の職として、これらの混乱を市に招いた行いの責任をとり、何事もなかつたように市長のいすに座るのではなく、この定例会でみずからけじめをつけることを再度強く求めるものであります。

第1点目として、市長残任期間と政治責任姿勢について、公約専行、リコールによる損失責任、今後の意志について考えを伺います。

次に第2点目として、国の復旧復興費の計画使途不明について質問いたします。

東日本大震災から1年半、この引き続く景気の低迷において、かすみがうら市として震災からの復旧後、復興として国から与えられた財源をもって、市民さらには法人に何を享受させることができたのでしょうか。私たちはその財源をもって今後は何を享受することができるのでしょうか。

現在の民主党政府は、震災後、被災した地方自治体に対し、取り崩し型復興基金の設置を認めました。これは従来の基金の規定に比べまして、被災の状況に配慮され、自由な使途が認められているものであります。従来の基金は、取り扱う自治体が貯金により費用対効果を消さぬよう、さらには死に金とせぬよう抑制をかけた規定であります。この取り崩し型復興基金は、金の出し入れがしやすいという利点の反面、欠点も伴うものであります。欠点といたしましては、予算を取り扱う行政側、地方自治体側が事業計画の納期を繰り越す手段としてしまい、市民へ本来伝えるべき費用対効果を先送りしてしまうことにあります。

この被災と景気低迷の影響からいまだに回復できない市民、そして法人にとって、一縷の望みを待っているさなか、国からの支援が効果としてあらわせない先送りは、私たちの納税に対する不信感を募らせるものであります。

当市の一般会計は、通常50億円の税収で、地方交付税と、国・県の補助と起債を合わせ、通常ベースは150億円でありましたが、東日本大震災があつた平成22年度から今年度まで被災地としての特別交付税も加わり、当市の平成23年度決算では20億円もの国の援助が特別交付税として加わっているものであります。当然ながら、交付税ならば根拠として財政需要を示し、交付税として当市に入金されたならば、すぐさま事業を実行することが行政、地方自治体の仕事であります。しかしながら、当市は多額の支援を受けながらも、放射線を初めとした数々の案件も棚上げのままという市民の実感ではないでしょうか。

震災後、宮嶋市長には早急に私は当市独自の復興計画をと求めましたが、独自には策定せず国・県に基づく計画に準じるとの答弁でありました。それから、しばらく経過の後に、復旧関係の事業を並べ、復興計画ですと見積もって書類にしたものの、議会には特段に議論を求めず、ご自身の選挙公約や市議会リコールで、復興計画は棚上げ状態でありましょう。そして、平成23年度の国の支援も死に金状態で、私たち市民は国の復興支援を享受できないというのがおおむねの現状でありましょう。

第2点目として、国の復旧復興費の計画使途不明について、震災後の国補助等の計画執行状況等についてお伺いいたします。

次に第3点目として、介護保険税上げと市内施設追加の供給について質問いたします。

宮嶋市長は社会保障の選挙公約として、国民健康保険税を大幅引き下げとして、時には国保税

を30%下げるとのことでもありましたが、市長ご就任後、現実を見て、近隣市町村並みの国保税率にすると公約を変えたのであります。選挙公約の変遷ということでは、国政においては民主党がマニフェストで、子ども1人当たり年間31万2000円を支給、最低保障年金額7万円、高速道路利用料の無料化、中小企業の法人税率を18%から11%に引き下げ、自立した外交で世界に貢献などと掲げておりましたが、現実、政権与党となり、普天間基地移設や八ッ場ダム建設中止などで混乱し、マニフェストが多分に無理であったかということとともに、国民は期待を外され、国の歩みを空回りさせてしまったということでもあります。

これらのことから、宮嶋市長、あなたも計画が計画どおりに進まない現実の壁にぶつかり、そして、政治資金にかえた約束が足かせとなり、市民の負担軽減と唱えながらも、市民すべてのための市長になりきれないのであります。

そして、この質問の趣旨である、宮嶋市長の、介護保険税の引き上げと、市長肝いりの市内の福祉関連施設増強、これらのことが、当市の現状として、介護特別会計だけでも毎年1億円の増加という現状、そして、ひいては少子高齢化の需要と供給の将来にわたってのバランスがとれているのか否かを伺うものです。

第3点目として、介護保険税上げと市内施設追加の供給について、市の自然動態による需要と供給、そして介護計画との整合性についてお伺いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

古橋議員の質問にお答えいたします。

1点目、市長在任期間と政治責任姿勢の公約専行、リコールによる損失責任、今後の意志についてお答えいたします。

私が市長に就任してから2年が経過いたしました。この間、市民が主役の市政運営を進めるため、行財政改革を進めながら、公約の実現、実行に努めてまいったところがございます。

7月26日に締め切られた市議会リコールについては、必要署名数にわずかに足りず、残念な結果となりましたが、今回のリコールの一連の流れの中で、従来動かなかった山の一角を崩すことができ、不完全ではありますが、中学生以下の医療費無料化や、議会のまともな議論のやりとりを担保する可視化が進んだことも事実であり、リコール運動の成果であると考えております。

私の任期も残り2年を切っております。まちづくりの将来像である「きらきら いきいき ふれあい育む 豊かなめぐみ野」の実現に向けて、本年3月に策定しましたかすみがうら市総合計画後期基本計画に基づき、着実かつ確実に各種施策を進めてまいりたいと、心を新たにしているところであります。

議員の皆様には、今後も市政発展のためにお力添えをいただきますようよろしくお願い申し上げます。

2点目、国の復旧復興費の計画使途不明につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

3点目、介護保険税上げと市内施設追加の供給につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

2点目、国の復旧復興費の計画使途不明、震災後の国補助等の計画執行状況等についてお答えいたします。

東日本大震災後の平成23年度の国補助等の執行状況でございますが、震災に係る事業とあわせまして、平成24年度に繰り越しをした事業も一部ありますが、適正に執行してまいりました。

また、東日本大震災に係る復旧・復興事業の国庫補助金につきましては、平成22年度からの繰越額も含め、小中学校施設を初めとする公共施設の復旧事業等に総額で1億8600万円を計上してございます。

さらに、平成24年度に繰り越ししております郷土資料館のしゃちがわら修繕災害復旧工事につきましても、工事発注済みではありますが、早期竣工に向け、担当課と調整を行っております。

なお、国庫補助金等以外の復旧・復興事業の財源といたしましては、古橋議員からお話が合ったとおり、特別交付税のうち1億3000万円、震災復興特別交付税2億9330万5000円、寄附金6678万803円、全国自治協会茨城県災害共済支部建物災害見舞金293万1320円で、計4億9301万7123円となっております。

また、古橋議員からご指摘のありました、当初予算に比べて最終予算額が20億円以上増加した理由につきましてお答えいたします。

当初予算額150億5000万円に対し、最終予算額176億7155万7400円となり、26億2155万7400円増額となりました。理由につきましては、平成22年度からの繰越予算額7億8198万2400円及び平成23年度の補正予算18億3957万5000円によるものでございます。

平成23年度の補正予算の主なものは、歳入では市税で2億1000万円、地方交付税で7億1072万3000円、国庫支出金1億5557万3000円、県支出金1億2220万6000円、市債4億8960万円を計上いたしました。

また、歳出においては、財産管理費の東日本大震災復興まちづくり基金及びまちづくり支援事業基金積立金に7億8213万円、消防費の千代田地区防災無線整備及び災害対策費1億8630万3000円、教育費の下稲吉東小学校耐震補強工事及び下稲吉小学校施設整備工事5億582万4000円、小中学校を含め公共施設の災害復旧費を2億6698万5000円計上いたしました。

また、古橋議員ご指摘の市民法人に対して、先ほど説明した財源が入ってきたのにもかかわらず、享受が得られていないというご指摘でございますが、今後においても必要性等を確認し、事業調整を行って検討していきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、古橋議員のご質問、3点目、介護保険税上げと市内施設追加供給、市の自然動態による需要と供給と介護保険計画と整合性についてお答えいたします。

平成24年度から平成26年度を計画期間とする第5期介護保険事業計画につきましては、高齢者人口及び認定者数並びに介護サービス給付状況をもとに将来推計をしておりますが、いずれも増加傾向を示しております。また、平成26年度の高齢化率は24.3%と見込んでおります。

給付費においては、第4期介護保険事業計画と比較しまして、約8億円と大きく増加しておりますので、介護保険料についても増加しているという状況でございます。

その中で、施設整備につきましては、特別養護老人ホームの増床と有料老人ホームの新設を事業計画で見込んでおりますが、どちらの施設も住所地特例施設なので、市外から転入し当市に住所を移して利用する方の介護サービス給付費は当市の負担とはなりません。

また、介護老人保健施設につきましては、第5期介護保険事業計画には整備計画はありませんが、茨城県の高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画において設定されました土浦・石岡・かすみがうら市を圏域とする土浦福祉圏域での整備計画がありまして、当市の被保険者が市外の施設を利用している状況を考慮し、介護老人保健施設整備についての意見書を交付してございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、まず、市長の残任期間と政治責任姿勢について、再度お尋ねいたします。

特段に、改めて責任を負うべき、さらには、私が先ほど議会としても責任はあると申し上げても、市長としては、何も責任はあるとの発言は見られなかったわけでございます。

再度お尋ねします。

市長、本当にあなたは、この市議会リコールという市の混乱を先導した1人として、一切責任はないのですか、お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この一連のいわゆる署名活動の中で、議会も相当変わってきたと。私もそれに対応するということは、先般の全協でも申し上げたとおりでありまして、今後、議会と市民、市長側との押し合い引き合い、それを通じて市民のための政治を実現していくと、こういう基本姿勢で臨んでいきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の答弁からしますと、責任という2文字には一切触れないということですか、お尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

こういう問題について、責任とか、そういうことを論じること自体が問題外でありまして、議会に責任があるとか市長に責任があるとか、否決したのは議会の責任であるとか、それは、そういう意味での責任を論ずるものではないと思います。責任問題を論ずるものではないと思います。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長、選挙のときから、市長は市民目線ということで強調されておりましたが、今現在の4万3000人のかすみがうら市民の感覚を察すると、そういう市長がおっしゃった責任をどのように、この我々議会と市長がどのぐらい責任を感じているか、こういうものは、市民の感覚としては求めているということによろしいんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この責任問題を論じること自体が意味がないことでありまして、最終的には選挙結果、あるいはいろんな投票の結果、それがあつたわけですから、それで決めればいいのでありまして、いわゆるリコールのための署名活動を私は市民団体と一緒にやったわけですが、それはいわゆる市民サイドの直接請求権の行使でありまして、それが670という僅差で実行には至りませんでした、いわゆる市議会の議会解散を実行するための住民投票の実行には至りませんでした、それをやった市長の責任であるとか、あるいは、あと670票で議会が解散に追い込まれる、そのまま批判された議会の責任であるとか、そういう責任論を論じても意味はないと思います。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長、市長が先導して活動していた議会リコール、これは市長の政策、議案、幾つかを議会が否決しているということで責任を追及していたのではないですか。そういうことから、この市議会リコールの結果というのは、責任をやはり市民に、市長として、もちろん私としても責任は市民にお伝えする、そういうふうを考えるべきだと思います。

この先、幾ら市長に市議会リコールの責任を問いただしても、この責任という2文字には触れないと思われまので、先に進みたいと存じます。

市長はこの議会リコールの結果にかかわりまして、公式の記録ではない、選挙管理委員会の数えた数ではありませんが、この私的な記録1万筆にこだわられております。それを当市の有権者から差し引きますと、たくさんの署名をとらなかった市民がいるわけでございますけれども、その署名をしなかった市民の皆さんにお伝えできる何かは、今、現時点として何かありますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

任期中を通じまして、4年間の任期中を通じまして、私は公約の実現に努めているところでございます。その一環で、今回のリコール運動があったわけでありますが、このことによりまして、今まで動かなかったことも大きく動いたわけです。さらには、公約の実現に向けて、今まではやや押しが、いわゆる私側の押しが強過ぎたかなと、そういう反省はいたしておりますが、そういう反省の上に立って、今後は引くところは引いて、さらに公約の実現、市民の福利厚生の実現に取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

特に、この日本の古来から、責任をとって腹を切るとか、けじめをつけるとかという儀式がありましたけれども、我々は日本人である以上、それらの尊厳を持って、やはり市民に政治活動をアピールしていくと。これは誰しもの認識であろうと私は思う次第でございます。市長は、仮にリコールが成立したとするならば、議会に対しての責任をさらに詰め寄ったものであろうと、私は察するところであります。

今後の市長の政治姿勢としてお尋ねしますけれども、

一例を挙げるならば、シルバー人材センターからの仕事をとった件でございます。今年度、通年ベースですと900万円もの運動公園関連の管理がありましたが、

先般、文教厚生委員会で運動公園の視察を行いました。確かに、その増額のかいだけあって、芝の管理は従来に比べてはよかったものと私は察しますが、この2500万円があるならば、シルバー人材センターとしても十分対応できる範囲であろうというふうに、私は調査を行ってまいりました。

単年度契約のところが複数年契約、特別委員会のほうもまだ最終までは至っておりませんが、このような強引なやり方、これは今後2年間、そして、これまでの2年間で反省と今後の政治姿勢、これをご答弁いただければと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、古橋議員の今の発言の中で、今回の一括管理、あじさい館ほかの一括管理を請け負った業者が、私の政治団体に資金供与をしているようなお話がございましたが、まず、その点については、何をもちましてそういうことをおっしゃるのか、お答えいただきたいと思っております。そういう事実は全くありません。

それと、いわゆる一括管理のことではありますが、従来はいわゆる市の職員が数名ついて、それで直接指揮監督をして、職員が管理監督をしてシルバー人材から受けた派遣の、いわゆるシルバ

一人材に所属する人を直接監督して、それでいろんな管理をやっていたわけです。そのほか、業者委託になっていたいわゆる光熱管理、光熱部分に関する管理なんかもございますが、あるいは受け付け業務なんかもございますが、いわゆる直接監督をやっていた。そのために職員が役所の中にいたわけです。

今回は、それを抜本的に民間に持っていくというのが当初あじさい館で計画されておった指定管理者制度、指定管理者制度になりますと収入のほうも指定管理者のほうに入っていきますから。その手法を使っているのが、今雪入でやっております、雪入ふれあいの里公園ですか。あそこは一括管理で、1人の業者が全部受け付けから、緑地管理から全部やっております。その中間的なものが、今回、いわゆる一括管理で発注をしたものです。事実、シルバー人材センターについても、従来とは契約方法が違っているんですね。いわゆる任せる形、一括管理ということで任せる形で、富士見塚古墳公園は試行的にシルバー人材センターにお願いをしております。それ以外のところについては、3カ所ですか、3カ所の公園その他については、一括管理でさっきおっしゃった土浦市の業者に渡したと。さらに、歩崎公園については、不調があったものですから、いわゆる入札不調があったものですから、これは現在直営でやっております。いわゆる役場の職員が直接管理監督をして、頼んだ人に直接こうやれああやれと指示をしてやっております。これが一番原始的な形であります。そういった発注の仕方が違うわけでありまして。この検証の部分は今おっしゃったわけでありまして。

私はその検証に触れるのであれば、まだ検証するには早いと思うんですが、もう見た目にも全然違ってきているのは事実でありまして、私は発注したところをそれぞれ回っております。富士見塚も回っておりますし、あじさい館も、あるいはスポーツ公園も回っております。今までと全然違います。今までとは全然違った感じがなされております。ただ、富士見塚公園については、先般ちょっと指摘したのでありますが、いわゆる芝については、まあ満足ではないのですが一応刈ってはあります。いわゆる低木類についての管理がちょっとおろそかではないかということでシルバーの方に、これはシルバー人材センターには、ことし1年試行的にできるかどうかやってみなということで、お願いをした経過がございますので、ことしのシルバー人材センターのいわゆる管理の仕方、これによって来年発注方法を考えていきたいと思っております。今のところ、やっぱりシルバー人材センターには、いわゆる監督がないわけですね。芝の管理をする、あるいは植木の剪定をする、フジづるをとる、そういったことを管理監督する人がシルバー人材センターにはいないんですね、職員はいるんですが。給料計算したり、そういうことをやったりする職員はいるんですが、管理監督をする職員がいないんです。これは、しかし、ある程度は面倒を見ていくのが市の立場でありますから、そういったきっちりとしたシルバー人材センターの指導も含めて、担当部にはシルバー人材センターとよく打ち合わせをするようにということを、つい10日ほど前も申し渡したところで、指示したところでございます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時54分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいまの古橋智樹君の政治資金の関係の発言につきましては、議長において、後刻会議録を調査の上、処置することにいたしたいと思います。

改めて、市長に申し上げます。

反問権はございませんので、反問権もお取り消し願いたいと思います。

一般質問を続けます。

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

引き続き、政治姿勢についてお尋ねいたします。

市長がこれまで、選挙来、用いてきました医療費無料化、さらには国保税の引き下げ、さらには水道料金の引き下げ。この無料、引き下げ、これらは行政の実務として、イコール、市民の負担、無料にすること、引き下げること、これは我々の市民の負担で賄う。この認識についてはいかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いかなる行政サービスも、市民負担なくしてはあり得ないわけであります。だれも総論は賛成ですね、改革に関しては。総論は賛成。各論になると反対です。自分の既得権益を奪われることに対してはだれも、だれもじゃないんですが多くの人が反対します。そこがやっぱり改革の問題点でありまして、私は、無料、あるいは引き下げ等も必要なものはどんどんやっていかなくてはならないと思っています。

例えば、子育ての支援については、もうどんどん進めるべきであります。しかし、一方で、はっきり申しますが、高齢者に対する過剰サービスということもやっぱり問いていかなくてはならないと思います。そういうことで、私は大変評判を悪くしているのは覚悟はしております。しかし、そういったことをあえて言うのが政治家であります。そういう総論賛成、各論反対ということは、私はまずいと思います。やはり改革すべきところはどんどん改革していく。そういう中で負担も出していく、サービスも必要なところへどんどんふやしていくと。そういう姿勢で今後も臨みたいと思っています。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の答弁からすると、無料、引き下げというのは市の財源をもってかえるというふうに理解したいんですが、よろしいですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

どういサービスについても、先ほど申しましたように無料でできる行政サービスというものはありません。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そしてこの政治姿勢として、特に、市長は改革と称しまして、経費の、人件費を初めとした削減をこれまで提案なさってきた。我々議会としても定数を減らした後も、協力できる部分は協力してきたというふうに私も認識しております。

しかしながら、幾らこの景気の回復があろうとも、やはりこの経費の節減だけではこの市は守れない。やはり税収をとりに行くところはとりに行く。守るだけではなく攻める部分もあるという。

ですから、この市長が特に専行してやられている経費の節減、これだけでは中長期的には成り立つのか、成り立たないのか、お考えをいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もちろん経費の節減だけでどんどん財政規模を縮小させていくということだけでは、問題は解決しないわけです。一方で、税収も確保していかななくてはなりません。そういった意味で、市の振興策というのは必要であります。

私は、この振興策の中で、経費の配分もそうありますが、振興策の中でも考えていかななくてはならないのは、やはり2つのキーワードがあろうと思います。それは老から若へ、すべての政策や何かを、そういったものを組み合わせて振興策を図っていく。さらには官から民へです。官から民へという、そういういわゆる余計な撤廃は取っ払っていくと。そういうことで官から民へ活力を移行することによって市の振興策を全体に図っていくと。

そういう、私は、この2つのキーワードを絶えず考えながら行政に当たっているところでございます。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

では、そのキーワードの1点をお尋ねしたいと思うんですけれども、老から若へということで、最近の報道でも少子高齢化、不景気が続く中で、若者が高齢化率を支え切れない、こういったマスコミの報道が目に見えるようになりました。

当市では、昨年度、敬老祝金を削除したいということで約500万を減らすという、500万の対象を一部で減らすということで、我々の採決としては現状のまま残しました。

確かに、今の現役世代の中でも40代以下、これが、特に貯金、貯蓄、これが非常に苦しい世代である。この東日本大震災や景気の低迷の中で、今よりも時代のよかった世代に、市長を初めとする世代、それが現役世代として、私の年齢ぐらいのときにある程度景気がついてきて、仕事をすればそれに対する対価があった。そういうものを積み上げてきて、皆さんもご承知のとおり、

日本国全体の中の貯蓄の大半を60代以上の方が割合を占めているという統計もあります。そういった中で、冬眠している預金を動かそうとか、そういった取り組みも政府でしているわけでございます。

私としては、そういうことであるならば、これまでの市長の政策とともに、敬老祝金の削除だけではなく、もっとこの残りの残任期間の中で実行できるような事業提案を私はすべきだというふうに思いますけれども、何か具体的な、建設的な、老から若への金のシフト、何かこの市としてできるもの、何かお考えはありますか。

○議長（小座野定信君）

宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

政策的に行政の中でやっていくものは、典型的に言えば、例えば敬老祝金の77歳になったら7,000円をいただくということは、それはお年寄りにとっては楽しみであります、果たしてそういったことが、今、行政経費として支出すべきかどうかというのは大いに疑問であるという観点から、昨年、条例改正案を出させてもらったわけでありまして。

それと全く対比されるのが子育て支援策です。中学生以下の医療費の無料化については私は100%実施を目指して、中学生以下の医療費の無料化ですね、これを100%実施を目指して条例案を提案したところでありますが、いまだ100%実施には至っていないということで、これは議会の皆さんとも相談をしながら、今後100%実施に向けてやっていくと。さらには、きょう民主党がまた寝ぼけたことを言い出しましたが、子ども手当を倍にするとかっていう話であります、確かに、民主党が今言うから寝ぼけた話になっちゃうんですが、これはやっぱり、こういうことも考えていかななくてはならないと思います。

しかし、その根本原因である、古橋議員がさっき指摘になった市の振興策をこれとどう絡めてどう関係づけていくのかということでありまして、私はさっき申し上げましたように、産業誘致策として、前にもお話をいたしました、いわゆる福祉を一つの産業であると、ビジネスチャンスとしてとらえて、これに積極的に取り組むことによって、いわゆる市の雇用機会をふやしていくということも大切ではないかと。人によっては、福祉産業は低賃金の環境にあるということを申す人がおります。しかし、低賃金であろうと何だろうと、まずはいわゆる職場環境がないことにはどうにもなりません。職場環境がないことにはどうにもなりません。いわゆる、3K、3K部門ということで、福祉産業というのはなかなか就業者が少ないと聞いております。そういった意味で、福祉業界の中でもいわゆる職員の奪い合いが始まっているような、始まっているというか、そういう奪い合いが今現実にあるようであります。いわゆる人は足りないんです。福祉産業に従事する人は足りないんです。業者間で奪い合いがあるわけですから。しかし、一方、就業を希望する人は少ないということは聞いておりますが、それは余りにも急成長しているので供給が追いつかないという面もあろうかと思っております。ですから、福祉産業のすそ野というのは非常に広いと思っております。いわゆるそこに従事する職員の教育まで含めて、育成まで含めて福祉産業でありますから、そういうのを丸抱えでやっぱり市として対応していくという、積極的に取り組んでいくという姿勢が私は必要であると、そういうふうに思っております。もちろん自動車産業やあるいはIT産業とか、そういったいわゆるハードの工業、いわゆる従来産業、工場誘致と言われ

たようなことも大事ではあるかと思いますが、現実的には逃げていく工場のほうが今は地域によつては多いわけでありますから、そういったことを踏まえると、今後福祉産業の占める比重というのは振興策の中で大きくなっていくというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、前回、前々回ですか、その中で、福祉産業は世の中には確かに必要ではあります。需要も高齢化率という点では確かに必要ではありますけれども、主産業ではない。ある意味、語弊があるかもしれませんが、ベンチャー的な部分であるというふうに私は見ている部分もあります。

そういった中で、当市、現状の法人税収の中では、市長が今おっしゃった中では逃げる企業、工場を撤退する企業ですね、統合して、上稲吉なんかにもそういうことで神奈川のほうから工場を統合してこちらに来ていただいて、いろいろこちらのほうでも、企業誘致の条例で優遇させていただいたこともありますけれども、現状として、税収は非常にプラスの面が見受けられるということもあります。

私は、ここで何を言いたいのかというと、政治姿勢の質問ですので、これまで2年の中で本当はこういった、市長が先ほども言った税収を求めることも必要だとおっしゃいましたよね。そういう意味では、やはり市長の政策、そういったものと並行に取り組む姿勢が必要であったというふうに思うわけです。そして、今後2年間、市長のいろいろな改革もよろしいでしょう。それとともにそういった、いわゆる行政の王道的な部分、こういったものを市長公室の企画の部門にしっかりとやらせる。仕事をさせる。これが市民への還元であり、市民の負担軽減につながるわけがあります。

しかしながら、前回の質問で、私、地域活性の質問をしました。これについては、2回目の質問以降時間がなくてできませんでしたけれども、非常に、市長の心を感じない答弁だったんですね。商工会への支援を引き続き行い、自治金融の、自治金融と言ったか、ちょっと記憶はございませんけれども、利子補給等だの、これまでの通年の常套句みたいなことを答弁でおっしゃったんですね。私は、こういうものを市長が力を注いできた市議会のリコール、こういう力を、本来はこういうところを優先に向けるべきだったというふうに私は思うんですけれども。

その反省点はいかがですか、ありませんか。

今後、この市議会リコールを経て、そういったものにまずは取り組む。それで市民に利益を還元する、そういうお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市の産業の振興策、あるいはいろんな誘致等も含めてであろうと思います。

さっきお話ししました福祉産業についての考えは別にしまして、これは、今かすみがうら市に立地している企業、この人たちを大事にするということも一方で、いわゆる引きとめ策と申してはあれですが、市の産業を大事にするということも必要だと思います。そういう意味で、私はリ

コール運動をやっているをおろそかにするなんということは全然していませんで、そっちはそっち、こっちはこっちでやっていますから。

例えば、従来ずっと聞いてもらえなかったということで、私が今回取り上げたことの何点かを申しますれば、カスミさんの子会社で、中貫の工業団地の中に工場があそこにあるんですが、そこに行ったときに、あそこの工場のおきあたりが長年冠水していてどうにもならないというのが、言っても取り組んでももらえないんだと。そういう工業団地として誘致しておきながら、長年そういう状態を放置しておったということで、これは、即指示をしまして調査に当たらせました、昨年。現在のところ、土浦市側に排水のいわゆる末端があるものですから、土浦市側と協議をしまして、協議が調いまして、多分もう工事に入っていると思うんですが、そういう解決をする。これは、こんなことも大事だと思います。

さらには、今現在問題になっているのは日立建機の霞ヶ浦工場について、あそこの道路の問題で新たな問題が出てきております。これは、私、昔、町長時代からの懸案であったんですが、何とか、大型車両の通行に関する事なんですが、水資源道路の通行を、今、日立建機が50トン、70トンの車両をあそこへ入れておりますが、これが今風前のともしびになっております。水資源公団では、あそこは通っちゃだめだということを書いてきました。それに対して日立建機側と一体となって、何とかこれを改善策を図っていくと。その解決のためには、膨大な費用がかかるかもしれませんが、日立建機をかすみがうら市にこのまま立地していただくという、立地を続けていただくということは、かすみがうら市の、ある意味では生命線にもなっていますから、大事なことだと思います。

さらには、あそこの霞ヶ浦工場の近くの、今、下水の問題等についても取り組んでおりまして、佐藤議員からはいろいろご指摘を受けておりまして、必要ではないんじゃないかということもありますが、今、工場側の希望等も聞きながら、これも慎重に対応して、工場が少なくとも、かすみがうら市の姿勢が悪いために、行政の対応が悪いために逃げていっちゃうなんということは絶対あってはならないことでありまして、むしろ、呼び込むことも大事であります、そういういわゆるアフターケアというか、工場側の、時々工場も回って、いろいろ苦情を聞きながら対応していくというのも、これも長い意味では、大きい意味では、いわゆる市の振興につながっていくと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私は、そこまでおっしゃるんでしたら、やはり、市議会リコールというものはネガティブな内容ですから、地域の法人、外から見ても与信を減らすものでありますから、私は慎重にやるべきだったというふうに申し上げます。

それに加えて、市長はこの政治姿勢の中の一つとして、日本の借金を、国債ですね、国債を返済するためにさらに赤字を起こす、こういった体質は現実でありますけれども、地方自治体はまた違います。にもまして、当市は地方交付税を多分にいただいている自治体ですから。私が申し上げたいのは、市長が、その財政危機、訴えられている、例えば臨時財政対策債が空手形であるとか、そういったことは、この市の三百数十億の起債の残高と余り私は整合性がない。市民にと

っては単なる不安を助長するだけのようになっている。私は、この点についても、もっと慎重に訴える。もし市長が、そこまでやはり根本的には国のことを解決しなければならないんだというのであれば、いずれ近いうちにある衆議院選挙、こういったものに、やはり市民のために、市民にかわって政治をとるといふならば、こういったものに、私は、臨むことも市長のポリシーであろうというふうに思いますけれども、いかがですか。国政に臨む、そういったお考えはおありなんですか。河村たかしさん、減税日本ということで非常に国政に前向きであります。いろいろつながりもありますでしょうし、市長のこれまでのポリシーとも似ている部分もあると思いますので、ぜひその辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員のお話を聞いておりますと、どうもネガティブな部分が強調されがちであります。すべて住民投票、いわゆるリコール活動についても、あるいは市の振興策についても、ネガティブ、ネガティブにこうお話をされるわけではありますが、私は逆にポジティブ、ポジティブにお話をしております。ポジティブにとらえるならば、大きい山が動いて、可視化も進みというふうに私はとらえていますから、全然、市政は進んだというふうにとっていますから、前進したというふうにとっています。だから、全然ネガティブにしか考えておりませんので、その部分は充分見解が違ふと。

そういう中で、国政の話であります。私は今残す任期は2年弱になりましたが、その任期を、今、お話ししましたように、改革のために、ですからその国の改革をこの部分にいてやるという事は、これはできないわけです。国のほうは国でやっているわけですから。しかし、我が市の、いわゆるやりたいことが国でやっていることが障害になる場合、私は大いに異議は申し立てます。国でも県でもどんどん言うことは言います。そんなことはやってもらったら、そんな規則で縛られたら困るよとか、それはきちんと言います。

しかし、この市の中は独自に、やっぱり国とは別に、国はもうさんたんたる状況です。我々もさんたんたる状況です。この状況から、自分は自分で努力していくんだと。その姿勢は、やっぱり市民にも理解してもらって進めなくてはならないと思います。

そういう絡みの中で、臨時財政対策債の話は出てくると思うんですが、地方交付税が今まで潤沢だとおっしゃいましたが、地方交付税は10年前は45億あったんです。今は35億になっちゃっています。その10億はどうなったのというと、予算規模は変わってなくて収入も変わっていない、ほかの収入も変わっていないんですから、それが臨時財政対策債の10億になっただけなんです。それは、今までは国が借金して交付税という形でくれたわけですが、今度は国は自分で借りろと。だから、我々が銀行へ借りに行き行ってサインして、10億を自分の名義で借りてきているのが臨時財政対策債です。かつては、それは交付税で来たものです。その臨時財政対策債というのは、いわゆる経費部分のまるっきりの支出ですから、特別にあの事業、この事業というわけでないですから、全く国の赤字国債に匹敵するものだということで、私はこれは国が言うからこれだけ発行できるんだということではなくて、やはりこの縮減にも努めるべきだということを私は思っております。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

その臨時財政対策債、今後2年間市長として頑張りたいとおっしゃるなら、もっとポジティブに考えるべきだと私は思います。金利も1%あたりでしょう。なおかつその金利も国から後で補てんされる。普通の企業であればなかなかこんな条件で借りられない。今、この国難に当たっては、それぐらい市長としてポジティブに取り組む。無用に市民をあおる材料と、私は、しないのが筋だというふうに思う次第であります。

それから、ポジティブに考えればということでおっしゃいましたけれども、リコールの後の談話、記者会見等、押しやり引いたりということは、ポジティブに考えたりネガティブに考えたりする必要があります。そういう意味では、バランスを持って今後2年間の政治市政に当たっていただきたいというふうに、強く申し上げます。

続いて、国の復旧復興費の計画使途不明について、2回目の質問をさせていただきます。

1回目の答弁からすると、何の過失、負い目もないというような川尻市長公室長の答弁に感じたんですけれども、実際、その震災以降に入ってきた通称特交という特別交付税ですね、これの執行率。細かい数字はいいです。半分だとか、3分の1とか、そういうものを実行している。ただしその中で、1回目の質問で申し上げた取り崩し型基金のような形で、今回の条例提案の中にありますけれども、そういう一環だと思いますけれども、そういったものは未執行として、何割、その20億以上のお金、そういったものをこれまで執行できたのかということでご答弁いただきたいんですけれども。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

先ほど、補正予算の中で18億何千万ということで説明したと思うんですけれども、18億3957万5000円のうち、一番大きいものが、要は積立金で、9億600……

○議長（小座野定信君）

公室長、パーセンテージで聞いているので。

[古橋議員「割合でいいです」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

執行割合を知りたいと思うんですよ。

○市長公室長（川尻芳弘君）

すみません。執行割合についてはちょっと手持ち資料がないので、後で報告したいと思います。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時25分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続けます。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今、川尻さんが答弁した中でも、既に半分は積み立てたということですよ。ですよ。今、おっしゃった中だと。

私としては、言い方は悪いかもしれませんが棚上げなんです。死に金なんです。やっぱりこういう復興費、これをやっぱり速やかに実行するというのが、私は人件費の削減よりも先に市長が職員に命じる。これが市民のためであります。

しかしながら、関連として申し添えさせていただきますけれども、市長は、今、JA土浦に対して補助金の返還を迫っておりますけれども、私からすれば、この復旧・復興のこの時期に、しかも農家の皆さんに十分風評被害の対策も正直手ごたえとしてまだまだ足りていないでしょう。そういう中で、これを金を返せというのは自分のことを棚に上げて、悪く言えばですよ。私は、もっと、だったら有効に使ってくださいと言えるような事柄だと私は思います。

そういったことで、今後、その復興に関する国からの予算、役所の中のどういう体制で市民、法人にその利益を還元できる、どういう体制でやるのかお尋ねしたいと思います。予算が余分であれば、今までの現状のまま企画にやらせるだけでは予算執行はできないはず。この人員を減らしている中で、まあ、ことしは公約と違って人を入れるのかもしれませんが、どういふうにその復興として国から来た予算を市民にいち早く届けるか、それをどういう体制でやるか、お尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、これ2点あるんですかね。農協のほうと……

[古橋議員「農協はいいです。結構です」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いいですか。農協もそれは全然話が……。

[古橋議員「お任せします」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

委員会でやったと思うんですが、知ってのとおりです。

この基金の問題ですが、何か基金にため込んじゃって使っていないんじゃないかというようなお話みたいなんですが。

今、復興基金の現在高は7億1600万だそうであありますが、いわゆる基金に積んでおくのは、今後これは取り崩して復興に使っていくという前提でありますから。じゃ、どの程度今後かかっているのというのが当然予想されると思うんですよ。まず、庁舎が5億近くかかるでしょう。まあ四、五億かかりますよね、千代田庁舎が。それから、私の頭の中でざっとあるのは、この復興のために水道をつなぐという、これ2億5000ぐらいかかりますね。それから、防災無線整備し直しですね。これもやっぱり4億5000かそれ以上かかると思います。それをざっと見ただけで十二、

三億かかる。だから、復興基金の七、八億では足りないわけです。これ、何かどこかへ使っちゃえってということですか。そういうことではないと思うんですが、これはとってあるけれども当てるお金ですよということです。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

ですから、そういったものをお考えであるならば、議会にちゃんとその計画をしっかりと示したことがありますか。私は、ないから言っているんですよ。

それで、これまでの特交、特別交付税の形は根拠をもって財政需要ということで、県に相談して国に最終的に申請していると思うんですけれども、どういう財政需要としてやったんですか。千代田庁舎の復旧のために財政需要が必要だということを出したんですか。

答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

23年度におきましては、国のほうで補正予算が4回実施されました。国の補正予算に係る市の状況につきましては、第1次補正予算にて災害廃棄物、瓦れき等の円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理事業国庫補助金2435万8000円を交付決定を受けました。平成23年度の財源となっております。これに加え2620万、地方交付税の追加が行われました。

第2次補正予算では地方交付税の追加交付が行われ、1億3268万7000円の歳入となりました。こちらにつきましても、庁舎の関係の財源となっております。

第3次補正予算では、千代田庁舎機能の千代田公民館講堂への移転に係る経費につきまして、市町村行政機能応急復旧補助金1858万5000円の交付決定を受け、平成23年度の歳入となっております。こちらが仮庁舎移転の費用でございます。また、消防防災通信基盤整備事業費補助金2190万円の交付決定を受け、平成24年度への繰り越しとしております。これに加え、震災復興特別交付税が23年度は新たに創設されまして、2億9330万5000円の歳入となっております。こちらが先ほど市長が言った基金のほうに積み立てている一部でございます。

第4次補正予算においては、地方交付税の追加交付が行われ、657万8000円の歳入となりました。

いずれも特別交付税の内容となります。

古橋議員が言うように、どのように請求したのかということでございますけれども、先ほど言った千代田庁舎の内容につきましては、こういうふうに壊れたんだよというようなことで、市のほうから国のほうに伝えた内容でございます。細かい積算というのはないかというふうに思っております。ですから、この一つ一つ交付されている数字でございますけれども、国のほうで恐らく算定基準があったのかと思うんですけれども、こちらから、どのように細かく壊れたんだよというような報告ではなかったというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

これまで再三、千代田庁舎、早期に復旧をやってくれといろいろ議会も意見を言った時期がありましたけれども、その後、それをやはり復興という位置づけで、今、庁舎が分散している、この無駄なコストを早くこの期間にまとめてやる、そういう計画の示し方が1回も議会に私はないと思うんですよ。こう聞けば、そうやっていますという。やはり計画というものを市民に見せて、そういったことによって、いつからこの千代田庁舎は復旧できるんだなということに対して、いろいろ関連の復旧も、この市役所の皆さんだけでなく、市民だって、やはり何かしら需要、利益に結びつけられるような形を、今、この景気の悪い中ですから求めているわけですよ。ですから、市長公室長のその机の上だけでわかるのではなくて、それがやはり市民に伝わるというのが地域の活性であろうと私は申し上げたい。

そして今後、今回の条例提案で出ていますので、そこで時間があればお尋ねしようとは思いますが、やはり速やかに予算を執行する。これが市民の負担軽減でもある。そういうことを、私はいま一度市長のご認識としてお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何回も申しておりますが、いわゆる復旧・復興に向けて、今、設計をしたり、あるいは年次配分で計画を立てているわけです。水道の復旧についても、防災無線についても計画を立ててやっております。そのことにつきましては、議会にもご報告を申し上げ、また私は市民の皆さんに対しては、今回の市政懇談会等でも逐一何年度にはこうなるよと、例えば、庁舎については、来年の今頃には戻れるんだよという具体的なお話をしております。お金もこのぐらにかかるんだよと。

そういう中で、復興基金は今七、八億あるわけでありましたが、千代田庁舎のいわゆる復旧費については、国のほうの考え方としては、この一括の復興特別交付税という形で、もう国のほうではやったんだよという認識が多分あるのではないかと思います。しかし、我々としては、市側としては、今からこういう細かい見積もりが出たんだよと、これについては持ってもらいたいと、こういうことで、今、かすみがうら市だけではなくてほかの市町村でも、県内何カ所もこういう事例はあるわけです。今回の震災で修繕を億単位で必要とされる自治体というのはあるわけですから、そのほかの自治体と連携を組み合わせながら、国のほうに請求をしております。しかしなかなか国のほうも、それはもう特別交付金で出したんだからもうやらないよと。そう言われちゃうと、何だかんだ今からかかる総額というのは、今言った3つだけだって十二、三億はかかっちゃうわけですから、この七、八億あるものはとても足りない。そうすると、一般財源から今度は持ってこなくてはならない。そういう話になります。あるいは、借り入れをしなくてはならない話になります。そういう意味での基金であります。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

この先、私からすれば、いささか予算の執行のスピードが遅いということで訴えているんです

けれども、これを私が重ねて質問しても水かけ論になるかもしれませんけれども、一言。

中には、復旧として予算をいただいて発注した下水道が、入札で流れている。復旧しなくていいような下水って何ですか。非常に疑問があったりするわけですよ。入札で流れている、震災の被害のあった下水が入札で流れているんですよ。復旧しなくていい下水ってあるのかという、不思議にそういうことがあったり。まあ細かい点を、あらを言えばいろいろあるかもしれません。

とにかく、私は、予算の執行のスピード、これが市民のためであり、皆さんが仕事としてやるべき目標の一つであろうと思います。もちろん正確性も必要です。ルールに基づいた予算執行、これをぜひ市長先導のもと、この2年間、速やかに千代田庁舎の復旧を初め、防災無線、千代田地区と霞ヶ浦地区との水道の接続、こういったものを速やかに取り組んでもらいたいということをお願いしまして、次の質問に移ります。

介護保険税の引き上げと市内施設の追加の供給について質問いたします。

先ほど鈴木部長からは、住所地特例ということで、仮に転入者が来ても当市が負担することはないということで答弁がありましたけれども、今いろいろ、そういった中でも生活に困窮していて生活保護費をもらったり、いろいろさまざま結果として市の負担が出るようなケースもあるというふうに察してはおりますけれども、実際どうですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今お話しいただきましたように、他市町村のほうから転入する方で、生活保護者の方もいらっしゃいます。そういう方につきましては、転入元の市町村のほうと協議しまして、市のほうに負担にならないようにというようなことでやっている状況でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

具体的に一つ挙げますと、生活保護費などはどういう関係で支給されているのですか。お尋ねします。

○議長（小座野定信君）

鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

介護保険入所者につきましては、あくまでも生活保護費につきましても、以前にいた住所のほうで支給してもらおうということで行っております。市のほうで新たにこちらに住所が発生したという段階で、保護費がふえるということとはございません。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

細かい話になりますけれども、それは自治体間の申し合わせですか。それとも省令等で、法令等で決まっている話ですか。

○議長（小座野定信君）

鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、申し合わせではなく、決まっているところでございます。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私としては、できるなら当市の自然動態の介護認定の需要に合わせて施設があるべきというふうに思いたいんですけども、現実には介護事業者を営む皆さん、中には社会福祉法人もありますけれども、建物を建てたからには、やはり中に入居者を入れなければ収支が合わないわけですから。そういうことで、特にこの千代田地区は、介護保険制度が始まってから早く施設が複数出て、入居者も市内だけで足りなければ、やはり外のニーズにもこたえていたという、実際はあるかもしれせん。

そういう状況の中で、市長が福祉を産業とするということは高齢化率等を踏まえれば理にかなっているところはあるんです。しかしながら、今介護保険の会計は1億ずつおおむね上がっています。これをやはりどうにかするということが、先ほど老から若へという考え方がありましたけれども、これを市長として、1億ずつふえていく、これはやむを得ないのか。

そういう中で、市民の負担、これは頼むしかないということで介護保険税を引き上げたんでしょうけれども。今後もこの介護保険制度を、市長の福祉産業という構想の中ですり合わせ、これうまくいくんですかね。ちょっと、市長がこれからやりたいということでもありますけれども、いろいろリスクもあるんじゃないかなと思います。実際に、従来この市の中で介護保険事業をなさっている皆さんにとっても、市長の答弁であったとおおり、ある程度の介護をできる技術を持った人、これもやはり人材も少ない。そういったこと等々。不安要素があるわけですけども、これが現実高齢化だけではなくて、少子化ということもあります。

市長、いかがですか。この介護保険税引き上げをしなければならぬ、1億ずつ上がっている、この実態の中で、今後、施設を追加して福祉産業とリンクしていく。ちょっと私としては、肥大してしまうおそれがあるんじゃないかなと思うんですが、その辺の自信はいかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、いわゆる福祉を市内の振興策としてとらえる私の考え方、基本的な考え方についての問いかけであろうかと思えます。

かすみがうら市の介護保険が1億ずつ上がっていると。これはもちろん市内の、いわゆる高齢化率も、介護保険の受給者率も上がっているわけです。そういうことで、もともとかすみがうら市にお住まいの方ですよ。ですから、かすみがうら市の施設に入っている人とか、あるいは、かすみがうら市では施設が足りない部分もあります。そういうところで小美玉とか石岡とか土浦の、かすみがうら市からそっちへ行っている方も含めて、いわゆるかすみがうら市の介護保険で対応していますから、いわゆるそういうかすみがうら市民の介護受給者の比率は高まっているのですから、これはやむを得ないと思えます。これはかすみがうら市だけではなくて、もう日本全国至

るところそうなんです。そういう状況があるので、介護保険はどこの市町村でも苦慮しているところですよ、これは上がっていますよね。かすみがうら市だけの問題ではないです。

そういう中で、かすみがうら市の置かれた場所というのは、東京から、1時間で行ったり来たり、行っても来ても1時間でできるわけですから、こういう立地の中で、東京はどうなんだろうかと。東京でも同じように爆発的にふえています。今後、都内の高齢化率というのは、高度成長のときにどおんといった人が、一気に今から高齢化、ちょうど私らの年代ですから、それから後ですから。まだ、私らは大丈夫だけど、あと10年もすると介護保険のあれになってきます。早いのはもう介護保険の世話になっています、私らの年代でもね。そういう人たちが都内でどおんとふえるわけです。東京だけでは絶対面倒見切れないんです。

国交省も躍起になって、いわゆる高度成長期につくった住都公団の公団住宅を、今まで5棟あったやつを3棟にして、高齢者向けにつけかえるとか。そういうことを国交省まで躍起になって始まりました、厚労省だけではなくて。厚労省はそういった福祉政策の中心ですが、今国交省までそういう福祉対策で国交予算を使うと、そういう方向へ行っています。ですから、公団住宅をつくりかえて高齢者向けにしたときには1割補助を出すというのは国交省の補助金で出ているんです。厚労省の補助金ではないんです。それほど今は、介護を要する高齢者というのは今から爆発的にふえるわけです。

これを、いわゆる市の振興策で使っていくことについての危惧だと思うんですが、これは今の制度では住所地特例ということで、あくまでも特例です。特例ですから一般的ではないわけです。一般的ではないんです。住所地制度ではなくて住所地特例制度なんです。特別な制度なんです。東京の人がかすみがうら市に来て介護保険を受けるときには、東京の介護保険を使わせると。そういうことで、うちのほうも施設の認可も出しているし、そういうことでこの特例制度を絶対やめるなということ、市長会を通じたりなんかして申し入れしています。これはいずれ特例なんていうことでは済まなくなると思いますよ、最終的には。特例じゃなくて、もう東京の爆発的なお年寄りも周辺の100キロ圏で引き受けると。そのかわり、介護保険はもう東京のものを使っても、要するに東京のものとか、かすみがうらのものとか、あるいは千葉の介護保険とか関係なく、本当は全国一律の介護保険制度にしちゃえば、そんな問題は出ないんです。どこで面倒見たって国税でやるわけですから。国の介護保険でやるわけです。でも、現状は国保税もそうですし、介護保険税もそういうことなんで、特例制度とか行政のかじ取りが難しくなるわけです。

でも、難しくても、私はビジネスチャンスであるし、それを特例制度をうまく使う、あるいは都内の、いわゆる出し側の自治体と協定を結ぶとか、そういうことで私は解決できると、そういうふうには思っていますから。従来の常識から言ったら成り立たない商売なんです、あえて商売と言わせてもらうけれども、従来の常識から言ったら成り立たない商売です。でも、私はこれは大いなるビジネスチャンスだと思っています。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長が今る福祉産業についてのニーズをご説明いただきました。否定はいたしません。

しかし、現実として周りの市町村を見ると、私もまめに情報収集しているわけではありません

けれども、そこまで積極的に福祉を取り入れようとする市町村が、この県内の中あるのかなというのが実態、わかりませんが、不安に感じます。

その介護の需要と供給のバランスで、保育所だと待機児童ということでありましてけれども、この介護についてはそういった入居を待っている方、そういう何か指数みたいな形をご説明、当市の状況ですね、説明いただけますか。

[保健福祉部長「施設入居者に」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長、指名してからにしてください。

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

失礼しました。

ただいま古橋議員からありましたように、入所希望する方につきましては、各施設において待機者名簿みたいな形で確認してございます。今この時点ですと各施設どれだけちょっといるかということは把握、ただ、ちょっと数字的には持ってございませませんが、いずれの施設においても申し込みがあった方につきましては名簿みたいなものを、登録した名簿的なものがありまして、それぞれあきが出ますとその段階で判定委員会を開きまして、入所を決定するというようなことでやってございます。状況としましては、施設入所希望する方は多いというふうな形で認識はしております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の答弁で簡潔に言っていたかかったんですけども。

例えば、先ほど生活保護の話、ちらっと関連で触れましたけれども、実際、市長が福祉産業ということで株式会社の参入をさらに進めるのかもしれないけれども、介護保険制度のやっばり法ができて、その後、制度の浸透というのは、やはり株式会社の皆さんの力があつたから制度として安定したのかなというふうにも私も思いますけれども。その需要と供給のバランスで、今とんとんだというように私は答弁から感じたんですけども。実際はこの入居の費用というのは、市民の感覚からすると高いと思うんですけども、これがもうちょっと払いやすければいいんでしょうけれども、世帯分離させてですね。生活保護を何とか受けて、入居の足しにするとか、そういうトリックもあるのかもしれないし、決してこれはトリックと言っても違法だとは言いませんけども。

私としては、市長はそう積極的におっしゃいますけれども、それよりはやはりこの2年間の中で先にやるべきこと、防災関連、庁舎、水道の接続、そういったものに先ほどの答弁と同じ情熱を向けて取り組んでいただきたいと思うわけです。

石川副市長は、たしか私の知る限りでは高齢者プランにかかわっていたかどうか、そういう部門にいたかと思えますけれども。

鈴木部長に再度お尋ねしますけれども、市長のその福祉産業の構想と県の高齢者プラン、どう

ですか、高齢者プランはそういう積極的な部分というのものもあるんですか。私は、ほかの市町村と同様、慎重に抑制を図っているように私は思うんですけども、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

県のほうの介護保険の支援計画等につきましては、原則的などころにおきましては、各市町村の見込み等を合わせてつくったと、数字的なものを合わせてつくったというような状況でありまして、それぞれの市町村において見込み、要望等があればふえますけれども、全体的な話としては、県としては、そう特段強い拡大の方針は持っていないと。ただ、あくまでも、ここでも先ほどありました老人保健施設のほう、要望ありますけれども、それぞれの市町村のほうの数字を見込んでの計画というような考えでございます。

○議長（小座野定信君）

古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

介護事業を営む株式会社さんも、施設などの資産を自社資産ということにしていくと、なかなか資金繰りも大変だという状態は伺っています。そういったことで、市長が言うようなさらに高齢化率が騎馬戦型から肩車形式になるというような形、これを株式会社だけで足りる、バランスがとれるのかというのは、今後の不安材料だと思いますし、私としては、今回、市長は介護保険税の引き上げをご判断されましたけれども、市内の介護事業を営む法人、社会福祉法人等は非常に慎重な姿勢であります。市長の供給を産業と結びつけるところを、私は非常に危惧しているというふうに伺っております。

これは市長にお尋ねしてもいいと思うんですけども、そういうことで供給が多過ぎても問題がありましょし、需要を一気にこの市に呼び込むという、この近年の形も市にとって負担もふえますし、既存の介護事業者にとっても非常に負担、財政的な部分であったり、人的であったり、そういう不安もあると思うんですけども、ぜひ、市長のその構想は審議会を、もっと専門的な形をつくって、ぜひそういう構想を議会としても論議できるような場で、この2年間の中でやるのであれば、これまでの市長の行政改革へのエネルギーと同じぐらいに防災のこともやりながら、ぜひご提案いただければと思いますけれども。最後に一言そのことについてご答弁いただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私の福祉事業に対する考え方ではありますが、基本的にこれは民間事業者がやることでありまして、自然にほっておけばそうなるわけです。ただ、今の法律が介護保険制度が各市町村単位という法律に縛られちゃっているんで、うまくいかないわけです。だから特例制度というのは、住所地特例制度というのがそこに出てきて、何とかバランスを保っているわけです。

私が言っている、いわゆる福祉事業はプラチナ産業だと言っているのは、そういうことをまだ県だって言っていない。こんなことを言っているのは、作家で一人言っているのが今いますね。

いずれこれは自然の流れですから、そういう自然の流れを法律でへんぼうな形にしたって、それはとめられるはずがないんですよ、行く行くは。だから、そういう、いずれ介護保険なんかは全国一律にするしかないと思います、最終的に。ただそれを過渡的に。今、特例制度でカバーしていますが、それをうまく利用して、それをフルに使って東京側の自治体と協定するとか、事業者と協定するとかで事業を導入する。そういうことによって市の振興策を図っていく。来るのは事業者ですから、全部投資は事業者です。市が金を出すわけではないです。介護保険さえ何とか市の負担にならなければ、やったほうが得です。何でそれがほかの自治体が気がつく、気づかれちゃうとこっちの商売にならないから、気づかないうちにどんどん進めようと思っていますが、これは事業者がやることです。事業者サイドで言うと市内の既にやっている事業者、そういう事業をやっている方は、今度はどう考えるかという、そういう事業者が市内でふえるわけです。そうするとさっきもお話したように、従業員が少ないわけです。そういう福祉産業の従事者というのは3Kと言われて、従事者が少ない。だから、ほかの事業者は余りいい顔しません。でも、その事業者でも伸びている事業者はほかへ行ってやっています。例えば、神立病院さんなんかはあっちこっちでつくっていますね。でも、市内につくってもらっちゃ困るよと言うんです。かすみがうら市。それはちょっと虫がよすぎるんですよ。自分は外へ行っている、市内にはつくってもらっちゃだめだというのは、具体名を出して言っちゃ悪いけれども、それはないでしょう。五分で勝負してもらうほかはないんです。民間産業というのは、民間事業というのはみんな五分のリスクでやっています、お互いに。場合によったら、パイが1つならこっちがつぶれば、こっちが伸びる。こっちがつぶれば、こっちが伸びるで、食うか食われるかでやっているんですよ、今民間事業というのは。福祉産業だってみんなそうです。福祉産業の事業を営んでいる人はみんなそうなんです。それを今度は行政がどうコントロールして、全体としてふやしていくかという方向性を示せばいいわけです。かすみがうら市は、私はそういう方向性でいくということを行っているわけです。その際、気をつけるのは、市の介護保険を少なくともよそよりは上げないよと、そういうことです。近隣並みはしょうがないですね、これはね。そういうことであります。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

昼食休憩にいたしたいと思っておりますがいかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午後 0時02分

再 開 午後 1時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。続いて発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄でございます。

国会では8月29日、日本共産党など7つの野党・会派が提出した野田首相問責決議が、参院本会議で賛成多数で可決されました。問責決議は、消費税増税を強行した野田政権と民主・自民・公明の3党談合を断罪したもので、その可決は、民・自・公増税連合に痛打を与える結果となりました。この問責決議可決をつくり出した最大の力は、増税に反対する国民の世論と運動だと思います。野田首相はこの結果を重く受けとめて、速やかな解散・総選挙で信を仰ぐべきであります。

当市においては、市長みずからが先頭に立って進めてきた議会リコール運動が本請求までに至らず、不調に終わりました。今後は、市長と議会が粘り強く話し合う、住民アンケートなどをする、市民の意見を聞く努力が必要だと思います。そのような意味では、8月に連続して開催した市政懇談会は、市民の声を市政に直接反映させる有効な取り組みだったと評価できます。私もその立場から一般質問を行います。

1、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について。

問1、放射線対策本部の取り組みの現況報告及びその実績と今後の除染計画について伺います。

震災から1年5カ月、もうすぐで6カ月がたちます。しかし、今回の震災被害は未曾有であり、特に、福島第一原発の水素爆発でまき散らされた放射能被害も甚大であります。この放射能によって、以前との環境から比べると私たちは少なくとも4倍から5倍の放射線を浴びている環境の中に住んでいることとなります。一度降った放射能は消えることはありません。今は、主に雨によって汚染能が低いところに流され、土壌に濃縮して蓄積している状況となっており、大ざっぱな測定では汚染度が高い場所はわかりません。

私は前回、柏市の取り組みを紹介し、特に子どもの生活環境となる小中学校、保育所、幼稚園等については、地表高さ5センチにおける空間線量率についても、毎時0.23マイクロシーベルト未満を目標に除染を実施するよう要請しましたが、市長は国の除染ガイドラインを盾に、市の独自の取り組みについては拒否いたしました。また、除染した土については、施設内処理が原則だとの回答でした。

1、きめ細かい測定が肝心です。環境の変化を考え、放射線量の測定位置について地表5センチを加えることはできないか。

2、汚染土壌の保管場所について公共施設内、主に小中学校、保育所、幼稚園等ではありますが、での埋設処理ができない場合、市独自に仮置き場を設けることができないか。

3、土浦市は、民有地の除染の対応方針を公表し、除染対象区域内で中学生以下の子どもがいる家庭を優先に放射線測定、除染の作業に取り組んでおります。当市では民有地の除染対策をどのように考えていますか。

4、原発事故による健康不安を払拭するために龍ヶ崎市は、18歳以下と妊婦を対象に、甲状腺エコー検査費用とホールボディカウンターによる内部被曝線量検査費用の半額を助成すると発表しました。牛久市は既に実施、東海村も甲状腺検査を始めるとしております。この健康調査について市長は、検討していきたいと答弁しておりますが、方針は固まったのでしょうか。

以上、答弁を求めます。

問2、学校、保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の放射性セシウムの検査体制について。

市民の不安は、低線量の放射能の長期にわたる被曝の影響であります。外部被曝とともに、内部被曝に対する対策を強化することが求められております。その基本は食の安全です。

1、9月からは3台による検査体制が見込まれるとの回答がありました。給食食材の検査の拡充と自家栽培の食材を安心して食べられるよう、気軽に検査できる体制について。

2、また、毎日継続して摂取する食材から放射性物質を取り込まないために、5ベクレルを超える米、小麦、牛乳などは給食に使用しないこと。

3、土壌の放射性セシウムのサンプリング調査実施について、対策本部の検討結果は出たのでしょうか。

以上、答弁を求めます。

問3、東電への農畜産物及び水産物にかかわる損害と、市の対策費用の請求の現状について伺います。

政府は7月19日、東京電力の家庭向け電気料金の値上げ幅を平均8.47%とする方針を決定し、9月1日から実施されます。今回の値上げは、原発事故対応にかかる東電の負担を家庭や中小企業に押しつけるものであり、許せません。

一方で東電は、誠意ある賠償を怠っているのが実態であります。東電への賠償請求の現況と今後について答弁を求めます。

問4、霞ヶ浦の放射性物質対策について再度伺います。

霞ヶ浦の放射能汚染対策について、市長は前回、行方、土浦、阿見等とともに連携しながら考えていきたいと答弁していますが、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

問5、地域に根差した自然エネルギー対策について伺います。

原発は、もともと現在の技術ではコントロール仕切れない危険なエネルギー源であります。停止中の原発を再稼働するのではなく、原発から撤退し、自然エネルギーや省エネルギーを柱にしたエネルギー戦略を確立することこそが国民の安心にとって不可欠であります。

当市でも住宅用太陽光設備補助制度の実施を始めましたが、県内には土浦市を初め自主的にバイオマスタウン構想を策定した自治体が7つもあります。当市でも、地域に根差した自然エネルギー対策は考えているのでしょうか、答弁を求めます。

2、入札制度の改善について。

問1、希望価格の事前公表と最低制限価格にかかわる問題点について伺います。

入札談合の研究者である鈴木 満氏の調査によると、地方公共団体側は予定価格等の事前公表の理由として、透明性の確保と価格低下を期待を挙げております。しかし同氏は、それは表向きの理由であり、本当の理由はボーリング工作、いわゆる予定価格や最低制限価格、この情報入手する、こういう工作であります。業界ではボーリングと言っておまして、市長もこのボーリングの言葉を発言していると思います。これに対して、秘密を守るコストや職員が不祥事に巻き込まれるリスクを回避することにあるとし、同氏の調査では、事前公表と落札価格の低下の関係はいまだ明確ではなく、予定価格を事前公表すれば落札価格が低下するとは必ずしも言えない

としています。また公正取引委員会も、入札談合防止の効果を断定できないとしております。

私は、希望価格の事前公表と最低制限価格の設定をやめ、公契約条例を制定すべきと考えます。7月26日及び8月22日の水道事業の工事にかかわる入札結果を含め、市長の見解を求めます。

問2、公共事業発注における地域バランスとすみ分け入札について。

さきの議会での質問で総務部長は、結果のみですみ分けの判断は難しいと述べ、入札制度検討委員会での課題としました。その検討結果は出たのでしょうか。

また、道路工事関係における発注量の地域バランスについて前議会での一般質問の答弁で、霞ヶ浦地区の件数及び発注総額が千代田地区より多いことがわかりました。この数値の違いはどのような理由があるのでしょうか、答弁を求めます。

問3、指名競争入札をやめ、一般競争入札を原則とすることについて伺います。

指名入札から外された業者が古河市に損害賠償を求めた裁判が行われていますが、下妻地裁の判断は、地方自治法は一般競争入札が原則で、それ以外は例外的なものとする。長は、特定の業者を指名する義務はなく、業者にも指名を受ける権利は認められないとしました。

つくば市では9月から市発注建設工事について、原則として一般競争を全面導入することを決めました。当市も指名競争入札を全廃し、すべて一般競争入札にする決断をすべきと考えます。市長の答弁を求めます。

3、市立保育所の民営化について。

問1、市立さくら保育所民営化に当たって、父母、保護者に対する説明や意見聴取の取り組みの問題について伺います。

私は、児童福祉法第24条の市町村の保育実施義務は、公立が基本であると考えます。その立場から、市立保育所の民営化には反対してまいりました。しかし、市も議会も保育所の民営化を進める市立保育所運営事業者選考委員会条例を今回の3月議会で可決いたしました。

問題は、さくら保育所の民営化に当たって父母の会などの保護者に対して十分な説明と理解を得ていたのかということでもあります。私は選考委員会にかかわって初めて保護者から、民営化に対する不安の声が大きいことがわかりました。市長は、これら父母の会などの声を聞いているのでしょうか、答弁を求めます。

問2、市立保育所運営事業者選考委員会条例の課題と問題について伺います。

選考委員会条例は、ことしの3月27日に施行されましたが、第1回の選考委員会は8月4日でありました。選考委員に選出された保護者からは、市側の来年4月1日実施ありきのスケジュールに異議が噴出したしました。

第1回目の開催がおくれた理由は何でしょうか。スケジュールについて選考委員会では変更等の答申は出せないのでしょうか。市長及び担当部長の答弁を求めます。

4、いじめ問題に対する市教育委員会の取り組みについて。

繰り返し起こる学校でのいじめ問題、大津市で起きたいじめは深刻な事態です。重大なのは、事実を隠ぺいした学校や教育委員会の姿勢であります。いじめ問題を通じて、今、日本の教育のあり方が問われています。

問1、いじめ問題にかかわる市教育委員会の取り組み状況について。

問2、いじめの緊急実態把握の状況について。

問3、当市のいじめ未然防止と早期発見の対応について。

以上、3点について教育長の答弁を求めます。

5、「国民健康保険を命と健康を守る制度に」について。

問1、県内市町村の国保税の課税状況について伺います。

当市は昨年、応益割である均等割を大幅に引き上げる国保税の改定を行いました。その結果、平成22年度と平成23年度の本算定の国保税額を比較すると、引き上げとなる世帯数が2,773世帯、全体の41.3%です。一世帯当たりの平均増額が年間で4万2440円となることが市民部長の答弁でわかりました。県内の直近の国保税の課税状況はどうなっているのか、近隣市の試算結果についてお伺いをいたします。

問2、国民健康保険証の未交付状況についてお伺いをいたします。

国保証は命と健康を守るかなめであります。その国保証が未交付状態では、国民皆保険制度とは言えません。当市にはどれだけの未交付世帯がいるのでしょうか。また、その実態は把握しているのか、お伺いをいたします。

問3、国保の広域化についての問題について伺います。

市長は、県内の被保険者間の均衡が図れ、財政が安定するとして広域化は必要との認識を示しました。しかし、規模が大きい保険者ほど一人当たりの保険料、税が高く、収納率も悪いとの調査結果もあります。

したがって、都道府県単位での広域化は、規模の大きい市の高い保険料に全県下統一される可能性があります。また、都道府県単位の広域連合になれば市町村の一般会計からの繰り入れがなくなり、さらなる保険料高騰に拍車をかける可能性が高いのではないのでしょうか。改めて市長の見解を求めます。

6、下土田の残土問題について。

下土田の残土事件から3年が経過いたしました。いまだに残土は放置されたままの状態であり、本当に農地として活用されるのかが疑われます。

現在でも、当市や近隣市町村でも不法な残土事件が後を絶ちません。このままでは茨城県は、首都圏のごみ捨て場になる危険性があります。

問1、施工業者からの完了届は出されたのでしょうか。その後の刑事告発はどうなったのか。

問2、市農業委員会の現状認識について、農地としての法的手続はどのようになっているのか。

問3、当市においてその他、残土問題にかかわる事件はあるのでしょうか。

以上3点について答弁を求めます。

7、水道事業について、主に水道料金の問題について。

問1、土浦市並みに1立方を基本料金にして、使用した分だけ支払う従量料金制度にすることについて伺います。

昨年の第4回定例会で、市長提案の水道基本料金引き下げ条例案を議会は否決しましたが、改めて提案する考えはありませんか。市長の答弁を求めます。

問2、県との実施協定の見直しについて、再度市長の認識を伺います。

さきの議会で市長は、必要のない水は買わないと述べ、県中央広域水道の実施協定の日量24万

立方への施設増設については検討中であるので、経過を注視していきたいと答弁し、実施協定の見直しについては言及いたしませんでした。

ところが市長は、霞ヶ浦導水事業促進協議会の総会に出席し、導水事業の促進を求める決議に賛成し、新たに副会長に就任いたしました。このことは、実施協定に従って水開発を進めることに同意したことになるのではないのでしょうか、市長の答弁を求めます。

問3、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業と水道料金の関係について改めて伺います。

前議会で私は、茨城県内の給水実績と地下水、既存及び新規水利権の現況を示し、新たな水開発は貴重な地下水資源を放棄することにつながり、水道料金の大幅引き上げになると指摘しました。

市長は茨城県の水需要実績と計画についてどのように考えているのですか。問2とあわせて答弁を求めます。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

1点目、1番、放射線対策本部の取り組みのうち、原発事故に伴う健康調査についてお答えいたします。

原発事故に伴う健康調査の実施につきましては、県内の状況を見ますと、牛久市を初めホールボディカウンターによる内部被曝検査に取り組む自治体も出ておりますが、基本的には県あるいは国において必要性を認め、取り組むべきと考えております。

しかし一方では、科学的な根拠が乏しいというような意見がありますが、依然として市民の放射性物質による内部被曝、健康に対する不安も払拭されないという状況が続いておりますので、これら市民の不安の声にこたえるべく、ただいま早急なる運用を目指して、具体的な取り組み内容を検討しているところでございます。

まだ詳細は決まっておりませんが、その検査費用について、市が補助金という形で負担をするという内容でございます。

今後、さらに具体的な制度内容を検討し、関係する医師会や医療機関に対する協力の要請、市民への周知など、時間を要する部分もありますが、12月定例会には制度内容を説明し、議会の理解が得られれば新年度予算で対応してまいりたいと考えております。

1点目、2番、学校、保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の検査体制につきましては、総務部長及び教育部長からの答弁とさせていただきます。

1点目、3番、東電への農産物等にかかわる損害と市の対策費用の請求の現況につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目、4番の霞ヶ浦の放射能汚染対策についてお答えいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、当面は環境省と茨城県が流入河川などのモニタリング調査を行っておりますので、その結果を注視してまいりたいと考えております。

しかし、霞ヶ浦の放射能汚染対策は水源や水産資源の安全性の確保、水産業保護と存続の観点から大変重要な施策と認識しておりますので、今後とも国、県や他自治体との連携を図りながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

1点目、5番、地域に根差した自然エネルギーの対策につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、1番、希望価格の事前公表と最低制限価格にかかわる問題点についてお答えいたします。

この質問はこれまでに何回もいただいておりますが、入札制度については入札制度検討委員会で検討を重ね、希望価格の事前公表と最低制限価格の設定を含め、現在の入札制度となっております。

また入札結果につきましては、年2回入札監視委員会を開催し、委員よりご提言をいただいている状況であります。前回の入札監視委員会では、全体的に見て落札率が下がってきているので、今後の推移を見守るとのご意見もいただいております。いろいろな考え方があるかと思いますが、現時点では、現在の入札制度で実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

また、公契約条例につきましては、野田市初め川崎市、多摩市、相模原市等で設定されており、国分寺市、渋谷区では今年度、議決を受けている状況であります。平成23年第1回定例会でもご答弁申し上げましたが、周辺市町村に動きがないことから、公契約条例の設定については現在のところ実施する予定はございませんので、よろしくお願をいたします。

2点目、2番、公共事業発注における地域バランスとすみ分け入札については、総務部長からの答弁とさせていただきます

2点目、3番、指名競争入札をやめ、一般競争入札を原則とすることについてお答えいたします。

3月議会においてもご質問をいただいておりますが、現時点での一般競争入札は、希望価格が500万円を超える建築工事及び50万円を超える建築コンサルタント業務等で行っており、その他については指名競争入札で実施している状況でございます。

この案件につきましても、入札制度検討委員会で検討を重ねてまいりましたが、さきの入札制度検討委員会では、50万円を超える業務委託につきましてはすべて一般競争入札で実施することで決定されております。

また建設工事につきましても、130万円を超えるものにつきましては一般競争入札を導入する方向で現在検討をしている状況でありますので、よろしくお願をいたします。

3点目、市立保育所の民営化につきましては、昨年度から具体的に進めた経過はありますが、民営化に移行期間が少ない、父母等の意見を聞く必要があるというようなご指摘を受け、1年間延長した経緯がございます。その後、市立保育所運営計画の策定などに取り組みながら、本年度がスタートしましたが、父母に対する説明不足や市立保育所運営事業者選考委員会の立ち上げなどがおくれたというご指摘につきましては、重く受けとめ、反省させていただきたいと考えておりますが、平成25年4月からの民営化というスケジュールは変更することなく進めたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

なお、経過等の詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、いじめ問題に対する市教育委員会の取り組みにつきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

5点目、1番、県内市町村の国保税課税状況、2番の国保証の未交付状況については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、3番、国保の広域化についての問題につきましてお答えいたします。

国民健康保険の広域化につきましては、本年第2回定例会でも佐藤議員から質問をいただき、「県内の被保険者間の均衡が図られ、財政が安定するなどのことを考えると広域化が必要であり、可能であれば国の制度とすることも必要であると考えております。」と答弁をいたしております。

現在、広域化に向けては、県が作成した茨城県市町村国保広域化等支援方針に沿って具体的な取り組みが進められているところですが、各自治体間における国保税率の高低差等が課題の一つと聞いておりますので、大きな変動が生じないよう協議をしたいと考えております。

社会保障制度の根幹である国保事業については、財政悪化による今後の運営が大変危惧されているところですので、健全な国保事業を行うためにも、まずは県単位の保険事業の広域化が必要であると考えております。

6点目、1番、施工業者からの完了届とその後の刑事告発について、3番のその他の残土問題にかかわる事件については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、2番、市農業委員会の現状認識について問うにつきましては、農業委員会事務局長からの答弁とさせていただきます。

7点目、1番、土浦市並みに1立米を基本料金にして、使用した分だけ支払う従量料金制度にすることについてのご質問にお答えいたします。

1立米からの従量料金制度に係る条例改正案は、平成23年第4回議会で提案をさせていただきましたが、議会で否決になったことから、水道料金につきましては、議会の考え方が変わらない様子から、当分の間、現状を維持してまいりたいと考えております。

7点目、2番、県との実施協定の見直しについて、再度市長の認識を問うの質問にお答えいたします。

霞ヶ浦導水事業促進協議会につきましては、平成6年に発足し、霞ヶ浦導水事業の建設促進を国等に要望してまいっております。霞ヶ浦導水事業の目的の中には、霞ヶ浦の水質浄化と水道用水の確保がございます。県西用水については霞ヶ浦の水質浄化、県中央用水については水道水源の安定確保ということになろうかと思っております。

このたび霞ヶ浦導水事業促進協議会の副会長となったわけではありますが、必要以上の水は購入しないとの立場に変わりはありませんので、この点を踏まえて事業の見直しを含め、今後とも協議会の運営に参画をしていきたいと考えております。

7点目、3番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業と水道料金の関係について改めて問うのご質問にお答えいたします。

佐藤議員ご指摘のとおり、事業が完成すれば水源管理費や減価償却費が基本料金に加算され、受水費の増につながると理解しております。現在、霞ヶ浦導水事業については検証中であり、水道用水供給事業についても今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

佐藤議員のご質問の4点目、1番、いじめ問題にかかわる市教育委員会の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

滋賀県大津市のいじめによる生徒の自殺を受けまして、文部科学省においては文部科学大臣談話を発し、いじめの根絶に向けた取り組みを行っているところであります。きょうも文部科学省の方針として、全公立中学校にいじめ相談員を置くという記事も掲載されておりました。

茨城県内でも常陸太田市で、8月中旬にいじめを起因とする中学生が自殺という痛ましい事件が起きたことは、大変残念なことであります。県教育委員会においても、緊急にその対策を講じているところでございます。

かすみがうら市教育委員会におきましても、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題と改めて深く認識をし、危機感を感じ、早急に対策を講じることといたしました。

7月中旬にいじめに関する調査を行い、実態を把握し、またいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるため、7月、8月の定例教育委員会におきまして協議、検討をしまして、「いじめ問題の対応の手引」を策定しました。これでございます。お持ちのことと思います。大きな題として、子どもの心の動きや願いが見えていますかという手引を策定いたしました。この手引を8月31日の学校長会において私のほうから説明をし、そして9月3日、始業式の日小中学校全職員に配布し、対応の徹底を指示したところでございます。

また同日9月3日に、本教育委員会から保護者と児童・生徒あてに緊急メッセージ、いじめから大切な命を守ろうというおしらせを配布し、理解と協力をお願いいたしました。いじめを見抜く観察力を磨き、未然防止、早期発見、早期解決のための一つの手だてになってほしいと願っております。いじめを絶対に許さない学校をつくるとともに、日ごろから児童・生徒が発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見、早期対応を進めているところでございます。

今後も、定期的に各学校の取り組み状況や実態を把握するとともに、学校と緊密な連携をとりながら対応してまいりたいと考えております。

4点目、2番、いじめの緊急実態把握の状況でございますが、7月に平成24年度1学期中の緊急調査を行った結果、いじめの認知件数は小学校13校中5校で7件、中学校4校中2校で3件ありまして、内容は身体的なことをからかう、物を隠したり壊したりする、無視をするなどというものであります。被害児童・生徒の親からの訴えやアンケート調査から発見したものが多く、本人への指導、保護者への連絡、協力依頼などで対応しております。これらについては、すべて解決済みとなっておりますが、各学校においては継続観察をすることとしております。

また、いじめの実態把握のためには、定期的に児童・生徒から直接状況を聞く機会を設ける必要があります。そこで、すべての学校においてアンケート調査の実施をすることとしております。

さらに、教職員と児童・生徒との間で日常行うことができる個別面談や日記、生活ノートなどの活用も推進しております。

4点目、3番、当市のいじめ未然防止と早期発見、早期対応についてお答えいたします。

未然防止につきましては、学校教育活動全体を通してお互いを尊重し、生命や人権を大切にす
る態度を育成し、友情のとうとさや生きることのすばらしさや喜び等について適切に指導するこ
と、特に、道徳の時間を中心とした心の教育を通して、このような指導の充実を図ることを指導
方針として示しております。同時に、いじめは人間として絶対に許されないという意識を一人一
人の生徒・児童に徹底させるため、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為もいじめる行為
と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認
識を児童・生徒に持たせるよう指導しております。

早期発見につきましては、さきに述べたアンケート調査や教育相談を定期的に行うとともに、
家庭との連携を密にすることで対応してまいります。

早期対応につきましては、いじめを発見した場合は、いじめた子ども、いじめられた子どもへ
の個別の指導を徹底するとともに、双方の家庭にいじめの実態や経過等について連絡し、双方の
家庭の協力を求めていくよう指導しております。

教育委員会としましては、学校におけるいじめの問題の状況について実態の的確な把握に努め、
個々のケースに応じた適切な対応を行うよう努めてまいりますのでご理解を願います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員のご質問にお答えを申し上げます。

1点目、1番、放射線対策本部の取り組みの現況報告及び実績と今後の除染計画につきまして
お答えをいたします。

まず、地表5センチメートルにおける放射線量の測定についてでございますが、本市ではこれ
まで国のガイドラインに沿った市の除染基準に基づいて、地表1メートルと50センチメートルの
高さで測定をしており、引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、汚染土壌の保管における市独自の仮置き場の設置についてでございますが、除染により
発生した汚染土等は敷地内で処理をするのが原則でありますので、今後も除染をした敷地内で処
理するようお願いするところでございます。

次に、民有地の除染対策についてでございますが、市内の放射線量は市の除染基準である0.23
マイクロシーベルトを下回っている状況ですが、局所的には放射線量の高いいわゆるマイクロホ
ットスポットが確認はされております。

市の除染基準において、民有地の除染につきましては所有者の判断により除染を実施すること
としており、市民の身近な生活環境の放射線量を把握していただくため、空間放射線測定器の無
料貸し出しを行うとともに、その際に除染作業マニュアルを配布し、必要に応じ除染を行って
いただくようお願いしてきたところでございます。

1点目、2番の学校、保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の放射性セシウムの検査体
制につきましてお答えをいたします。

現在の検査体制につきましては、17の小中学校のうち、給食を調理していない2小学校を除く15学校分の給食を月曜日から木曜日にかけて1日3カ所と、7保育所分の給食を1日1カ所、輪番制により検査を実施しております。

また、市民から持ち込まれた農畜産物及び魚介類については、月曜日から木曜日にかけて1日2件の検査を事前予約制により行い、金曜日には1日に約7件の予約検査を実施しております。

今後は、食品検査用放射能測定器が3台体制になったことから、霞ヶ浦庁舎への配置1台を小中学校と保育所の給食測定用として割り当て、週1回の検査回数を確保してまいります。

そのほか、残り2台につきましては霞ヶ浦庁舎と千代田庁舎に配置し、市民から持ち込まれる農畜産物及び魚介類の検査用として活用することにより、より多くの検体をいち早く検査し、市民の不安解消に努めてまいります。

次に、土壌の放射性セシウムのサンプリング調査実施についてでございますが、水田土壌中の放射性セシウム濃度の測定につきましては、以前、県内18市町を対象に実施され、水稻作付を制限する必要はないとの結果が示された経緯がございます。また、現在、土壌中の放射性セシウム濃度の規制値が明確に示されていない状況もあり、本市におきましては、近隣自治体の動向、農作物等の放射能測定結果、空中放射線量の測定結果などを総合的に判断して、現在は実施の必要性はないものと考えております。

続きまして、大きい2番の公共事業発注における地域バランスとすみ分け入札についてお答えいたします。

ご指摘のすみ分けにつきましては、前の議会でもご質問をいただき、ご意見として受けとめ、入札制度検討委員会で協議するとご答弁を申し上げましたが、その後、入札制度検討委員会を開催し、協議をした結果としましては、応札条件としてはすみ分けの原因となる要素はなく、入札執行側の考え方より応札する側の考え方の影響が強いということで、現時点では判断されておられません。

近々の入札においても、地区に関係のない結果も出ており、明確なすみ分けがされているという状況ではないと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、佐藤議員さんのご質問の中で、霞ヶ浦地区の道路工事件数及び発注総額が千代田地区より多いこと、この数値の違いについてのご質問にお答えをいたします。

道路工事に伴う事業採択に際しての優先順位につきましては、緊急車両などの進入を可能とする道路改良工事、雨水処理による道路排水整備工事など、道路整備の必要性が高いことなどを勘案し判断を行っているところであり、地区間による工事予算の平準化は考えておりません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

佐藤議員の1点目、2番、学校、保育所給食の安全確保の中の2点目、毎日継続して摂取する食材から放射性物質を取り込まないために、5ベクレルを超える米、小麦、牛乳などを給食に使用しないことについてお答えいたします。

平成24年4月1日以降の食品中の放射性物質の基準等につきましては、平成24年3月15日付食安発0315第1号、厚生労働省医薬食品局安全部長発により示されているところでございます。

現在の基準につきましては、一般食品の米、小麦につきましては1キログラム当たり100ベクレル、牛乳においては1キログラム当たり50ベクレルとなっております。現在、学校給食に使用しております米、パン及びめん用の小麦、牛乳につきましては、県内産でございまして、茨城県が検査を行い、基準を満足したものだけを使用しているところでございます。

今後におきましては、学校給食の安全性を確保するため、国の基準等の改正などに注視してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

佐藤議員のご質問にお答え申し上げます。

1点目、3番、東電への畜産及び水産物にかかわる損害と市の対策費用の請求の現況を問うの質問にお答え申し上げます。

平成23年6月に始まりました、市の損害賠償対策協議会が受け付けを行っております農畜産物等の請求につきましては、平成24年8月取りまとめ分までの請求額累計は2億6106万1212円となっております。そのうちですが、生産者に支払いが確認できてございますのは1億5634万8145円で、支払率は約60%となっております。

今後も円滑に支払いがなされるよう、市としましても東京電力へさらに要求してまいるとともに、市の協議会はもちろんのこと、他団体の損害賠償の請求並びに放射線の対策についても努めてまいりたいと考えていますので、よろしくお申し上げます。

続きまして、1点目、5番、地域に根差した自然エネルギー対策についてでございます。お答え申し上げます。

原子力発電の代替としまして、自然エネルギーである太陽光発電を推奨していくため、平成24年度から市内の住宅を対象に、太陽光発電システム設置費補助制度を創設いたしました。4月初めから受け付けを開始しまして、5月14日には当初予算の1000万円に到達したため受け付けを締め切りまして、その後さらに市民の皆様からの追加要望の声もございましたので、6月議会におきまして1000万円の追加補正予算をご承認いただきまして、現在、受け付け中の状況となっております。太陽光発電システム設置補助制度の受け付け状況から、市民ニーズに適した、本市に根差した自然エネルギー制度であると認識しております。

また、防災拠点整備の観点から、今年度と来年度の2年間にわたりまして、環境省の再生可能エネルギー等導入事業を活用し、千代田庁舎防災センター、わかぐり運動公園体育館、やまゆり館、体育センターの公共施設4カ所に太陽光パネルと蓄電池で構成する太陽光発電システムの設置を進めてまいります。学校施設につきましても、適正規模化、耐震工事、大規模改修等と調整しながら、国の補助金等を活用し、太陽光発電システムの導入を進めてまいります。ご理解のほどよろしくお願いたします。

また、当市における再生可能なバイオマスの利活用につきましては、大量生産大量消費型社会

から、限られた資源を有効利用する循環型社会の形成を図るため、家庭から排出される生ごみの減量化も可能になる生ごみ処理容器等設置事業補助を実施しております。

廃食用油につきましても、家庭排水浄化推進協議会が中心となりまして、各家庭及び公共施設から回収を行いまして、肥料や石けん等へのリサイクルに取り組むとともに、霞ヶ浦の水質浄化にも貢献しております。

最後に、農業分野におきましても県の補助事業を活用しまして、市内の畜産農家から排出される家畜排せつ物の耕種農家との連携強化による堆肥の利活用、適正使用及び広域流通を促進する循環型農業を推進してございます。

今後におきましても、資源の有効利用や利用率の向上を図るため、普及・啓発活動を進めてまいりますので、よろしくようお願いいたします。

続きまして、6点目、1番、下土田の残土問題についてお答えいたします。

最初に1の1つ、施工業者からの完了届は出されたのかにつきましては、まだ提出されておられません。事業を完了させるため、これまで文書や直接訪問などにより施工業者とその代表者に対し、排水路施設設置工事の実施、のり面の芝張り工事の実施、土量及び土壤報告書の提出の3点を指導、催告してまいりましたが、大変残念ながら実施されておられません。

今後も、完了届を提出するための条件が整わないおそれがございますが、完了届が提出される可能性は低いと言わざるを得ない状況にございます。

次に、1の2つ、その後の刑事告発はどうなったのかの質問につきましては、工事を完了するために前述しました3点の要件を土浦警察署と協議を進めてまいりましたが、地権者がみずからの費用で排水路施設設備を実施しているところをございまして、市が現地に井戸を掘って定期的に地下水の水質検査を実施していること、芝は張ってございませませんが盛り土が安定してきたことなども踏まえまして、土浦警察署と今後の対応についてさらに協議していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

6点目、3番、そのほかに、残土問題にかかわる事件はないのかの質問にお答え申し上げます。

無断で土砂の搬入をしている旨の情報が寄せられた場合は、県及び市条例にのっとりまして市職員が現地等を確認し、事業施工者及び地権者等へ指導を行っていくこととなります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、佐藤議員のご質問中3点目、市立保育所の民営化についてお答えします。

さくら保育所の民営化整備につきましては、当初計画の平成24年4月スタートを1年先送りし、現在、平成25年4月の民営化に向け、運営事業者募集等の準備を進めているところでございますが、その経過説明や意見の聴取等が十分ではなかったことなどから、保護者の皆様に不安を抱かせるなど、関係各位にご迷惑をおかけしました。このことにつきまして改めておわび申し上げます。

昨年度の経過につきましては、昨年9月に議会全員協議会においてさくら保育所の民営化計画

をお示しし、保護者説明会の第1回目を9月26日に、第2回目を11月8日に実施いたしました。議会においてもご意見等をいただいたことなどから、民営化の移行を1年延長し、公立保育所の民営化全体計画の整備と合わせて推進していくことを11月の全員協議会でご説明申し上げまして、12月に保護者あて通知により周知をさせていただきました。

また2月、市立保育所運営計画を策定し、平成24年第1回定例会において、公立保育所の民営化に伴い、適正な運営事業者を選考するための、市立保育所運営事業者選考委員会条例を可決いただいたところでございます。

今年度は、平成24年5月に保護者あて通知により、平成25年4月の民営化を進める旨と運営事業者選考委員会委員の公募の実施することをお知らせするとともに、多くの出席者を期待し、6月27日の保育参観時に保護者説明会として、市立保育所運営計画や運営事業者選考に係る選考委員会設置の説明、要望等アンケートの依頼を行いました。

運営事業者選考委員会につきましては、5名の公募委員を含む9名の委員を委嘱し、8月4日に第1回の選考委員会を開催しましたが、もう一度、保護者の皆様のご意見を伺うこととなり、8月17日と翌18日に要望等のアンケートとあわせ、保護者説明会を実施いたしました。それらの意見等も踏まえ、9月1日に第2回選考委員会を開催し、運営事業者募集要項案の協議をいただき、運営事業者募集を9月中旬に開始することになったところでございます。

今後とも、保育所の効率的な運営と保育サービスのさらなる充実に努めてまいりますので、保育所民営化につきましてはご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

5点目、1番、「国民健康保険を命と健康を守る制度に」についての県内市町村の国保税課税状況についてお答えいたします。

平成17年度から平成23年度までの過去7年間の県内市町村のデータによる一人当たりの調定額の推移を見ますと、各市町村によってばらつきはございますが、平成17年度から平成20年度もしくは平成21年度まで、調定額が毎年増加しており、ピークとなりまして、その後は減少するという状況となっております。当市も同じような状況であり、平成21年度からは減少している状況でございます。

県内の市町村と比較してみますと、平成22年度では県内の最高額が11万2737円で、最低額が6万159円であり、当市は9万8779円で、県内で6番目に高い額となっております。

平成23年度では最高額が11万4957円で、最低額が5万8886円であり、当市は前年度と比べまして4,830円下がりました9万3949円となり、県内で13番目となっております。

次に、平成23年度の国民健康保険税の近隣の課税状況について、土浦市、石岡市と比較しますと、仮に40歳から65歳の単身者で給与控除後の所得金額が100万3200円の場合、土浦市では13万5600円、石岡市が13万6500円、当市が13万5700円となります。

同じく、40歳から65歳の4人世帯の所得金額が200万4000円の場合には、土浦市が33万900円、

石岡市が34万7500円、当市が34万3400円となり、いずれの年度におきましても、土浦市よりも高い状況でございますが、石岡市よりは安いという状況でございます。

次に5点目、2番、国保証の未交付状況につきましてお答えいたします。

国民健康保険被保険者証につきましては、毎年3月下旬に簡易書留郵便により対象となる世帯全員に発送しておりますが、不在等の理由により、今年度は155世帯分が配達されずに戻っております。このうち、窓口に取りに来られた方には随時発行しておりますが、90世帯分が現在も未交付となっております。この未交付者の中には、納税通知書等も返送されている世帯がございますので、今後は居住の実態調査等を行うなど、未交付の解消に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

[農業委員会事務局長 塚本 茂君登壇]

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

佐藤議員の6点目、2番、市農業委員会の現状認識について問うのご質問にお答えいたします。

下土田の残土問題に関しましては、事業施工者代表宅に県の担当者とともに直接訪問しておりますが、会っていないのが現状でございます。

また、地権者に対しましても、口頭及び書面により、農地としての活用できるための手続、整備を進めるよう指導しております。これからも地権者に対しまして、新たに農地転用事業計画変更申請書の提出をしていただき、早急に解決できるように県と協議しながら地権者に対し指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 2時43分

○議長（小座野定信君）

休憩前に続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、佐藤議員のご質問中、選考委員会の立ち上げが遅れたことについて答弁漏れがありましたので、改めてご答弁させていただきます。

こちらの委員につきましては、5月21日に選考委員会委員の公募ということで市ホームページ等に掲載させていただきましたが、その後、保護者説明会での改めての選考委員会委員の説明、それから委員の選考等に時間がかかりましたため、選考委員会の開催、第1回の開催が遅れたというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

大変失礼しました。その他に残土問題にかかわる事件はないかのご質問でございます。8月の末でございます。地元から、大平地区ででございますが、地元から土砂等搬入があるという指摘で指導している指摘でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、答弁漏れのところで、8月末というのは今年の8月末ですか。それとも、去年の8月末ですか。もう既に、これ質問するときに担当課長と話をして、こういう事実関係があるでしょうと、私も声を、タイジュという住宅にいる方から相談を受けた現場も見ているんですよ。そして逆に、環境保全課長かな、が相手の地権者に勧告書か何かを渡しているという、そういう写真も見ているわけですよ。これをきちっと事実経過を言ってくださいよ。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

今年の8月28日でございます。大平地区に土砂を積んだダンプカーが入ったので、110番通報したとの連絡がございまして、直ちに現地に来るようという指示がありまして、環境保全課の職員が伺ってございます。それで、確約書その事業主と申しますか、の方に求めまして、8月29日に、次の日ですか、確約書を提出していただいています。その後、大平地区の集落の方々とさらに県南の合同庁舎ですか、県民センターの廃棄物対策課の県職員等との協議をしております。

協議内容は、監視を県のほうへしていただくよう、主に夜間とか朝早くが多いわけですが、そういったことで県のほうにお願いしている経過がございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

後でまた質問しますけども、最初からきちっと答えてくださいよ。8月28日ということは、じゃ実際には、その前から私は相談を受けていますからそれも含めて言ってくださいね。

それでは、順次質問をしたいと思います。

前に、東小学校の除染マニュアルにしたがわなかった天地返しの措置をしたということを指摘しましたね。そのことについてはどうになりましたか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

下稲吉東小の天地がえした部分の土砂でございますが、現在はそのままの状況で完了しているのみでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それを保護者に通知をしていますか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

ちょっと、実際にその保護者のほうには通知はしてないかと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保護者に通知しないでいいのかということが問われているわけですよ。前回は私がこれを示しましたよね。こういう放射線のマップ。これは柏市の保育所なんですけれども、同じように学校でつくりなさいというふうに言いましたら、教育長はつくってあるよというふうに答えたんですね。それで、私は後で見せてもらいました。確かにつくってあったんですね。ただ、それが保護者のほうに、または一般の市民に気軽に。これはインターネットで柏市のホームページから検索して、これを取り出せるんですよ。ちゃんとここに除去した土壌の埋設場所までうたっているわけですよ。こういうことが求められているんですよ。どうですか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

はい、確かに柏市の状況、私もホームページで確認をさせていただいております。確かに地図、図面の中で、各場所の測定値が記載されておまして、非常にわかりいい図面、資料になっているかと思います。今後につきましては、そういうことも記載して、保護者のほうに公表をお願いするよう指導してまいりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

公表は当然なんですよ。6月にこうやって示してありますよという確認をしたら、すぐ行動を起こすということが必要なわけですよ。それも周知していなければ、あそこにいわれる除染マニュアルに従わなかった汚染土が埋設されているということがわからないでしょう。この点をきちっとやってください。

それで、そのほかに東小学校以外で除染した土を、土壌を埋設した箇所は、小学校、中学校、まあ保育園も含めて、ありますか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

何か所かございます。

埋設したところがございますけれども、土のう袋に入れて埋設をしてございますが、美並小学校、それと牛渡小学校、それと下稲吉東小学校。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

保育所のほうにつきましては、埋設したところはありません。現状、除染の必要な土につきましても、土のう袋に入れましてブルーシートでもって保管しているという状況でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その牛渡小と美並小学校は、除染マニュアルにしたがった埋設をしていますか。そして、それも保護者のほうには公表していますか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

美並小、失礼しました。

[佐藤議員「除染マニュアルに従ってやったのか」と呼ぶ]

○教育部長（小松崎延明君）

はい、その件につきましては、教育委員会で作成しました除染マニュアルに基づいて埋設等を行っております。

[佐藤議員「公表しているのかということなんです。いつやったんですか、埋設を」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午後 2時55分

再 開 午後 2時56分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

美並、牛渡小につきまして、ちょっと日にち的にはいつ除染をして埋設したかということは、ちょっと確認はできておりませんが、2月14日現在で報告をいただいております。

それで、学校だよりで内容につきましては、公表、周知を図っているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことですので、これ、この前私が質問したときに、下稲吉東小学校のことについては知らなかった、対策本部はね。今のことについては、対策本部は把握していますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

把握はしてございません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今回、放射能の対策の問題について私はずっとやってきているんですけども、今回の回答も全く前向きじゃないですね、国の除染マニュアルだとかね。そういうふうに独自に、小さいお子さんを持っている家庭、保護者、こういう人たちの心配をなんと心得ているのかというふうな回答ばかりですよ。これは、本当にみんな一体対策はやっているのかというふうに言われても仕方がないんじゃないですか。

私は、なぜ5センチってこだわるかという、放射線というのは距離によって二乗して逆に低くなるわけですね。近づけば近づくほどわかるわけですよ。今、前にも話をしましたように、主に雨によって放射能が低いところに流されて、それで土壤に濃縮して蓄積していると。だから、集中するわけですよ。その集中を、やはり1メートルとか50センチだけではわからないから、まずとにかくマイクロホットスポットというのを探し出すということも大事だ。

私は子どもを守るという立場に本当に立っているのか、これは疑われてもしようがないんじゃないですか。市長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

教育部長、総務部長の答弁については、少し間が抜けた答弁であったと認めざるを得ません。ただし、5センチについて、あるいは地上高50センチについて、あるいは1メートルについてという基準がありますが、放射線、いわゆる放射能物質は下、地表にあるわけですね。それで、国の基準というのは1メートルとか50センチとかで、1メートルのときは0.23マイクロシーベルトですよと、それが空気線の基準であると、こういうことです。ということは、それは50センチでいったら距離に二乗するわけですから、距離の二乗した結果1メートルで0.23マイクロシーベルトということは、50センチでいったら幾つになりますかね、逆算すればいいわけですね。それで、それをさらに5センチまでいったら、距離は20分の1ですが相当高い数字になるはずですよ。それを前提にして、1メートルのときは0.23マイクロシーベルトですよということを言っているのですから、その1メートルの基準を5センチに置き換えて、5センチのところは0.23マイクロシー

ベルトだからといって、それを基準にしたらおかしいことになっちゃいます。あくまでも1メートルのときにその基準値を当てはめると、それを1年間被曝すると人体にどういう影響があるかということで算定しているわけです。だから、当然5センチのところは高いわけです。それを基準にするんだったら、最初から5センチのところを基準にして、5センチでは例えば1マイクロシーベルトはだめですよとか、それを超えたら除染しなさいとかという基準になるわけです。だから、基準というのはあくまでも距離と数値によって決まっているわけですから、その基準をもう全然距離も何も無視して、やれ5センチとか10センチとか勝手にそれをいじってやったんでは、もう基準そのものが成り立たなくなるわけでありますから、それは理屈全然、理屈通らない話でありまして、あくまでも1メートルの0.23マイクロシーベルトというのを私はかすみがうら市で採用しているという、そういうことでもあります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市政懇談会に出たときに、保護者のほうから随分強い意見が出ましたよね。放射線をいかに浴びる機会を少なくするかということなんです。それといわゆる単純に比例というわけにはいかないんですよ。つまり放射線ですから。放射線でしょう、こうじゃないですよ。放射線ですよ。そうすると、あっちこっち飛ぶんですよ。それからいうと、私の事務所の隣の、駐車場があるんですけど、そこに低いところがあるんですよ。水がたまって、またこう沈むと。土が乗っているんでね。そこをはかると、ものすごく高いんですよ。上は1メートルだと0.2だけど、50センチだと0.28なんですよ。それで、5センチだと0.6を超えちゃうんですよ。つまり、地形を見ながら低いところを中心にきめ細かく測定して、やはりそこは本当に必要だったら除染していく、側溝も、そこですよ、側溝なんかもやはり泥なんかはできる限り取っていくということが、即効性があるんです。そこが大事なんです。なぜかという、それが逆に霞ヶ浦に流れちゃうじゃないですか。だから、霞ヶ浦の汚染もそこで食いとめるというところが大事だと。ただ国の基準云々かんぬんと言っていますけれども、だから柏市の取り組みというのはそういうところにあるわけですよ。柏市はもっとすばらしいって言ったでしょう。つまり、以前の状況に戻したいというところまで言っているわけですよ。

柏市はあつという間に3,000人。あそこは人口がふえたのに、あつという間に3,000人もういなくなっちゃったんですよ。なんか一生懸命になって署名運動やった方も、柏市から出ていっちゃったらしいですよ。そういうことがあるんで、特に子どもたちに放射線を浴びないようにするという、これが大事だと。だって、聞いたでしょう、中学校で花壇や草地、いわゆる奉仕活動をやって草むしりしていると、当然放射線は低いところで浴びるわけですよ、そういう形になれば。それを市政懇談会に出て、市長、直接聞いているじゃないですか。だから基準、基準じゃなくて、基準はいいですよ、基準ですから。ただ、私がホットスポットでもマイクロホットスポットを皆探しながら除染できる場所は除染していくということが優先すべきじゃないかと。そういう姿勢が、姿勢です、取り組み、それが子どもを育てているお母さんたち、お父さんたち、この人たちの安心を逆にまあ買うというか、安心を保障することになると。だから、地域的にもPTAとかそういう方たちとも協力しながら、対策本部も入った形でやるということが必要なんじゃない

ですかということなんですよ。

この前も市政懇談会のときに、言ってましたよね。PTAにやらせろとかなんとかじゃなくて、やはり対策本部もかかわるということが必要なんじゃないですか。どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

また間が抜けちゃうとしようがないので、こっちからやります。

柏市は、3,000人いなくなったって、かすみがうら市はそんなことはないわけではありますが、柏市は確かに高いんですね、あそこ。守谷から、桜川から向こうへ行って、雲が桜川から向こうへ行ったときに、柏の上空、桜川から向こうね、そのときに雨が降ったんですよ。だから、向こうは高いですよ。だから柏市では3,000人もいなくなっちゃったというのは、私初耳ですが、確かに柏市ではそういう高いことで心配、実際も高いですから、だから心配な人は出て行っちゃったんだと思います。かすみがうら市ではそういうことはない。

それで、さっきもお話ししましたが、あくまでも1メートルというのはこれは基準であります。空気線中の1メートルの0.23マイクロシーベルトというのは基準です。

それで、これはもうくまなく全部市でやるわけにはいきませんので、市では独自の除染マニュアルというのを出して、それを市民の皆さんに配ったり各施設に周知徹底して、それに従って除染計画を立てているわけです。その除染計画に従ってさらに、除染計画に従って除染してもらうとともに、さらに心配でありますから、放射線測定器を何十台も買ってあっちこちに配って、今は市のいわゆる市役所に置いてある放射線測定器は、逆に言えば閑古鳥が鳴いております。今はもうほとんど、それを貸してくれという人は、台数は十二、三台ありますが、両方合わせて貸し出し用のやつが十二、三台ありますが、ほとんど閑古鳥が鳴いているし、市民の心配も一部には残っておりますが、大分和らいできた。さらに学校にも1台ずつ配置しているわけです。それで、学校では別に空気中1メートルのところじゃなくて、もっと、この前の市政懇談会でもそうですが、草抜きやるとこ花植えやるとこ、そういうところは学校にちゃんと配ってあるんですから、そのやるところを測ってやってくださいよ。そのために測定器を配ってあるわけです。それを一々、教育委員会の職員とか対策本部の職員が一々行って、はい、ここああですよ、こうですよってやっていたら、幾ら職員あったって足りません。それは、各学校あるいは各家庭で対応していただきましょうよというのが今の市の方向であります。ですから、決して放射能対策をないがしろにしているわけではありませぬので、その点は誤解のないようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう姿勢が、やはり今の子どもを育てているお母さんや、お父さんたちにもっともっと心配を増幅するという発言になると思うんですね。そういう意味では温度差が余りにも低い。温度差があるんだね、温度差が高過ぎますね。ですから、そういう問題になってくるわけですよ。首長の姿勢がやはり市の職員に影響を与えるんですよ。だから私は言うでしょう、市長はもっと市

の職員をきちっと働かせるように、そのトップのリーダーとしての役割を果たすべきだって何回も言っているでしょう。そこなんですよ、そこが大事だということですよ。

それで、余り長い時間取れませんので、子どもたちに放射線の実践的な学習なんかもいろいろ工夫しているところがあるんですね。この前も朝日新聞にそういう実践的な取り組みをやっていた集会有った報告がありました。これでは、子どもたちにどのような教育をしているか、私は実践的に放射線をはかる、そういう計測の体験をさせていくということも大事だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、答弁者はだれに求めておりますか。

[佐藤議員「教育長」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

子どもたちが身をもって体験するという事は非常に大事なことでと考えておりますので、これから進めていきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、内部被曝についてと、今健康調査については、これは一定程度12月の議会にある程度出して、検討の結果をだすということで、これは前向きだったというふうに思うんですよ。

今、被曝の線量調査というのをあっちこちでやっているんですね。この前、石岡のほうなんですけれども、茨大の若手研究者グループから調査依頼があったそうなんです。それで、八郷の地区のお母さんたちのグループで、1週間累積線量の調査を実施して行ったらいいんですけれども、そのうち石岡でナシをやっている農業者の方が、24時間ずっと生活記録を取りながら1週間やったそうなんです。そしたら1週間で20マイクロシーベルトという値。1年になると52週と2日ですから、単純に52を掛けると1,040マイクロシーベルトになって、1ミリシーベルトを超えちゃうんですね。石岡です。守谷だとか、それから今言った柏市という問題じゃないんですよ。

ですから、ちょっと最初にモニタリングの結果のやつを資料に渡したでしょう。モニタリングの結果を見ると、0.1つというところがたくさんあるでしょう。それで、当かすみがうら市も0.1になっていますよね。土浦なんかはないですね。

ですから、そういうところでは重点汚染区域になったとしても低い結果があり、実際にはかすみがうら市は重点汚染区域になりませんが、0.1という高い数字にこれなっているという、こういう事実関係をやっぱり把握すべきだと思いますが、どういうふうな認識でいますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさに温度差があるわけでありますが、私はこの数字を見て0.1というのは、基準は0.23ですからまあ全部大丈夫ですよという数字だと私は見えています。

それで、いわゆる0.23マイクロシーベルト、内部被曝と外部被曝は違うわけですから、今さっき、年間いわゆる放射線の高いところだけずっと歩っていて年中そこで生活していると、1,000マイクロシーベルトを超すと。すなわち年間で1ミリシーベルトを超すから、被曝限度を超すと。それはそうかもしれません。でも、0.23マイクロシーベルト、空気線中の1メートルの0.23マイクロシーベルトというのは、いわゆる標準的な生活をする場合、屋内で、あるいは学校で、あるいは家庭でと、そういう標準的な、夜は寝るわけですから、標準的な生活をするときは0.23の空気線中量であれば全然問題ないですよというのが基準です。

それで、さっき、そのホールボディカウンターの話になりますが、これは各地で幾らか始まったところがあります。これは、内部被曝の調査です。内部被曝というのは食べたものは出ちやいますから、大体通過するときに被曝するわけですね。でも、食べたものは基本的に落ちやう。内部被曝で怖いのは、吸い込んで、放射能そのものを、放射能を含んだちりであるとか、あるいは含んだものを口、鼻から吸い込んで肺に蓄積されたときに、絶えず肺の中にたまった放射能が、今度体の中から影響を及ぼすわけです。それががんの発症やなんかになっていくということで、それが内部被曝でありますから、その心配に話が及んだんで、それは今年の12月にこういうことでどうだろうかということを経済の皆さんにお示しいたします。それで、ご理解がいただければ来年度予算に計上して、内部被曝検査をかすみがうら市もやるように、あくまでも今考えているのは希望者ということでやっておりますが、そういう今方針をお話ししたところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

温度差と言えば温度差なんですけども、つまり環境がどうなっているかという、これがモニタリング観測結果でわかるんじゃないですかということをおっしゃるんですよ。

例えばこれ見るように、かすみがうら市は0.103でしょう。稲敷市が0.111ということで、1を超しているところがそういう高い環境にあるということなんですよ。そういう認識が必要なんじゃないかなということなんです。

それと、今簡単な内部被曝の問題を言っていますけれど、やはり放射性物質についてはある程度遮へいしたり距離をとれば、外部被曝は避けられます。しかし、内部被曝の場合はいったん取り込んだら、これは簡単に外に出るってものじゃないんですね、やっぱり。これが、逆に強い放射線を直接受けて、つまり細胞が強い放射線を受けることになるわけですよ。

だから、子どもたちは毎日成長しているわけですから、こういう子どもたちが生活する環境の中では、やっぱり学校給食っていうのは大事なんじゃないかなというふうに思います。ですから、学校給食のことについては、できる限り対策をもっと強化するということが必要なんじゃないかなと思います。

時間がございませんので、これは茨大の有志の会というところで、米、小麦の放射能汚染と学校給食での使用についてということをおきちと報告書をつくっているんですね。こういうものを学ぶ。そして、これに基づいてどうなのかということをおきちと改善していく。放射性物質、いわゆるそれを取り込まないようにいかに注意を払っていくかというのが必要なんじゃないかなと思いますが、どうですか。教育部長がいいのかな。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

先ほど学校給食の米、小麦、牛乳等についてご答弁申し上げましたけれども、当市におきましては米、小麦につきましては財団法人の茨城県学校給食会を通して納入されたものを使用しております。この学校給食会において毎年検査を実施しております。

それで、外部で検査をお願いしているわけなんですけど、その検査結果によりますと、20ペクレル未満の結果ということで報告をいただいておりますし、安全ではないかというふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、ここで長い時間取れませんので、よく学んでください。

それから、汚染された土壌、除染をした場合の処理のことについてなんですけども、茨城県が学校や道路、道路ですよ、通学路なんかも除染しましょうっていうふうに予算化したそうです、きょうの茨城新聞ですけども。

そうすると、こういう土なんかは通学路だったらどこに処理するんですか。やはり一定程度仮置き場を、公共施設ですよ。それから、そういうことからいったら仮置き場の仮といいますかね、そういうものを確保することが必要なんじゃないでしょうか。市政懇談会的时候にも、さくら保育所の滑り台、避難滑り台の下に置いてますけれども、そのままでいいのかという声が上がっているわけでしょう。そういうところで、きちっと遮へいをする。もしくは、こういう通学路までやる場合は、それを保管する、もしくは埋設する場所をやっぱり確保するべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

仮置き場の件でありますけど、仮置き場の難しさというのはここ2、3日大騒ぎしてますけど、例えば稲吉で出たものはじゃ稲吉の何丁目あたりに入れようとか、あるいは稲吉はうんと人がいるから田伏のほうへ持っていったらおうとか、あるいは雪入のほうへ持っていったらおうとか、そういう話になると思うんですが、具体的にじゃ仮置き場を道路のわきの、そこで処理する分にはそこで危険じゃないように置く分にはいいと思うんですよ。しかし、それをまとめて持っていくとなると、これはなかなか難しい問題だと思いますよ、同じ町内の中で、市内の中でね。場所をどこか特定するというのは、幾ら公共施設だとしても、例えば霞ヶ浦庁舎は今瓦れきを置いておりますが、あるいは千代田の公民館の後ろに置いておくとか、そういうことになったら、具体的な場所が出てきたらまとまりますか。それが今仮置き場の問題です。ですから、その発生する場所で置いてもらうというしか今は手がないというのが現状だと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう認識だから、やっぱりまずいんですよ。この前、斎場問題で随分もめましたよね、場所どこだなんてね。あれはかなり離れているところじゃないんですか。あれは公共施設でしょう。公有地じゃないですか。

そんなにたくさん、土のうが山のような状況じゃないというふうに言っているじゃないですか。だから、通学路の中とかそういうところ、なかなか埋設できないところはそういう公共施設とか、子どもたちを守るっていう立場で、そこから始まって、そこでできる限り完璧な除染した、マニュアルに基づいたものを、そこを設けてやれば済むんじゃないですかっていうことを言っているんですよ。どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

じゃ、例えば完璧な、いずれにしても完璧なものじゃないとだめだと思いますよ。コンクリートで、例えば1メートル厚さのコンクリートでがっちり覆って、完璧に絶対外へは出ない、ですから稲吉のど真ん中にどうですかって言ったら、どうですか。稲吉がだめだから雪入に持っていくんですか。

今、放射能は火葬場の問題とかあるいはし尿処理場の問題とは全然もう別です。これは次元が違います、危険度が、放射能は。だから、こういう問題よりはやっぱりもっと大きく、今この次の地震が来るか来ないかというときに、やっぱり東海をとめる。こういうことに対して力を注ぐべきであって、この今、市内で起こっているような、幸いにして、まだ幸いにしてかすみがうら市はこの程度で済んでいるわけです。ですから、これで各場所場所に対応してもらおう。

ですから、みんな大体落ちついてきたんで、たっぷり用意してある測定器もそんなに需要がないわけです。測定しよう、測定しようって、最初はそうじゃなかったですよ、みんな殺到しましたよ。でも、今はみんな大分落ちついてきたんです。それで、霞ヶ浦のワカサギの問題とかそういう問題に移っている。あるいは、果樹の風評被害の問題に移っている。そういう問題もあるということをやっぱり、自分のところさえなくなればいいという考え方では、私はこの問題は解決しない、そういうふうに思います。ですから、みんなして考えて、少しでも除染は必要なところはやる。そして、みんなして気をつけるしかないんです。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

公共的な立場が見られないということを私はここで指摘しておきたいと思います。公共的な中での問題だということですね。そこをすりかえてはだめです。そういうすりかえの論理は通じません、市民には。

それで、その原発の、その霞ヶ浦の流域の問題もやはり環境省だとか県にお願いするだけじゃなくて、やはりアサザ基金だとか市民団体と協働して取り組むということが大事なんじゃないでしょうかというのが私の考え方なんです。そういう協働して取り組むということは考えていないんでしょうか。

実際に霞ヶ浦の漁業者の心配は、非常にはかり知れないっていうんですね。河川から流れ出る泥ですか、それは1年間に約1センチから1.5センチぐらいらしいですね。ですから、今危険なんですね、だんだん危険になってくるわけですよ、泥がたまってきますから。泥がたまってくると、そこにエビとか、何ですか、ゴロですか、アミですか、そういうもの行って、そこにウナギが食べるわけでしょう。だからベクレル値が高いわけですね。特に川魚は体内に取り込むという傾向があるので高いと。海の魚と違うっていうふうなこともこの前言っていました。

そういう点で今霞ヶ浦の漁業者っていうのは何人いらっしゃるのか。そして、この漁業者との聞き取り調査なんかは行っているのかどうか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、答弁者はだれに求めておりますか。市長ですか。

[佐藤議員「答弁は市長です。漁業者が何人いるかはわからない、市長じゃなくていい」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

漁業者が具体的に何十何名いるかということは、ちょっと環境経済部から答えさせますが、霞ヶ浦のワカサギ、エビ等の汚染問題については私も大いに憂慮しているところでありますし、漁業者の方からの直接のお話も聞いております。そして、漁協のほうにも伺いまして、放射線、風評被害にはどういう、補償請求はどうなっているかと。今、市と一緒に取り組んでいるわけですが、具体的にどこまで支払われてどうなんだと、そういうことについても漁協を訪問しまして詳しく聞いております。そういったことで、大変憂慮すべき問題を私は今後も漁業者と一緒に相談に乗って対応していかなくてはならないと肝に銘じているところでございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

佐藤議員さんの質問にお答えします。

漁師さんでございますが、霞ヶ浦漁業協同組合かすみがうら市支部から確認を取った数字でございます。159人でございます。参考ですけども、水産加工が12社というようなことで聞いてございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

協働して、県とか環境省は動きが悪いんでね、そういう市民団体と協働するという点については、ちょっと市長どうですか。話し合いぐらい持ったらどうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私はあらゆる方と話し合いを持つことは大いに、いつでもそういう姿勢であります。もちろん、特に東海をとめることについては市民団体等と一緒に進めていかななくてはならないと思っていますし、また具体的に霞ヶ浦の水産に従事する漁業者なんかにつきましても、つけ加えますが、今の風評被害の程度からいいますと、推しはかりますと、もう壊滅的な、壊滅というのはいわゆる漁業者の存続そのものが危ぶまれる状況にまで今追い込まれていると、漁業者の年齢を考えると、そういうことを考えると非常に憂慮すべき事態です。ですから、それを今食いとめるのには、もう補償しかない。ですから、十分なる補償を、しかも早目に東電からの支給を得るということが今は喫緊の課題だと思っています。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと何分ですか。

[「17分です」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

ちょっと省きます。

あと、入札の問題であります。お手元に資料をお配りしていると思います。

7月26日の結果と8月22日の結果についてなんですけれども、これ一般競争入札で、配水管、水道の工事ですね、配水管の工事なんですけれども。一つは6号なんですけれども、24単独第6号ですね。ここでは服部設備が落札をしております。最低制限価格がありますが、それからあと残りはみんな失格になっているんですね。こういう事実があります。一方で、24年度の霞ヶ浦第5取水改良工事なんですけれども、これは失格は予定価格よりも超えた、つまりこれを見ますと100を超えているところが失格になるわけですね。予定価格より上になるという状況なんです。それで、ここで取ったのが中川理水建設です。この中川理水建設っていう会社は土浦の会社だと思いますが、これは中川ヒューム管と関係ございますか。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

関係があるかないかは存じ上げておりませんが、中川という会社名でございますので、そういったグループの中の会社かなとは思っております、はい。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、非常にこの問題から見ると面白い傾向があるんですね。その前の第4号は、これも同じように落札しているところが1社なんです。これ新和工業ですね。後はみんな失格なんです。予定価格よりも超えているんですね。見ますと落札率が98.97、予定価格に対して。

だから、公表したってこういうふうな、こういうふうなやり方取るとちゃんと高く落札できるんですね。一方で、これは今6号のことを言いましたが、6号のほうは逆な意味で、最低制限価

格より下が失格という状況になると、落札率は非常に低くなるという傾向があるということなんです。

ですから、一概に公表すれば落札率が下がるというわけじゃない。やはり落札率を高くするための手法も、こういう形でやられているのではないかというふうに思われます。

これも、もう一つなんですけど、8月22日単独7号ですね。これも同じ傾向なんです。これは千代田地区が多いですね。ここも皆さんわかりますように失格なんです。でも、1社取ったのが木間塚電機商会なんですけども、これが98.13なんです。一方で、この配管の9号については、同じように予定価格よりもぎりぎりを取っていますが、逆に最低制限価格に近いところを取っている会社があるんですね。鈴木機工というところなんですけど。この鈴木機工というのは石岡の業者だというふうに聞きますが、これは指名競争入札なんですけど、石岡の業者だというふうなことは、これはどういうことでしょうか。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

ご指摘のとおり、石岡の業者でございますけれども、かすみがうら市内に営業所のある業者でありまして、今回の一般指名につきましては、管工事組合の漏水当番をしているものとして、一般競争入札をしております。その関係で鈴木機工が入っているということでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、管工事組合側から要請があったんですか。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

はい、要請書ということが提出されております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

要請されてこういうふうに指名をするということになりますと、いわゆる500万円未満は市内本店が入札条件ですよね。それで、鈴木機工っていうのは、これ初めて落札をしたんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

今までのちょっと経過は承知しておりませんが、今年度が初めてでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、そういう、ある業者からその話を聞いたんですよ。ですから、こういう指名競争入札っていうのは、意図的にやってしまうと談合を誘発するんですよ。こういう談合を誘発するということ自体が問題ですので、やっぱり指名競争入札は廃止をするという方向にしたほうがいいと思います。指名競争入札はやめる方向という答弁でしたっけ。確認します。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は検討委員会の結論は、今のところは当面まだ一般競争入札にはしないということですが、私の希望としては、何回も指摘も受けておりますし、別に一般競争で、130万円以上一般競争で全然問題ないと思いますので、そういう方向にしたらということは意見としては申しておりますが、なかなか検討委員会ですらそういう結論を出していただけないのが現状であります。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

入札検討委員会におきまして、建設工事に関しては基本的に一般競争入札とするが、応札基準を見直し、今事務局案を作成し、次の委員会でその決定するというような検討委員会での案が出されております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

できる限り急ピッチで。発注の状況なんですよ。これ平成17年から23年度出してもらったんですね。道路関係なんです。それで答えは、優先順位だと、必要性から出発していると。地域間の平準化は考えていないという答弁でしたね。

でも、すごいですね、件数が271件のときに、霞ヶ浦地区は148件で54.6%。そして、金額はどうかというと、17年から23年、合併後ですね、44億4000万円ぐらいなんですよ。そのうちの62.8%が霞ヶ浦地区なんですよ。そういう意味で、かなり霞ヶ浦地区に工事が多く発注されているという実態がある。ということは、千代田地区にはそういう要求というのは優先順位として扱うところが少ないという意味なんですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

合併後の平成17年度、18年度につきましては、両地区に建設事務所及び建設課が配置されておりました。千代田地区に比べ霞ヶ浦地区におきましては、旧霞ヶ浦町からの継続を含めた事業計画に基づき、歩道設置等による工事費がかさむ拡幅工事が整備されたことの一因であると考えております。また、平成19、20年度につきましては、霞ヶ浦地区による合併特例債事業市道④2644

号線整備による橋梁を含めた道路しゅんせつ改良工事による事業費も増大し、千代田地区との発注額に差が生じた結果と考えられます。

以上のことから、相対的に発注件数、発注総額とも霞ヶ浦地区が多くなっている現状でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

お聞きしますが、千代田町と霞ヶ浦町が合併するとき、いわゆる建設事業債というか、一般公共事業債、一般単独事業債、これは建設にかかわると思うんですけども、これは16年度末では幾らぐらいだったのでしょうか、それぞれ。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

合併当時の起債状況でございますけれども、一般公共事業債につきましては、旧霞ヶ浦町が3773万1000円、旧千代田町が2億4586万5000円。それから、一般単独事業債もメニューがたくさんありまして、その中に地方道路等整備事業債というのが含んでおりますけれども、そこまでは内訳は出しておりません。一般単独事業債につきましては、旧霞ヶ浦町が48億597万6000円です。旧千代田町が24億9469万5000円。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、単独でこういう事業を行うということは、財政力関係なく霞ヶ浦地区のほうは工事が多かったんですね。これがまだ続いているということではないでしょうか。

実は私、談合問題で裁判をやったんですね。この裁判は、発生元はもともと霞ヶ浦の問題だったんですよ。やはりそのときに霞ヶ浦地区は業界主導の談合体質。千代田地区は鈴木前々市長の逮捕に見られるように、官製談合だったんですね。その旧霞ヶ浦の告発する文書が、私09年の5月にファクスでいただいたんです。これは裁判のときに提出をしておきましたけれども、このときもどちらかという住民の要望じゃなくて、そういう業界トップのほうの主導によってつくり上げて工事を作成するという、そういう実態があったということがやっぱり上げられていると思うんです。やはり財政力に見合っってこういう工事をしていくっていう、そういう方向を今後考えていかなきゃいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、答弁者を指定していただけますか、総務部長でよろしいですか。

[佐藤議員「市長がいいんじゃないかな」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長がいいですか。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大金、大金っていうか、多くの事業費を要する道路等につきましては、ある程度長期の事業計画ですか、事業実施計画とかに基づいてやっているわけでありまして、そうした際にその地域バランスとかそういうことを今さら考えるのではなく、やはりその必要度、事業の必要度に応じて考えていくという姿勢が大事なんではなかろうかと思えます。

ただ、私が就任して2年になりますが、まだまだ継続案件が、以前から引き継いだ継続案件がございます。例えば新治橋にしても西成井の道路にしても、あるいは加茂の環境センターへの道路についても継続案件であります。これについては、相当の事業費も要しますし、新治橋が終われば、じゃ次の目玉っていうか大きい仕事は千代田地区には多分なくなるとは思いますが、道路では大きい事業費はなくなりますね。小さいところは結構あるでしょうけど、それは地区のバランスとかそういうことを考えてやるものではなくて、やはり必要度に応じて次の事業計画を立てていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと何分ですか。

[「9分です」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

あと9分。じゃ、ちょっと。

そういうことで地域的なバランスもありますが、本当に必要なかどうかということを検証しながらやっていただきたいというふうに思います。

市立保育所の民営化についてですけれども、かなり厳しい意見が出たのは聞いていらっしゃると思います。ある委員がこう言っていました。そもそも保護者の方々の理解が得られてきているという前提でお話が進んでおりますが、民営化が必要なかどうか、賛成なのか反対なのかということさえ保護者に問われていない。本当に保護者の意見を尊重するのであれば、質疑応答をする機会を設け、メリット、デメリットについてもアンケート結果などをもとに十分な説明がされた上で行われるのではないかと思います。しかしながら、そのような場もなく1年先延ばしになって、何の変化もなく今回に至っている。こういう厳しい意見が出されました。

私12月の、今年の12月にさくら保育所の民営化についても、市長に質問したんですよ。そのときに、結果的に保護者の方々から理解を得られなかったというふうに言って、保健福祉部長は計画を延長して保護者との共通理解を図った上で実施することにいたしましたというふうに言ったんですよ。どうですか、これについて。12月議会以降、保護者の説明会やっていませんね。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今のお話がありましたとおり、市のほうからは12月に保護者に対しては通知を行っただけでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

答えになっていないでしょう。だからこういうことを言うんですよ、これ。また。急いでやる必要ないだろうし、財政的に本当に逼迫しているのか財政課に確認したところ、そのようなことはありません、では、早急にやらなければならない理由があるのですか、ありません、ということでした。予算がないわけではなく、保育にかける枠を取っていないだけじゃないですか。何が何でも来年4月から民営化スタートする、これが本当に行政のやることでしょうか。保護者の理解、また本当に必要性というのが十分に納得されないまま進めるってということについて。ですから、私は答申のときも、どうしてもっていう場合はそういうスケジュールを少しずらしてもいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

さくら保育所の民営化計画につきましては、私も前任者からの引き継ぎを受けて、本来であれば今年の4月から民営化されているはずであったんでありますが、昨年秋に1年先送りの決断をしたところでございます。そして、その1年先送りしたことによって、保護者あるいは地域の方々の十分な理解を得た上で、来年の4月に実現したいということで、事務方には指示をしていたところであります。

今回、事業者の選考委員会の様子を聞きまして啞然としたわけではありますが、今、佐藤議員ご指摘のとおり、昨年1年先送りしたときに、もうすぐそのときにでも保護者に説明会をやるべきであったと。さらに2回、3回、5回と保護者の説明会をやるべきであったんであります。本当にこれは職務怠慢と言われてもいたし方がないと、私もその責任は痛感をいたしております。

しかし、この民営化について必要ないと、財政当局がもしそういうことを言ったとすれば、それはだれがどう言ったのかは後で確かめますが、そういうことはありません。これは、以前からもう議員の皆さんは十分ご理解いただいていると思いますが、坪井市長の時代から霞ヶ浦地区においては民営化を進めましたし、この千代田地区においても民営化を進めると。それで、民営化について重大な問題があるとは私は思っておりません。土浦では保育所は全部民営であります。多分全部民営であろうと思います。全部ですよ。

[「違います」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

1カ所だけ違いましたっけ。

[「神立とか真鍋とかいろいろありますよ。いえ、違います」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

違う。ああ、そうですか。じゃ、これは失言であります。取り消します。

民営化と公営の保育所で、全然民営化の保育所のほうがサービスが悪いとか、いわゆる利用者にとってその問題があるということは聞いたことがありませんし、むしろ民営化のいい面が強調

されることが今は多いわけであります。

そういった意味で、この民営化の計画については遅らせるつもりは今のところ全然ありませんで、とにかく遅れてしまった地元の理解を得るために最善の努力をせよということを事務方には申しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

来年の4月1日というのは動かさないっていうことなんで、そのためにいろんなスケジュールをかなり追った追った形でやっております。ただ、やっぱり心配なのは、子どものことが中心ですから、引き継ぎ期間をやっぴり十分にとっていくということも必要だと思えます。これに対して市長どうですか、引き継ぎ期間のことについて。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今考えておりますのは、場合によったらですが、公立の保育士の方が3月31日で引き揚げるということではなく、場合によったら、いったん引き揚げることは引き揚げますが、いつでもサポートできる体制を数カ月は、その保育所を注視する意味でですね、そういう体制を整えてはどうかという議論を今担当課を中心にしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、十分な引き継ぎ期間のことについては選考委員会の中で進めていきたいと思えます。

いじめ問題については、なかなか難しいという課題だと思います。日本共産党は、もう既に1995年5月4日にいじめ問題について、人間を大切に教育の実現こそいじめ問題克服の道ということで、ポイントを5つほど上げております。時間がないので、これは後で教育長のほうにお渡しをいたします。

そこで、私がポイントで大事なところは何かというふう感じたのは、これ3つ目のことなんですけれども、子ども自身の取り組みを教師、父母、地域が支え励まし、子どもたちの意見を尊重することだっていうことなんです。これについてどうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

教師からの指導ばかりではなくて、子どもたちの自浄能力といいますか、自治能力を高めていくということは、これは非常に大切なことであります。子どもたちの中から沸き上がっていじめをなくそう、それからいい学校生活をつくり出していこうという考えが出てくることは非常に大事なことであります。

具体的に、今年10月末か11月までには、11月には県の教育強調月間ということなんです、各

中学校、4中学校ごとに生徒会を中心にフォーラムを開催する予定であります。また、日程は千代田中だけが11月18日の土曜日ということで決まっておりますが、ほかはなるべく土、日に開催してもらいたいと思っておりますが、生徒会が中心になって、それは名前はいじめ撲滅フォーラムになるか、学校生活改善フォーラムになるか、それはわかりませんが……

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時57分

再 開 午後 4時09分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

延会について

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

本日の会議は、停電のため、この程度にとどめ、延会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認め、さよう決しました。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

○議長（小座野定信君）

今回は、あす9月7日午前10時より、引き続き佐藤議員の一般質問より行います。

本日はこれにて延会します。

ご苦労さまでございました。

延 会 午後 4時10分

平成24年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第3号

平成24年9月7日（金曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	山本恵美君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	吉藤稔君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	川尻芳弘君	教育部長	小松崎延明君
総務部長	小貫成一君	水道事務所長	貝塚成人君
市民部長	根本光男君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	鈴木弘君	代表監査委員	久保田喜久男君
環境経済部長	藤崎宏明君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 佐藤文雄 議員
- (2) 田谷文子 議員
- (3) 栗山千勝 議員

(4) 中根光男 議員

日程第 2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 佐藤文雄 議員

(2) 田谷文子 議員

(3) 栗山千勝 議員

(4) 中根光男 議員

日程第 2 休会について

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(2)	佐藤文雄	4. いじめ問題に対する市教育委員会の取り組みについて
		5. 国民健康保険を命と健康を守る制度について
		6. 下土田の残土問題について
		7. 水道事業について (主に水道料金問題について)
(3)	田谷文子	1. 今後の市長の政治姿勢について
		2. 修正可決された医療費助成について
		3. 観光果樹園の振興について
		4. 学校におけるいじめ問題について
(4)	栗山千勝	1. 危機管理について
		2. 荒廃した農地活用について
		3. 監査事務について
(5)	中根光男	1. 学校耐震化について
		2. 全国的に多発している、いじめ問題について
		3. 老朽橋の安全対策について
		4. 障がい者総合支援法について
		5. 市検診にピロリ菌検査の導入について
		6. 子ども達にがん教育実施について
		7. 24時間訪問介護について

開 議 午前10時00分

○議長 (小座野定信君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、執行部におかれましては能率的な会議運営の観点より、より簡明な答弁をなされることを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（小座野定信君）

日程第1、一般質問を行います。

佐藤文雄議員の質問の続きから行います。よろしく申し上げます。

発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

事務局のほうから言われましたので、きのうの続きなんですけれども、その場合に途中で教育長の答弁が切れたもんですから、改めて再質問の件で質問させさせていただきます。

いじめ問題に対する市教育委員会のかかわりについて質問したんですけども、日本共産党も1995年に人間を大切に大事に、教育の実現こそがいじめ問題の克服の道だという提言を出しております、先日ご提出しました。

その中で、私が大事だと思ったのが、子ども自身の取り組みを教師、父母、地域が支え、子どもたちの意見を尊重するかだというふうに思いますということで、教育長の答弁を求めたんですけども、それから始めたいと思います。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

昨日もお答えいたしました、佐藤議員おっしゃるように、子どもたちの自浄作用、自浄能力、そういうことを育てることは大変大切ですので、具体的な施策として各中学校で生徒会主催のフォーラムを計画しております。

このフォーラムは生徒会が中心ですので、内容的にはどういうことになるかわかりませんが、知恵を絞ってやってくれると思っております。子どもはそういう力を持っております。全校フォーラムをやるわけですから、その前に各学級などで話し合いがあったりして、全校に行きますので大変有意義になるかと思っております。

これは学校ばかりではなくて、保護者、地域の方々にも参加していただくようにしたいと思っ

ています。10月の広報紙あたりに広報をして、日時をお知らせして、大まかな内容もお知らせして、そして地域の方々、多くの方々に参加していただいて率直なご意見などをいただければありがたいと考えております。どうぞ議員の皆様もおいでになって、ご意見や提言などをいただければありがたいと考えているところです。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ありがとうございます。

私は冒頭で重大なのは事実を隠蔽した学校、教育委員会の姿勢だと、大津市の件について述べたんですけども、この点ではどうなのかということなんです。聞くところによりますと、下稲吉中学校で最近暴行傷害事件があって、土浦警察署に被害届が出されたという話なんですけども、それも含めて答弁願えますか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

従来、学校はいろいろな事件が起きてしまうと、それは学校として恥ずかしいことだというような認識を持っていたことは事実かと思えます。いじめに関してもそうかもしれません。しかし、このいじめについては、認知件数がふえるということが、決して恥ずかしいことではないというその認識の転換を今回はしなければならぬと考えております。認知件数がふえるということは先生が、あるいは親が子どもをよく見ている、観察しているということであって、早く発見をして、早く解決する、認知件数がふえて解決率を高める、これが大事なことだと思っています。

そういう意味で、学校にはそのことを十分に指導していきたいし、今回発しましたいじめ問題対応の手引きにもそれは書かれていることでございます。

それから、下稲吉中学校の件でございますが、後で全協で報告するということになっておるようですが、3年生の女子同士で暴行事件がありまして、被害者が警察に被害届を出して、今警察が捜査中ということでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ありがとうございます。

では、その事実については全協ということなんですけども、これはいわゆる公表ですね、それとこの学校、教育委員会の見解というのはいつ出すんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

今のところ警察が捜査するということですので、教育委員会や学校やその他の者が手を入れる

ことはございません。事件の概要がはっきりして解決を見たというときに、公表ということになるかと思えます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ありがとうございます。

じゃ、次は残土問題のほうにいきます。時間がないので簡潔に。

大平地区の不法残土事件の事実経過が、前回環境経済部長の答弁は非常に不十分だったと。これまでの経過を年次的に、簡潔に説明してください。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

大変失礼しました。大平地区の件については、まず過去の資料で確認できましたものは、平成16年度に霞ヶ浦町残土条例の許可によりまして、716平米の事業をしてございます。

次に、平成18年1月19日に4,300平米の許可を得ましたが、18年3月17日に申請以外の土の搬入があったということで、事業停止の指導を受けてございます。

その後、不定期に土の搬入がございまして、指導等は行っておりますが、平成23、24年度については、口頭による指導と文書による指示書としては2回の指導を行っております。また、24年1月13日と8月28日には土浦警察署に依頼しまして、指導しているところでございます。

現在の現場は、7筆で1万平米の平坦な現況でありまして、約半分は水田化されております。8月28日の土浦警察署の指導については、土砂の搬入においては市条例に取得後に実施すること、土砂の搬入の中止等であります。

繰り返しになりますが、このような状況であるため、以前より土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例の許可が必要であることから、再三にわたりまして行政指導を続け、指示書を提示しており、土浦警察署からの指導も行っています。

8月31日には、市長及び環境経済部職員にて、県南県民センターを訪問しまして、県が実施している不法投棄の夜間パトロールの巡回、9月から月4回程度でございまして、を依頼しております。発見された場合は、市役所へ連絡が入ることとなっております。また、地元地区においても、監視体制を組織化する計画が進んでございます。

今後は、土浦警察署及び県と協力をしまして監視体制の強化の上、条例違反に対する対応を協議したいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今書き取れませんので、一覧表につくって提出してください。お願いします。よろしいですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

すみません。わかりました。提出したいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この事件は平成16年から起きたということなんで、ずっと続いているわけですね。ですから、きのうの答弁は極めて不十分だというのが明らかになったと思うんですね。ですから、これは市長も随分かわかってきたんじゃないかなと思うんです。

実は、これつくばみらい市で、不法残土の問題でやっぱりかなり業者が強気でやっているということで、最終的に8月23日の朝日新聞で市の撤去命令に対応せずということで、告発を考えるということになっていきますけども、どうでしょうか。この告発という形、監視体制では無理じゃないかなと思いますので、告発についてはどう考えているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この現場につきましては、私の所属する集落が深く平成16年当時から、17年ですかね、当時からかわっております。なかなかしつこい違反を繰り返しております、地元で監視体制を以前は組んでおったんですが、ここいわゆる大量に一気に入れるという方向はなくなっていたんですね。

多分ことしになってからだと思うんですが、ポロンポロンと入れるようになってきた。2台、3台、5台って、そういう通報が幾つかあったんですが、担当課にそれすぐ言いますと、担当課のほうが行くころにはもうならしちゃってあって、どこ入れたんだかわかんないというような状態でありまして、つい8月末、さっき藤崎部長が答弁したとおり、たまたま私の出勤途中に大型ダンプが入ってきたもんで、すぐ担当課と県警、110番通報しまして、対応したところです。

その後、強い警察での対応を望んだわけですが、警察はもう少し様子を見たいということでありました。先ほどお話ししましたように、県南の県民センターのほうへ行って監視をお願いしたと。あわせて地元集落、関係する集落が2つございますが、大寿集落と大平集落で、地元で監視体制を、県の夜間パトロールを補助する形で監視体制をつくらうということになっております。次、2台でも3台でも入ったらすぐ発見をして、そのたびに警察にお願いしようという今態勢であります。

告発なんですが、私はこれがしつこく続くようであれば、もうどんどん告発で対応していきたいと思うんですが、なかなか警察のほうがいわゆる量的な問題等も含めてなんでしようけど、告発に応じてくれないんですね、現実的に。告発っていうのは、違法行為があれば、例えば殴られれば殴られたという状況だけを口頭で言えば、それがもう有効なわけではありますが、なかなかこの残土問題については、そういうしつこくやられると、警察もほい来たって逮捕に至らないのが現状であります。

ですから、やむを得ないので地元の監視体制を強く進めて、何度でもしつこく警察に通報して、警察の出勤を促すと。もう担当課の職員では、行くともう殴りかからんばかりのすごい勢いであ

りまして、なかなか担当課職員だけでは対応できないのが現状になっております。

そういったことから、私もこの違法行為が繰り返されるようであれば、警察にも直接行って対応をお願いしたいと、そういうふうに考えております。今の段階ではまだ警察までじゃなくて、警察は電話だけで、県民センターに行ってお願いしていると、そういう状況であります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。やはりイタチごっこになってしまう、監視体制もなかなか難しいということがあると思います。そういう点では、かなり告発を徹底的にやるという立場で進めていただきたいというふうに思います。

それじゃ、水道問題。あと何分ですか。

[「2分半です」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

2分半。

前に従量料金制のことを言ったんですけども、市長は今でも議会が理解しなかったということで、今までのとおりということなんですけども、今でもあの従量料金制はできるというふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は土浦市との明確な差がある状態は好ましくないと考えておまして、議会のほうが了解していただけるのであれば、いつでもこの引き下げ、従量料金制については提案したいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

新たな水開発は必要ないということで、私実施協定の見直しを何回か言っているんですけども、これがポイントのところなんですよね。

茨城県の公営企業局の幹部が、今水道会計は黒字、でも平成23年には湯西川ダムが完成、さらに八ッ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発が完成すれば、維持費や減価償却費は飛躍的にかさみます。水道事業者、いわゆる市町村を言うんですけども、この実施協定を結んでいる、その実施協定を満たすには、水源開発が必要だと言うんですね。もう開発はいらないんですよ、こういうふうに言っている。「これ以上水が要らないのなら、実施協定を見直せばいいのだ」というふうに言っているんです。どうですか、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦導水事業については、今国で今後見直す方向を示唆をしておりますが、県の企業局と私

どもの話し合いは年に一、二回程度は行っております。企業局長にいわゆる供給買い取り体制ですか、その見直しをしてくれるように、また水料金の値下げをしてくれるようお願いをしているところでありますが、なかなか企業局のほうも国との関係もありますし、また以前、高度成長時代に経済はどこまでも伸びるという前提で水開発を要求してきた経過もございますから、そういうことから脱却するのは、なかなか時間がかかることだと思います。

しかし、もう今や減速経済に入っているわけでもありますから、そういったことも国のほうも、だんだんにはその考えを変えていくのではないかと期待をしているところであります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

県の企業局と市町村の温度差との問題じゃなくて、やはり数字の問題だということですね。この数字の問題について、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

かすみがうら市というか、いわゆる需要側、県の需要側の要望と県の供給サイドの水量では大分ギャップがあります。このギャップがあるんで、県のほうはギャップを、計画どおり今までは走ってきたわけでもありますから、その見直しをしてくれるようお願いをしているところですが、なかなかギャップが埋まらないと、そういう状況であります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

このパネル見ていただければわかるんですけども、県のマスタープランが極めて過大に設計をしているということがわかると思うんですね。一日の最大供給水量が2020年には1,431立方メートルなんですね。一人当たりの最大供給水量が391リットルなんですよ、今。それが450ミリリットルにしているということがあるんですね。これについて、今かすみがうら市は何リッターですか。

時間になりますので、この問題について、この過大な水事業計画ということについて、ご答弁、どちらでもいいです。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答え申し上げます。

平成23年度の一日最大配水量につきましては、320リットルでございます。

[佐藤議員「マスタープランの事業計画についてはどう考えますか」と
呼ぶ]

○水道事務所長（貝塚成人君）

県のほうで示しております計画につきましては、数字が示されているわけなんですけれども、現状といたしましては、当市に例えて言いますと、ここ5年間ぐらいは大体横ばい、あるいは若

千年々低下傾向にあるということで、かすみがうら市につきましては、合併後平成23年が一番少ない数字となっております。

県のこの数字につきましては、県が基準としておりますそういう係数とか、そういうものを使って出しているものと思いますので、当市の実態とは大分離れていると考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

皆さん、おはようございます。

平成24年第3回定例会において、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

この夏は例年になくしり上がりに暑さが増してくるという猛暑に見舞われました。本市特産のナシ、ブドウ、クリ、カキなど農作物に与える影響がどのようなものかと心配しております。また、この夏は市民運動による市議会に対するリコール署名活動によって、市の住民意識の高揚の面でもマスコミをにぎわせるほど市内外から注目を集める、文字どおり暑い暑い夏でありました。

まず、1点目として、今後の市長の政治姿勢についてお伺い申し上げます。

まず、1、リコール署名活動についての評価を伺うものであります。

市民が取り組んだ議会の解散請求運動につきましては、期限となりました7月26日までに1万1227人の署名にとまり、解散請求に必要な有権者の3分の1以上の数には670人ほど及びませんでした。

しかし、この1カ月の市民活動を通して、市長と市議会の意見の相違や現状を広く市民に伝え、理解していただいたことは大きな成果として意義のあったことではないかと理解しております。宮嶋市長としては、今回のリコール署名活動について、結果としては不成立に終わったものの、どのように評価しているのかをお伺いいたします。

2点目に、市民は市長と議会との関係がどうあるべきと望んでいるか、市長の所見を伺うものであります。

市長と議会との関係は、二元代表制であり、市長も議会も市民に選ばれた代表であります。市長が提案し、議会が審議決定する、そういう意味では議会が議決権を持って市政を決定すると言っても過言ではないと考えます。この市民の代表たる市長と議会の関係が正常に機能せず、市民活動によるリコール運動が起きてしまいました。

リコール運動は、かすみがうら市が正常に機能していないのではないかというような印象を与え、市民からも市長と市議会がもっと話し合いをしてというような意見をお聞きします。市民は市長と議会との関係がどうあるべきと望んでいると考えているのか、宮嶋市長の所見を改めてお伺い申し上げます。

3点目に、今後このような事態を生じさせないために何が必要と考えるのかも伺うものであります。

宮嶋市長は、常日ごろ市民の意見を聞いて、市民の感覚、市民の目線という発想で、既存の概

念にとらわれることなく、さまざまな政策を練っていると思います。しかし、すべての政策が市民の理解を得られない場合もあることや、議会の理解を得られないこともあろうかと思いますが、今回のような事態は決して好ましいものではないというのも、多くの市民の声であろうかと思えます。どちらに責任があるかないかという議論もありましょうが、これを言えばしょせんは水かけ論の域を抜け出すことはできないでしょうから、ここは百歩譲って市を代表し、市政の最終で最高の決定権とその責任を有する市長が、今後このような事態に至らないようにするにはどうするか、期することがあればお伺いしたいと存じます。

次に、さきの臨時議会において修正の上、可決された中学生以下の医療費の助成についてであります。今回の修正によって所得制限が設けられた件についてであります。

当局原案は少子化対策、すなわち子育て支援のため、そのような制限を設けず、等しく全生徒を対象に実施するというので、私は子育て支援の進展のために非常によいことだと考え、真っ先に賛意を表してまいりましたが、そのような立場からはいささか残念な後ろ向きの修正がなされたと思っております。

そこで、所得制限を設けることによる幾つかの疑問がありますので、当局の見解を伺います。

第1点は、所得はいつのものを基準とし、どのように把握するのか。そしてまた、この所得制限というのは再度確認いたしますが、控除前の総収入額が400万以下ということによろしいのでしょうか。そして、これはどういう理由によって定められたのかも伺います。また、この総収入を1円でも上回った場合は対象にならないのか、また世帯の総収入なのか、対象者が年々入れかわる場合がありますよね。

次に、所得制限を加えることというのは、所得税は本来国税ですので、市が前年の所得を把握するのはかなり時間がかかることになろうかと思えます。源泉徴収であっても、前年の所得から割り出して月々の徴収額を決めているから、年末調整というのが行われるわけです。

ですから、所得制限を設けるといことは、その400万というボーダーライン上にあるかないか、あるいはボーダーライン上の上にあるか下にあるかが、確定申告をもってはっきりするわけでありますので、今そのボーダーライン付近にある所得の方の中学生が医者にかかった場合、無料の対象になるかどうかは、確定申告まではっきりしないということになるのではと心配しているわけです。この点はどうか、伺います。

このような疑問が生じるわけですが、これを市民の皆さんが納得できるような事務を行うことは、非常に労力と時間を要することになろうかと推察いたしますが、所得制限を設けなければこのような手間は一切省けるわけですが、所得制限を設けることによって事務量は何人手間、何時間、それを事務経費にするとどのぐらいかかるのか、概算で結構ですからお伺いいたします。

また、行政はすべからず最少の経費で最大の効果を生むのが原則ですから、こういう事務に要する経費、あるいはその煩雑さから見れば、無理をして市民サービスを切り詰めるためにやるような所得制限は、余り合理的ではないと私は思えてなりません。

そこで市長にお尋ねします。

この中学生以下の医療費の無料化は、やはり当初の当局案に沿って、所得制限など加えずに実施すべきと思いますが、これについて再度議会の理解を得るためにどのようにするか、どのようにしたいのか、お考えがありましたらお伺いいたします。

次に、観光果樹園の振興についてお伺いいたします。

私は常々、地域間競争においては人口がバロメーターの機能を有すると思っております。以前にも一般質問でも何度かお話ししましたが、人口と言いましても、いわゆる定住人口と交流人口があります。定住人口は文字どおり、現にかすみがうら市に住まわれている方々であります。この問題については今回は触れませんが、いわゆる交流人口、これはただ単に当市を通過する人たちを言うのではありません。何らかの目的を持ってかすみがうら市を訪れる人々であります。こういう方々が市民との交流を深め、特産品や本市の品物を購入し、お金を落としてくれる大切な方々です。

そこで、旧新治村と旧八郷町の間の朝日トンネルが、きょうの新聞紙上に発表されております11月12日に供用開始されることになっております。こうなりますと、土浦北インターからこのトンネルを通じ、フラワーパークなどのある旧八郷町に観光バス等が行きやすくなり、非常にお客さんにとっては便利になるかと思いますが、一方でかすみがうら市の観光果樹園を通らないで行ってしまうのではないかと心配しておるわけです。市当局としては、これをどのように見ているのか、またその影響についてメリット、デメリットの予測なり、シミュレーションなりをしておられるかお伺いすると同時に、その対応策についてもお伺いいたします。

それにつきまして、私の考えの一端をお話しさせていただきますと、観光果樹園の振興のためには、これを何度か一般質問でも私も話させていただきましたが、土浦北インターから中佐谷、下佐谷、上佐谷に直結するような交通整備が重要であります。そのためにも、土浦北インターからの常磐道の側道をJA土浦千代田支店までを整備する計画を早急に講ずるべきと思います。これは、災害時のバックアップ機能の強化といった面からも重要なテーマであると思うわけです。この点についても、市長のご所見をお伺いいたします。

もう一つは、交流人口を受け入れやすくするには、日常の生活道路をきちんと整備することは最も基本的なことであります。その点で、1年半になろうとしている3・11東日本大震災による損傷を受けた道路や、橋の復旧状態はどのようになっているのか伺います。

一例を挙げますと、私の住む上稲吉の舟橋は一応は応急の復旧はしていただいておりますが、4トン車以上はまだ通り抜けができないほど、完全復旧には至っておりません。この舟橋を通じる道路は、新治の工業団地への通勤経路ともなって、とても交通量が多くなっております。今後の完全復旧の見通しをお伺いいたします。

次に、大津市や常陸太田、そして昨日報道されました札幌の学校のいじめ問題に触れさせていただきます。

今や全国的な話題になっておりまして、古くて新しい問題、このいじめ問題ですが、けさのニュースによりますと社会人にもいじめがあり、職場も家も追われて路上生活を余儀なくされている、そういう事実をNHKが報道しておりました。

それはまたさておきまして、学校のいじめについて本日は触れさせていただきます。

まず第1点目として、いじめは深刻な状況、すなわち児童・生徒がそのことによって自殺するなどの重大事故になってから大きな議論になって、いつも再発防止策などが改めてクローズアップされるのが常であります。

私も、このようにこの問題が世間の注目を集めているときは、比較的小康状態を保っているの

では、また関係者も非常に緊張感を持っておられると思いますので、余り取り上げなくてもよいのではと思っておりました。一方では、こういうときこそ皆の関心を集め、将来にわたって防止するためのよい方策ができるのではないかという気持ちで、あえて私が日ごろ考えていることを中心に二、三、質問させていただきます。

1つには、当市において、学校においては現在いじめはあるのかないのか、実態を把握するためにはどのようなことをしているのか。また、そのための体制整備は十分かどうか、教育長にお伺いいたします。

次に、どのような形であらわれるかは同じパターンではないと思いますが、いじめと思われる兆候を察知した場合、早いうちに解決なしにはいじめの解消をするため、まずその早い段階、初期段階にどのような方策を講じておられるのか。一般論で述べるのが困難であったら代表的な事例でも結構ですので、具体的にお示しいただきたいと存じます。

次に、不幸にして深刻な事態が大きな心身のダメージとして、あるいは自殺に至るなどがあった場合には、これを防止できなかった責任は市として学校にあると考えるのか、それとも家庭にあると考えるのか。この場合でもいじめられた側といじめた側がありますが、強いて言うところらに責任があると考えておられるのか。そして、最近の例は警察が介入せざるを得ないような悪質きわまりないいじめが出てきております。こういうことを見ますと、残念ながら子どもを学校に預けることが不安になるご父兄も、あるいはいるのではないかと心配しております。

責任は学校のみならず、社会や家庭、おのおのに共有しなければなりません。そのいじめの舞台となる学校の責任は、決して免れないと私は思います。私はそのように理解し、いじめの問題についての第一義的責任は学校の当事者及びそれを管理する市の教育委員会にあると思いますが、教育長のご所見をお伺いいたします。学校とはいっても、すべていじめる側もいじめられる側も、まだ一人の人間としてすべての責任を問うことが困難な青少年少女でありますから、当然のこと、学校と児童・生徒の保護者が密接に連携してこそ、大事に至る前に手を打つことが望まれるわけです。

ここでもっとやっておればよかった、こうしておけばよかった、そういうことがあるわけです。ですので、私から1つの提案を申し上げたいと思います。いじめはいじめられている生徒も、黙ってだれにも言わず、耐えているのが通例です。しかし、いじめられている子どもの周辺には、いろいろなシグナルがあります。例えば、自転車がたびたび傷つけられたり、壊されたり、あるいはシャツの第一ボタンが切れていたり、妙にお金を必要以上に欲しがったり、親が買って与えたことのないような服装をすとか、そのようなたくさんのシグナルを送っているにもかかわらず、家庭では気づかないでいるということのないようにしたい。

すなわち、こういう子どもからのシグナルをマニュアル化して、家庭でよくチェックしてもらうよう、学校から保護者あてに注意を喚起するよう方策を講じてはいかがでしょうか。そして、その結果、保護者から持ち込まれた問題について、学校側は真摯に受けとめ、家庭と協力して解決に当たってほしいと思います。そのような私の提案を受け入れていただけるかどうか、お伺いしたいと思います。また、当市としてよりよい手段を講じていると思われる、その事例の一端をお聞かせ願いたく思います。

以上で、私の第1回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

田谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目1番、リコール署名活動についての評価についてお答えいたします。

7月26日に締め切られた市議会議員リコールについては、必要署名数にわずかに足りず、残念な結果となりましたが、今回のリコールの一連の流れの中で、不完全ではありますが、今まで動かなかった山が動き出し、中学生以下の医療費無料化や議会の可視化が進んだことも事実であり、リコール運動の成果であると考えています。

1点目2番、市民は市長と議会の関係がどうあるべきかと望んでいるかについてお答えいたします。

市民の皆さんは、市長と市議会は、独立・対等な立場で、お互いに意見を出し合って協力と調和を図りながら、より良い市政の実現を目指すことを望んでいると思います。

1点目3番、今後このような事態を生じさせない為に何が必要かとの質問にお答えいたします。

市長と議会が、政策論で対立するのは悪いことではないと思いますが、今回のリコールを振り返ってみますと、政策論だけではなく感情論になっているようで、市民の目には泥試合と映ってしまった面もあり、市民の目には不安や不快な思いをさせた面もあり、その点はおわびしたいと思います。また一方、そうした点で市民中心の政治が必要であり、市民注視の中での議論が担保できるという意味で、議会の可視化はそれに沿ったものと考えております。

市長と市議会は、独立・対等な立場で、お互いに意見を出し合って、調和を図りながらより良い市政の実現を目指すことが必要であると思います。議員の皆様には、今後も市政発展のためにお力添えをいただきますようよろしくお願いをいたします。

2点目、修正された医療費助成についての1番、所得の変動に起因する施策の安定性についてお答えいたします。

修正可決されたかすみがうら市医療福祉費支給に関する条例については、対象者が中学3年生までに拡大されたものの、所得制限があることから、所得の変動により、マル福の対象となるかならないか変動するため、施策の安定性という視点からは運用面での支障を心配しているところであります。

所得制限に関する質問と2点目2番、当該施策の推進に伴う事務量及び事務経費については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

2点目3番、所得制限の早期撤廃についてお答えいたします。

医療費の無料化を中学校3年生以下の児童生徒等に対して実施する中で所得制限を設けることは、約4割の子どもたちが対象から外れることとなり、子育て支援を重視する私の政策方針としては、極めて中途半端なものになってしまっております。

子育て支援は、本市ばかりでなく日本の将来を担う子どもたちの育成を市民全体で支えようと

いう非常に大事な政策と考えております。さまざまな意見はあるかと思いますが、今後においても議員の皆様にご理解をいただけるよう、所得制限の早期撤廃を目指して努力してまいりたいと考えております。

3点目1番、朝日トンネル開通後の対策につきましては、環境経済部長から、また、2番、通勤に伴う通過交通対策につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、学校におけるいじめ問題につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

田谷議員の4点目、学校におけるいじめ問題についてお答えいたします。

まず1番、いじめがあるかないかの実態把握の体制ができているかということでございます。

学校生活の中で、子どもたちはさまざまな悩みや不安に伴うサインを言葉や表情、しぐさなどであらわしています。各学校では、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さずに、早期に対応するよう努力しております。

各学校ともアンケート調査や教育相談を定期的に行ったり、生徒指導部会での情報交換や養護教諭やスクールカウンセラーとの連携をとったりしながら実態把握に努めております。

4点目2番、いじめの初期段階での具体的対策のご質問にお答えいたします。

大切なことは、学校が子どもたちにいじめられている子どもを守り通す、そういう姿勢を明確に示して安心させるとともに、学校の教職員すべてが、だれもが相談相手になるということを理解させることであると思います。

そして、もしいじめられたときには決して一人で悩まずに、必ず親や教師などだれかに相談する。そして、その相談するということが恥ずかしいことだと思われてきておった節がありますが、そうではなくて、恥ずかしいことではないんだということを十分に指導していきたいと思っております。

また、いじめの事実関係を正しく把握することが必要であります。その場合は、冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容し、心の安定を図りながら把握するようにしたいと考えております。その後、いじめた子どもを謝らせたり、双方の仲直りの握手をさせただけで問題が解決したというような安易な考えを持たずに、その後の行動や気持ちをきめ細やかに継続して見守ることが大切であると考えております。

いじめは、田谷議員がおっしゃるように、初期の段階で気づいて救済することが大事であります。解決しやすいこの段階を最も重視して、対応に当たっていきたいと考えております。

4点目3番、一般論として深刻な事態が生じた場合の対応の仕方及びその責任の所在についてでございますが、深刻な事態を生じさせないことが我々の責務でありまして、学校教職員全員が一丸となって児童生徒に目配り気配りを徹底して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に向けて対応していく所存ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

最後に、田谷議員からご提案のありました子どもの発するシグナルを家庭でも見逃さないよう

に、学校から家庭へ通知をしたらいかがかというようなご提案がございましたが、先日も申し上げましたように、9月3日付で、これはかすみがうら市教育委員会名で8月28日の教育委員会定例会でこの文言の内容は大分協議をいたしました。その内容を、これはB5判ですが、B4判にして各家庭に配布するようというので対応しております。しかし、なかなか読んでもらいたい人にこれが届かないというジレンマがございます。

ですから、しつこく学校だよりや学級通信、学年通信等を通して、保護者に対しても啓発を深めていくように努力していく所存ですので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

初めに、医療費助成についての所得の基準日等に関する質問にお答えいたします。

資格の基準日につきましては、誕生日となります。また、所得の基準日につきましては、1月から6月までに生まれた方は前々年度の所得額、7月から12月生まれの方は前年度の所得額をもとに国保年金課で対象となるかどうかを判断することになります。

次に、所得制限の基準額に関する質問にお答えいたします。

今回の修正では、所得制限を設けておりますので、この金額を上回る場合には、上回る金額に関係なく対象外となるものでございます。

所得の基準につきましては、かすみがうら市医療福祉日支給に関する条例第5条の規定でございますけれども、児童手当法施行令の一部を改正する政令、平成7年政令第223号による改正前の児童手当法施行令、旧政令の基準を使用しております。また、所得制限の所得の判断につきましては、世帯の総所得ではなく、基本的には父母のどちらかの所得の高い方で判断することになります。

次に2点目2番、当該施策の推進に伴う事務量及び事務経費についてお答えいたします。

現在は小学3年生までが対象となっておりますが、今回の改正によりまして、来年1月からは小学4年生から中学3年生まで、対象年齢が拡大されることから、件数が増加し、事務量は増大すると考えられます。増大する事務量につきましては、所得制限の対象、または対象外の審査を拡大した全員について実施し、その中でマル福の対象者には受給者証を送付するという事務手続きとなります。仮に所得制限が撤廃されれば、所得により判断するという事務は軽減されることとなりますが、一方で対象年齢の家庭全世帯がマル福受給の対象者となりますので、さまざまな事務手続き等が増加することが考えられます。

何人手間、何時間という細部にわたる比較につきましては、現段階では困難でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

3点目、観光果樹の振興についてお答えいたします。

本市の果樹観光につきましては、福島原発事故による風評被害により、観光客は事故前の6割まで激減し大変な状況でございます。

そのことから、市では首都圏の大消費地での果樹関連イベントの開催やテレビ、新聞等を利用した消費宣伝、旅行会社と連携しての果樹観光ツアー等々、風評被害の払拭とイメージアップを図るための活動を続けております。

さらに新たな試みとしまして、本市の果物のイメージアップを図るため、市内の小さな女の子たちがナシ、ブドウ、カキ、イチゴ、さらにブルーベリーをイメージする衣装を着まして、果物の妖精、フルーツフェアリーとなりまして、果樹のPRを担ってございます。先日、つくば市クレオで開催しました果樹観光オープン式に出演しまして、大変好評でございました。果樹観光の振興の一つとしまして、今後も同様に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の朝日トンネル開通後のかすみがうら市の対策につきましては、本年11月12日に朝日トンネルが開通することにより、常磐道の利便性の向上や土浦市やつくば市等、大消費地とのアクセスがよくなり、筑波山周辺地域全体での集客はアップすることが予想されます。このことから、さらに県や周辺市町村の観光施設との連携を図った広域観光ルートが可能になることから、これまで実施している観光振興や風評被害対策とあわせまして、広域観光ネットワークの構築と地域全体のブランド化にさらに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

田谷議員さんの3点目2番、通勤に伴う通過交通対策、舟橋の復旧についてのご質問につきましてお答えいたします。

初めに、舟橋にかかわる道路整備でございますが、上稲吉行政区の要望につきましては、狭隘部分となる両側がくぼ地となるクランク箇所において、土留工法を用いた拡幅整備と一部区間による舗装補修を合わせ、工事発注を行っているところでございます。

また、上稲吉、馬立地内の道路整備につきましては、土浦市内への通勤等による交通量が多く、通行等の安全性が危惧されることから、車道幅員6メートル、片側2メートルの歩道設置により、現道拡幅とするものでございます。当初計画においては、県道土浦・笠間線から土浦市との行政界までの整備計画であり、現在のところ共同墓地付近まで1期工事区間として完了しているところでございます。

その後、第2工事計画化について地区説明会を開催したところ、現道を拡幅して集落内を通過する計画は避けてほしいという要望がございまして、平成19年度から凍結状態になっております。昨年度、地元区長と再協議の場を設け、地元の意向などをお伺いした経緯もございまして、今後、集落内現道が4メートル以上の幅員が確保されていることや、通過車両にとっては最短距離であることを踏まえ、現道の改良事業とするのも一つの選択肢としてご提言申し上げ、協議検討して

まいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

舟橋の復旧につきましては、昨年度6月において道路災害復旧工事として補強工事を行っております。ご質問の中で応急復旧とのことですが、橋台の補強工事として実施したことをごさいます、応急による復旧のものではございません。4トン車以上の通行ができないとのことですが、県道土浦・笠間線への接続、進入する箇所においても、4トン車以上大型車の通行は困難であるということを含め、注意看板により車両の案内をお願いしているところがございます。

今後につきましては、当路線が安全かつ安心して利用できる道路となるために、橋梁のかけかえ、県道土浦・笠間線と接する交差点の改良等を含め、幹線道路に円滑な移動ができるための一体的な整備計画が必要と考え、現時点では検討課題とさせていただきますようご理解のほどをよろしくお願いいたします。

高速道路の側道につきましては、高速道路の維持管理のため設けられた道路でございます。側道の拡幅につきましては、現在のところ整備計画がございませんのでご理解を願います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

それでは、私の第2回の質問とさせていただきます。

1点目ですが、市長と議会の粘り強い話し合いをもって市民のための行政が遂行できますことを切にお願い申し上げまして、第1点目は以上とさせていただきます。

2点目でございますが、中学生以下の医療費の無料化につきましてお尋ねいたします。

40%が所得制限対象となるわけですけれども、その所得制限対象となる人数はどのぐらいになりますか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

中学生以下の医療費の無料化についてですけれども、特例児童に関しましては、受給者全体で6,316名、そのうち対象者が3,735名、所得制限者は2,581名ということで、40.9%が対象になる予想でございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

対象者が6,316名、その間受給者が3,735名、それで所得制限を受ける児童が2,581名ということは、この2,581名という人数は少ないですか、多いですか、市民部長。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

40%という数字は大きいと思います。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

40%の2,580名もの市民がこの所得制限を受けて、それで医療費の無料化にならないということとは非常に大きな問題だと思うのですが、市長、この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私も特にお隣、土浦市が100%実施で始まりますので大いに憂慮すべきことであると考えております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

先ほど市長はこのことに関して議会ともう一回話し合いをして、再度医療費の無料化について貢献したいとお話しになりましたけれども、市民の40%の該当者が2,581名というのは、私にとりましてもすこぶる大きな数字と思います。

ですので、いち早くこの医療費の無料化を実現するようお願いしたいなと思います。それに関しての財源とかは用意はされているとか、あるいは十分だとかということで、以前はこの医療費の無料化を中学3年生まで実施するという市長のお考えでしたが、今現在どのようにお考えになっておられますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

100%実施をした場合には財源等については、確保してまいりたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

私からもよろしくお願ひしたいと思ひます。ぜひ中学生以下の医療費の無料化を完全に実施されることを望みまして、次の質問をさせていただきます。

先ほど上稲吉地区を通ります舟橋の問題をご答弁いただいたわけですが、第2工事として現道の通過できる上稲吉から馬立を通るあの道路なんですけれども、お墓のところで終わっていますよね。それで今お話しいただきましたが、現状を通過できるそのような道路も拡幅をしながら現状のままの道路を整備していただけるということを今お聞きしましたけれども、それに間違いございませんか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それでは、ご説明申し上げます。

先ほど申し上げました共同墓地から先の道路でございますが、狭隘であります馬立区長さん宅前ですね、V字型に坂道となる箇所につきましては、現道の拡幅をお願いしたいと思います。また、集落内につきましては、拡幅が困難な場合には現在4メートル以上が確保されておりまして、ふたなし側溝が現状でございます。そのふたなし側溝をふたつき側溝に入れかえることで、幅員の拡充が図られると思いますので、そのようなことで対処したいと思っております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

先ほど来、質問の中でも申し述べましたとおり、新治地区の工業団地に通ずる車両が多ございますので、ぜひこの第2工事としてお墓より先の馬立までの道路を拡幅して、そして整備していただけますことを確約していただけますか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほど申し上げましたとおり、今後区長さんと協議してまいります。次年度以降から委託費等予算計上してまいりたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

本当にまことにありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

それから、朝日トンネルに通じるこの千代田地区が閑散とするんじゃないかと私が予想していますところですがけれども、先ほど来お話がありましたフルーツフェアリーという、そういう女子を使ってかすみがうら市をアピールしているということで間違いありませんか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

そのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ぜひ当かすみがうら市を大いにアピールしていただいて、朝日トンネルを通過してつくばから当かすみがうら市を通らずに、石岡からつくばに抜けるような、あるいは石岡から土浦に抜けて当市を通らないで行ってしまうような、そういうことのないように、いろいろありますけど、果樹園のため、あるいは交流人口のためにもよろしくお願いしたいと思います。

アピール力がかすみがうら市の市役所の職員さん、一生懸命頑張っておられますけど、もうちょっとアピール力が足りないんじゃないかなって、私の目には映りますのでよろしくお願い致します。

○議長（小座野定信君）

田谷議員、終わりでよろしいですか。

[田谷議員「いや、まだです」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

じゃ、続けてください。

○4番（田谷文子君）

最後になりますが、全国的な話題になっておりますいじめの問題です。

佐藤議員さんの質問の中にも、大卒では教育長のお考えもよくわかりましたし、私の質問に対しても、懇切丁寧にお話しいただきましたのでよくわかりました。お話のとおりだと思います。私のつたない提言も入れていただけるようなことでよろしくお願ひしたいと思います。

それで一つお伺ひします。

けさの新聞に、県内小中学校の不登校生が茨城県内2,738名おられるということでした。当市では、その不登校の児童、あるいは生徒の数を把握してございますか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

1学期までで全体で35人おります。学校別には申し上げますが、小学校はその中で9人、ですから26人が中学校ということでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

教育長さん、新聞紙上でもごらんになっているかと思うんですけども、佐賀市のいじめの対策をこの間、夏休みが終わるときに7つの誓いを各学校でなされたそうなんです。その7つの誓いの中にいじめを見つけたらすぐ家の人に、あるいは学校に知らせるなど、文言を7つ復唱して、そして学校に提示して、集会のたびにそれを復唱するような案を練っているような報道がなされていましたが、そのようなことをお考えはありますか。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

そのことは子どもたちから出てくるのが、私は望ましいと思っております。ですから、先ほど申し上げましたように、フォーラムのときに最後のまとめとしてこういう誓いみたいなことが、子どもたちで宣言されて全校に広まると、地域社会にも広まるということが望ましいことだと考えておりますので、そのように仕向けていきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ありがとうございました。

今どきの若者をひとくりに話されることが多い昨今ですけれども、3・11の被災の際もいち

早く駆けつけられたボランティアも少年少女も多かったわけです。ロンドンオリンピックのメダリストたちのコメントは、応援してくれる人たちがいたから頑張れました、そして身近な人たちへの感謝の言葉を忘れませんでした。高校球児たちも同様に、そのような感謝の言葉が出てきていて、本当に私は感動しました。私は彼らのその言葉を聞いたとき、日本は大丈夫だ、ますます進展していくことを信じたわけです。どうぞ、そのような若者たちが、心身ともに元気に力強く夢を追っていき、そのような社会を築いていただくため、途中で挫折することのないよう、関係各位のご尽力を切にお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時25分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

続いて、発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

第1回目の質問をしたいと思います。

きのうから皆さんの一般質問を聞かせていただいて、素晴らしい質問でございました。そういう中で、やっぱり私なりに一番関心を持ったのが放射能関係でございます。市長もるる知識の高いところから答弁されたようですが、このセシウムの測定というのは非常に難しい。

昨日、日本共産党の佐藤文雄さんから出された資料を見ましても、時間帯は違いますが同じ4日の日で茨城県の水戸を見ますと、0.070、0.056マイクロシーベルト。県全体の放射線モニタリング観測検査というのを見ますと、県庁で0.113と。はかる場所によっても違うかもしれないけど、そのときの気象条件によって相当違う。

これ参考までに私申し上げますけど、私も現に測定器持っていていろいろなところ測定しました。つい最近では、8月の末にいろいろなところ測定しました。ちょうど私のそのときの測定したときは、北寄りの風が二、三日吹きまして、私は私の近くの権現橋というところで測定したところ、0.350という数字、ちょっと場所を変えて0.45。業者の方が菱木川の河口で測定したところ、1マイクロシーベルトあったそうです。びっくりした、その値を聞きまして。北寄りの風というと、ちょうど福島県から吹いてくる風なんですよ。

この放射線の測定というのは非常に難しい。かすみがうら市にも何台も器械もあるかもしれない。器械によって全く数字が異なるんですよ。どこのデータを信用していいかわからない。ただはかればいいという問題でもないし。今後、内部でいろいろ研究して、測定するに当たっては、精度が一番物を言うわけでありますから、考えていただきたいと思います。

まず、危機管理について。

土地改良補助金に伴う公印の無断使用の懲戒処分の経緯について。

この点について具体的に説明していただきたいと思います。発覚から処分に至るまで相当の期間を要した理由、調査の資料を提出の上、説明していただきたい。

次に、危機とは何か、危機の本質とは何かと。

これ非常に大きな問題です。昨日、佐藤議員の質問で霞ヶ浦の漁業に対する市長の答弁で、霞ヶ浦も漁業は壊滅的だと、あとは東電からの補償だというような答弁されましたが、科学的根拠は何かと、それに基づいて答弁したと私は思います。あと、それだけの答弁したんだから、何か裏があるんじゃないかなと私は思うんですが、あわせてお伺いしたいと思います。

荒廃した農地活用について。

行政として、市の荒廃農地の把握状況について詳細に資料を提出していただいて説明願いたいと思います。

荒廃農地に対する基本的な考え方と対策はいかに、というようなことで、前に農業委員会がかすみがうら市が荒廃した農地を借り上げてまして、サツマイモをつくった例がございます。その結果について、まだ私ども全然聞いてないので、荒廃した農地にサツマイモつくってどういう結果が出たのかお伺いしたいと思います。

次に、監査事務について。

行政監査の実施予定についてということですが、監査委員独自で行政監査もしたように聞いておりますが、財務監査も大切ですが行政監査もすることによって、職員の質の向上に大きくつながるのではないのかなというように私は思うわけでございます。今後の行政監査についての考え方についてお伺いしたいと思います。

市の不祥事に対し、個別監査をどのような視点から実施しましたかというようなことで、第1回目の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

書類作成を含めた昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前11時32分

再 開 午後 1時29分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員の質問にお答えいたします。

1点目1番、公印の無断使用の懲戒処分の経緯、2番、発覚から処分までの期間につきましては、副市長からの答弁とさせていただきます。

1点目3番、危機管理についての危機とは何か、危機の本質とは何かについてお答えいたします。

ご質問の危機につきましては、自然災害や感染症の発生、さらには今般の不祥事のように、通常では予測できない事態が突然発生し、市民生活や行政運営に影響や損害を及ぼすもので、その本質は管理体制の甘さや行政制度の欠陥などであり、今後の組織的な課題と考えております。

このため危機の発生を未然に防ぐことが重要であり、日ごろから予防に努める必要があると認識しております。

また、事故発生後は素早く状況を把握し、対応策を検討し、実施すること、さらに対応策を再評価し、再発の防止を図る必要があります。このようなことから事故の発生後、職員の綱紀粛正の徹底について訓辞を行うとともに、再発防止を図るため、公印規則の見直しを行ってまいりましたので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

2点目、行政として市の荒廃農地の把握状況につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

[副市長 石川眞澄君登壇]

○副市長（石川眞澄君）

栗山議員のご質問に対してお答えいたします。

1点目1番、土地改良補助金に伴う公印の無断使用の懲戒処分の経緯につきましては、市分限懲戒等委員会委員長という職に対するご質問と受けとめ、お答えいたします。

農業体質強化基盤整備促進事業の採択申請等に公印が無断で使用された件につきましては、既に公表しておりますとおり、市長は被処分者に停職3カ月の懲戒処分、管理監督者及び公印保管者に訓告及び嚴重注意の矯正措置の処分を行っております。

ここに至るまでの経緯でございますけれども、4月上旬に関東農政局からの連絡によりまして、採択申請等が進められていたことが発覚いたしました。事実確認を行った結果、平成24年3月に採択申請及び繰り越し承認申請をしており、その際、上司の指示に従わず、決裁を受けずに手続を行っていたことが判明いたしました。

このため5月下旬に当該事業に関する事故報告書が提出され、改めて事故の詳細について関係者からの確認を行う中で、公印が無断で使用されていたことが判明し、7月中旬に公印事故届が提出されました。

このような経過から、市長から職員分限、懲戒等審査委員会に当事案が諮問され、7月30日、8月2日、8月9日の3回の審議を経て、答申したものでございます。

その後、市におきまして8月10日付で関係した職員の処分が行われましたという経緯でございます。

次に1点目2番、発覚から処分に至るまで相当の期間を要した理由について、お答えいたします。

当該案件につきましては、市民が行う農業生産基盤の機能拡張に対しまして、市が国の補助事業を活用して交付する制度であり、市民と国、県の農政部局が関係する案件でもございましたことから、事実関係の正確な把握を含め、丁寧に対応する必要がございました。

このため、経過やてんまつにつきましても関係職員に十分確認する必要があったため、聞き取り調査の実施などに相当期間を要したものであり、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、先ほどご質問の中で資料の提供のご要求がありましたけれども、そちらの詳細につきましては、総務部長のほうから答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

代表監査委員 久保田喜久男君。

[代表監査委員 久保田喜久男君登壇]

○代表監査委員（久保田喜久男君）

それでは栗山議員のご質問にお答えいたします。

3の①行政監査の実施についてであります。平成24年8月10日付で市議会から監査委員あてに農業体質強化整備促進事業の不正処理に関する行政監査の要請をいただいたところでございます。この要請は、国や県を初め、市民からの市政に対する信頼を著しく損なう事案として要請を受けたものであり、監査委員としても事態の重大さと行政の重みを真摯に受けとめ、早速行政監査を実施することに決定いたしました。

既に関係課に資料の提出を求め、先月8月28日ですが、第1回目の関係職員への事情聴取を実施いたしましたところでございます。

今後は必要に応じ、関係者からの事情聴取を行うなど、行政監査の手続を進めてまいりたいと思っております。

なお監査結果につきましては、地方自治法199条9項によりまして、市長及び議会に対しまして、報告書を提出させていただく予定でございます。

次に、3の②です。市の不祥事に対し個別監査をどのような視点から実施しているかという点についてお答えいたします。

監査につきましては、財務に関するものと事務に関するものに大別されますが、このうち事務に関する監査は地方自治法199条第2項の規定による行政監査、同法75条の規定による住民の直接請求に基づく監査、法89条第2項の規定による議会の請求に基づく監査、市長の、これは法第199条第6項の規定による市長の要求に基づく監査の4つの種類がございます。

このうち行政監査についてであります。公正で能率的な行政の確保に対する住民の関心が高まっているなどの理由によりまして、平成3年4月の地方自治法の一部改正によりまして、199条第2項として新たに監査委員の職務に加えられております。

その内容でございますが、部課等の組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営といった幅広いものとなっており、法令等に基づいて適正に行われているか。合理的かつ能率的に行われているかどうか。こういった点からすべての事務事業を対象に総合的に監査を行うものと認識しております。

なお行政監査は、何らかの問題が生じたときにその原因究明や不正の摘発を目的とするものではないとされておりますが、必要に応じ監査の実施を判断したいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

栗山議員から求められた資料についてご報告を申し上げます。

危機管理についての中の土地改良補助金に伴う公印の無断使用の懲戒処分の経緯でございますが、平成24年5月28日に、5月21日付で事故報告書を総務課で受け付けをしております。内容は、1、農業体質強化基盤整備促進事業の無断申請について、2、農業施設災害復旧補助金及び国災害復旧事業市負担金の支出について、3、農村空間整備事業の同意取得について、6月上旬、農林水産課から事故の概要を聴取しております。7月5日、事故報告者及び農林水産課長から事情聴取を行っております。事故報告書の内容を確認しております。

続きまして7月13日、関係職員から事情聴取をしております。事故報告書の内容を確認しております。

続きまして7月19日、平成24年7月18日付、公印事故届を総務課で受け付けをしております。内容につきましては平成23年度農業生産基盤保全管理等推進整備補助金採択申請等の公印不正使用についてでございます。

続きまして7月19日、7月5日に事情聴取した内容について、書面で提出がございました。7月20日、職員の不祥事に対する懲戒処分等の諮問について起案をしております。同月7月25日、市の職員分限懲戒等審査委員会へ諮問をしております。8月9日、市職員分限懲戒等審査委員会から答申がございました。8月10日に関係職員の懲戒処分等を伝達及び公表しております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

2点目1番、市の荒廃農地の把握状況についてですが、栗山議員から求められた資料に基づきまして説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

荒廃農地につきましてはさまざまな要因により増加傾向にありますが、把握につきましては、農業委員会による調査また水田の転作現地確認の際などに現況の把握を行っております。

資料をごらんいただきたいと思います。

資料です。市全体農地面積、荒廃農地、割合、備考というようなことで畑、田、合計というふうなことでつくらせていただいております。備考の欄で市全体農地面積につきましては23年度固定資産税データ、あと荒廃農地につきましては農業委員会からのデータでございます。畑でございますが、市全体3,395ヘクタール、荒廃農地につきましては233ヘクタール、6.9%の割合と

なっております。

次に田でございます。2,346ヘクタール、荒廃農地が206ヘクタール、8.8%の割合となっております。合計としまして市全体農地面積としまして5,741ヘクタール、荒廃農地が439ヘクタールで7.6%の割合となっております。

次に2点目、2番、荒廃農地に対する基本的な考え方と対策はいかに、のご質問にお答え申し上げます。

市内の農地につきましては農業従事者の減少や高齢化、担い手不足等によりまして耕作放棄地が増加傾向にあります。

このことにより、食料需給の確保はもとより、病虫害、鳥獣被害の発生、農地利用集積の阻害、水利施設管理への支障といった営農面での悪影響を初め、不法投棄や景観の悪化等、荒廃農地の増加については生活環境面でも大きな課題となり得るものです。

本市としても耕作放棄地を解消し、再生利用を促すため、耕作者に対する支援策として平成21年度から国、県、市の補助金を交付する耕作放棄地対策事業に取り組み、平成23年度までに12ヘクタールの農地再生を行いました。荒廃地に追いつかない状況がございます。

今後はこれまで取り組んできました農地再生支援とともに、従来の農家のイメージとは違った新たな担い手の確保や、農業以外の有効活用方法の模索等にも取り組んでまいりたいと考えております。

冒頭、サツマイモをつくってその経過についてでございますが、経緯のわかる職員から聞き取りした結果、所管が農林水産課の試みで市単費で国等の補助はありません。でやっております。平成20年度、21年度において市内の農地を借りまして、農業新規就農希望者を募集しまして、サツマイモの作付を行い、農業体験をさせた経緯がございます。当時の借り受けた農地の面積は千代田地区で2反強、2,071平方メートル、霞ヶ浦地区で5,781平方メートルであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

かすみがうらの漁協、漁業者百数十名いますが、7月の末にワカサギ漁、シラウオ漁等が始まったわけですが、放射能の検査は27ベクレル、また煮干し等にしても生を下回る20ベクレル以下、15ベクレルぐらいだったと思うんですが、放射能の値としては全然問題ないわけですが、この風評被害が相当のダメージを与えております。

加工屋さんのお話を聞きますと、とにかく半分なんてものじゃなくて、売上高が5割にもいかない。そういうことはいわゆる水産物の買入れ制限と値段が低くなっております。

実際は漁をやっている方は、朝、出漁すれば100キロとかそれ以上の漁獲量があるわけですが、一応、協約みたいなのが加工屋さん和漁業者同士で交わされまして、しかしその協約量にも実際の買い上げ量は行っていないみたいです。

値段についても協定価格が400円と決まったみたいですが、実際にそこへいっていない。そうすると実際に朝、出漁しても20キロぐらいは買ってもらえるみたいなんです、それもキロ300

円ぐらいの値段であります。これはもう漁業者にとっては朝、出漁しても6,000円とか7,000円とかの売り上げしかないわけでありまして。これではもう全然ペイしないわけです。

これはもう漁業者の今の平均年齢からいっても65歳とかそういう、あるいはそれ以上になっていきます。風評被害というのは数年続くと考えられるわけでありまして、こういう事態が続きますともう漁をやる意味がないわけですね。これはここで一たんその年齢の人が漁をやらないということになりますと、もちろん、後継者を育てるという意識もなくなりますし、これはもう今の時点で非常に漁の存続が危ぶまれる状況であるということから、極めて壊滅的な打撃である。私はそういう判断をしております。

これを何とか打開する手だてとしては、できればいわゆる漁そのものを続けた上で、続けて100キロとってきても、それを今焼却する焼却処分まで漁協と、あと新治広域の処理場で協議をしまして処理しておりますが、そういった漁獲をしながら、しかも以前と同じだけの収入があるような補償を東電にさせていただければいいわけでありまして、補償交渉が極めて難航している。そういうことであります。

さらに悪いことには、余り大きい声では言えないわけでありまして、漁業者の所得申告がいわゆる補償の算定に当たっては大事な要点になってまいります。漁業者の所得申告が、これは聞いた話であります、所得申告が正確になされていれば、まだ救いようがあるわけでありまして、過少申告等の場合は、これは実際の今までの収入が補償されないということになります。

こういう事例は霞ヶ浦地区よりは行方地区に多いというような話も伺っております。霞ヶ浦地区は、漁協を通じて比較的正確な数字で従来もやっていたというような経過も聞いております。そういったいろいろなもろもろの要素で極めて、いわゆる霞ヶ浦の漁業は深刻な状態にあると、こういうふうに判断をしております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

順不同で、この問題から入らせていただきます。

私は意図と科学的根拠というようなことで、この発言は、大きな波紋を及ぼすと思うんです。昨日、大洗で内水面の漁業者の集まりがありまして、風評被害等を団体で請求していこうというような話があったそうなんです、今現在、茨城県で制限しているのはウナギとゲンゴロウブナ、あと天然のギンブナ、あるいはアメリカナマズなんですよ。あとはどこまでも風評被害というようなことになろうと思うんです。

ただ一番心配したのはきのう佐藤議員の質問に対して、漠然と霞ヶ浦の漁業者は壊滅的だ、あとは補償問題だけだと、東電の補償問題だけだと、これは大きな問題なんですよ。私、黙ってられないから、急遽、ここへ入れたわけなんです、湖底の泥が二、三センチあると、そこに蓄積するんだと、そうしたら水まで問題になってくるわけですよ。

市長の答弁は、そんなことを言いたくないんだけど、もう少し慎重になって答弁していただきたい。これは私、支持した一人として本当にこれはお願いしたい。これは会議録に載りますからね。

今、市長ね、市長の答弁の中で、漁業者の申告の問題がございましたね。市長は漁業者の代表

と、市長と、ある政治家と話し合いをしておりますよね。その席でこういう話が出ましたですよ。出たか出ないか、それをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

放射能問題は今、栗山議員がおっしゃるように非常に微妙な問題であります。佐藤議員も栗山議員も先ほどおっしゃっていたわけです。霞ヶ浦の至近距離である柏崎の権現橋付近の放射能の値が福島方面からの風によって1マイクロシーベルトになった。そういうデータもあるよということ、栗山議員はさっき申しました。

これはいわゆる湖面に至近距離でありますから、非常に心配もされるところでありますが、そういった質問の中の流れの中で、やはりこれは実態もこの議会で明らかにしていく必要もあるのかなと、深刻な事態であるということは、私もいわゆる食物、あるいは空気中については幸い、0.23を下回っておりますが、そういう中でも栗山議員は1マイクロシーベルト、いわゆる基準値の4倍の値があると、また佐藤議員も2マイクロ、3マイクロというような話も出ております。そういう場所もあります。

しかし、この水産資源に関しては全然そういうことがないわけです。そして霞ヶ浦の水についても全然問題がない水準なんです。単なる風評被害なんです。全くの風評被害で基準値の4分の1、生のもので基準値の4分の1なんです。ましてやワカサギ、煮干しにしたときには基準値の7分の1にもなっているのに、風評被害というのは、売り上げの50%にいかないと、そういう状況でありますから、これはもう東電にしっかりと補償していただいて、それはもちろん行政もサポートして、あるいは漁協組合とも相談しながら漁業者を守っていく必要があると思います。

そういった中で、漁協関係者あるいは漁協の関係の県議の先生等とも懇談をしたことがございまして、またその時期はまだいわゆる漁期の前だったんですね。そのときには、非常に売れない、その時点で加工品が売れないという話は出ていたんです。エビなんかも相当数量が去年のエビが残っておりまして、売れないでおります。

具体的な数字を出したら本当に補償額もびっくり仰天するような数字であります。そういったことを私は表にどんどん出して、補償要求すべきでないかということをおもいましたけれども、そういうことを話しました。

しかし、その時点ではまだ漁業者のほうはもう少し我慢して自重しよう、この被害のことについて余り強く言うとそれがまた風評被害になるんだと、こういうことを非常に生産者の方は危惧しております。

しかし、8月になりまして、漁協組合に事情を聞きに行ったり、その後の加工組合のお話なんかも聞いてみますと、いよいよもうこれはとんでもないと、いわゆる実際の数値を隠して済む問題ではないと、それは絶対安全なんだということ、PRしようということで加工組合の戸田組合長を初め、漁業組合の理事長等も県知事のところへ行って、新聞にこれこれなんだから安心して食べてくれというようなPRをさんざん言い始めるようになりました。

漁業者に至っては、いよいよこれは補償が十分でなければ、むしろ旗を立てても補償請求に行

くよと。では、そのときはおれも一緒に行くよということで、漁協組合とも、漁協関係者とも話をしております。

そういう、黙ってうやむやにやり過ごそうという時期は、もう通り過ぎたと。ことしの7月末、8月の状況からもう既に通り過ぎたという判断を、私はしております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長のほうから、るる説明ありましたが、状況は私、わかっているんですよ。かすみがうらの中の内ね。ただ市長の発言が、どう受けとめるか。かすみがうら市だけの問題じゃないし、そして完全に死の湖になるんですよ。湖が死んじゃう。そういう中で昨日、内水面の漁業者の代表者の集まりがありましたけれども、市長、そういうことを知っていますか。もし知らなかったら、担当部長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

昨日ですか。

[「昨日ですよ」と呼ぶ者あり]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

大変認識不足で申しわけないですが、わかりませんでした。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これ、テレビで放映しているんですよ。テレビで放映しているの。その前、あるところから聞きましたけれども、きちんと内水面の漁業者の集まりでもって風評被害等は請求していくべという決議がなされたそうです。

市長、ここだけが先走るのではなくて、関係市町村ともよく協議して、これ、対応すべきと私は思うんです。ここだけが先走ると変な風評被害がまた走っていく。もう売れないのは私、わかっているんですよ。私の友達にシラウオをもらったけれども食べるかと言ったら、結構ですというわけなんですよ。断ってからでないといえられないからね。十二分に、売れないのはわかっているの。加工組合の組合長からもいろいろ、るる、とっくにこの話は聞いているんです。もう完全に終わりだという話は聞いているの。ただ簡単に壊滅的だと。あとは東電に請求しなくちゃ。これ東電にしなくちゃならないですよ。その前に関係市町村とも協議する。関係漁協とも協議して発言すべきではないのかなと私は思うんですよ。

その辺、これからどうなるか知らないけれども、市長の考えだけお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

加工組合の戸田組合長、また私の考え、また栗山議員の認識もほぼ深刻さにおいては一致して

いると思います。

漁協組合とも協議をしておりますが、いわゆる湖の霞ヶ浦はこのかすみがうら市だけではなく、周辺数カ町村の市町村の漁業のいわゆる漁場となっているわけです。そういった中でもかすみがうら市は最大の漁獲高を誇っているわけです。ですから、いわゆる東電あるいは外部的、対外的に行動する場合は、かすみがうら市がもちろん先頭を切るということは漁協等にもお話をしております。

ただ、今の段階でこれはさっきもお話ししたように、いつでも行くよということはおっしゃっています。行くときは関係市町村の先頭に立って行くよということも伝えてあります。ただ、今のところ、じゃいつ行くということにはなっておりませんが、いずれ関係市町村で行政のほうも立ち上がらなければならないと思っております。

今のところは加工組合と漁協の関係者で知事のほうへ行ったと。いずれ知事に言ってもこれはらちがあく話でありませぬので、東電のほうに行くようなことになろうかと考えております。そのときはもちろん真っ先駆けて行くつもりでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この問題で、ある県会から市長もご指導されていると思うんですよ。ただ一つの発言が大きな問題に発展するというのも考えてもらいたい。これは霞ヶ浦だけでなく国の問題まで発展しますからね。死の湖とされたときにはまた別な運動が起きるのではないのかなというように懸念するわけでありまして、十分に答弁等に配慮してもらいたい。

そういうことをお願いしたいと思っております。

最初に戻ります。

土地改良のこの補助金問題、無断使用の懲戒処分、懲戒処分したわけですが、いろいろ資料は出てまいりました。この懲戒処分に足りる資料がこれだけのもので果たしていいのか、私はそう思うわけでございます。

この間、副市長も会議録、私、読んでいたというような話をされましたけれども、実際、この会議録、今回、出された会議録を見ていました。この会議録を見る限り情けない。職員の答弁がばらばら。だれを信用していいか全くわからないんですよ。そう焦って懲戒処分をすることは無いと思うんです。私ら議員は、懲戒処分しろなんてことは一言も言いません。チェック機関でありますからできるだけそういう懲戒処分はなくして、正常な行政運営をしてもらいたいというのが私らの考えなんですよ。

私に言わせれば中途半端で懲戒処分したと。本来であれば、こういう議会での会議録を関係者に全部配布して、読んでいただいて、いろいろな角度から判断してもらいたい。本当にこの会議録、情けないですよ。一人一人が無責任。職務怠慢でないかと言ったら、ある職員は職務怠慢とは何ぞやと。管理職がそんな答弁するんですよ。

懲戒処分に至るに当たって、やはりあの資料が不足だったのじゃないのかなというように思うわけであって、副市長の考えをお伺いします。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

懲戒処分の分限懲戒等委員会におきましては、所管担当課及び総務課のほうで聴取された資料に基づきまして、なおかつ委員会規定第8条に基づきまして、関係職員の参考人ということで招致しまして、本人からもそれから関係職員からもよく聴取した上で、事情を確認して最終的に答申をしたものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この会議録、副市長は4月に入ってから担当部署のほうから第一報を受けておりますというように答弁しているわけですね。それは、どなたから第一報を受けているんですか、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

そこで1つ訂正させていただきます。

私のスケジュール帳の確認でございますが、正確に報告が現在の部長と課長のほうから、前任者は異動になっておりますので、部長と課長が新しくなっております。新しいほうの部長と課長から報告を受けたのは5月2日でございます。連休中ございました。訂正いたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

4月に入ってからでも訂正したわけなんですけど、5月の末だったか6月、5月の末ごろかしら、部長に聞いたところ、そういうことは知らないというような答弁、これ答弁でなく、委員会でも何でもないですから、答えているんですね。

そうするとまたここでつじつまが合わなくなるんですね。その後、担当部長は削除してくれ、前のが間違っていたから、そう言っていますけれども、どうもこの会議録が信用できない、すべてにおいて。これ全部、線を引いていますけれどもね。まず懲戒処分に足りる資料じゃないのかなというように、私、思うわけですが、幾ら論じてもしようがないけれども、事あるごとに綱紀肅正という言葉をよく使用されますが、3月に懲戒処分をやって、5月にやって、8月にやって、まだ控えているというような状態なんです。とまるどころがないんですよ。

もう少し公務員としての意識を持ってもらいたい。一生、保障されているんですから。ここになるとやはり市長を初め管理職の指導が徹底しないということになるのかなと思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今回の農林水産課の前任者等の不祥事に関しましては、懲戒停職3カ月というものも出たわけ

でありまして、極めて深刻な事態でありますから、その事例、懲戒処分を発表した後の会議におきまして、管理職を集めて訓告を行ったところでございます。

今後においては十分、連絡調整を図るようということで訓告を行ったところでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この問題については、そう慌てて懲戒処分をしなくてもいいと思うんですよね。まだ議会のほうでは総務委員会と産業建設委員会でこれ調査中なんです。そういうことを申し添えます。

次に、発覚から処分に至るまで相当の期間を要した理由というようなことを書いてありますけれども、全くね、調べる気になれば役場の職員なんですから、市役所の職員なんですから、調べることができるわけです。それができないというのが情けない。今になっても私らが、これ、調査がまだ完了していない。調査の期間がまだ終わっていないんです。

幾らこんなことを聞いてもしようがないから、とにかく懲戒処分をするのはもう少し慎重になって、やはり視点と論点をきちんと考えていただきたい。

次に、危機の関係なんです、この安全運転管理者というのは、どういう責任があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

安全管理者、霞庁舎と千代田庁舎にあります。それらについては公用車を5台以上所有している……5台でしたかね。ちょっと今、資料が手元にございませんですが、何台か公用車を管理している部門の課長が安全運転管理者になっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

5台以上あれば、安全管理者を置けばよろしいんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

置かなければいけないということです。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

置けば何の責任もないのですね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

安全運転管理者の職務は全うしていただきたいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そこを具体的に説明してください。

[「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時28分

○議長（小座野定信君）

引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

大変失礼をいたしました。

安全運転管理者とは、安全運転の指導を行う者でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

きちんと安全運転の指導をしているんでしょうね。もし記録簿があったら出していただきたい
と思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

現在、手元に記録簿はございませんが、後で……

[「やったかやらないかくらいはできるでしょうが」と呼ぶ者あり]

○総務部長（小貫成一君）

現在、把握してございません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

安全運転管理者を呼んできてください、安全運転管理者。待っていますから。だって、わから
ないのではしょうがない。安全運転管理者を呼ばないと。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時33分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

公用車を使用する際には、運転日誌がございまして、行き先、走行時間、メーター、用務、運転者名を記載することになっております。また、始業点検等も、ハンドルの遊びとかそういうチェック欄がございまして。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長、安全運転管理者の業務はどういうものかという質問です。今のは、質問内容とはかなり違っております。もう一度お答えください。

○総務部長（小貫成一君）

安全運転管理者とは、運転日誌等を作成させて安全運転の指導を行う者でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

8月の懲戒委員会の中で、6月12日に観光課の職員が事故を起こしているんです。ここに、これまでも同様の事故を重ねているという文言が入っているんです。その前にもまた懲戒処分を受けているんです、この職員は。安全運転管理者としてどういう指導をしているのか。安全運転管理者だから事故があったら速やかに届けるといふ指導もしなくちゃならない。みずからが事故をやったならば速やかに届けをしなくちゃならないにもかかわらず、速やかに届けも出していない。そういう者が安全運転管理者として適任者かということなのです。市長、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

安全運転に関しましては、栗山議員は昔、運送業をやっておられたわけでありまして、この交通事故の怖さ、恐ろしさは十分わかっていることと思います。

そういう中で私も、昔ですが、学生時代に運転を始めたばかりに追突事故を起こしまして、相手がおっかないおじさんだったものですから、いまだに事故の怖さというのを痛感しております。

そういった意味で、私も朝礼、その他いろいろな機会をとらえまして、職員には事故には気をつけろよと、健康には気をつけろよと、そういうことを常日ごろから申しているところでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長の答弁、わからなくはないんだけど、徹底して周知させるということが一番大事なんです。安全管理者本人が事故を起こしておいて、もらい事故だか何だか知らないけれども、速やかに届けを出さないというのは、これは問題なんですよね。

そこのそれ、管理職ですよ。そこなんです。やはりそれは市長がきちんと指導しなくちゃならない。これはリーダーだからしょうがないですよ。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

安全運転管理者は、安全運転に関することを所轄するわけですが、酔っぱらい事故とかそういう重大事故を起こしていたのでは、あるいは損害賠償を伴うような重大事故を起こしていたのでは、安全管理者の資格はないと思います。

しかし、いわゆる5台以上、車を管理している部署は安全管理者を置かなくちゃならないということですから、多少の軽微な事故、軽微と言ってもはなんですが、10キロオーバーしたとか、あるいは一時停止を怠ったとか、その程度のことは私でも、市長就任前ではありますが、自分の車に乗っているときに、十四、五キロオーバーで、いや、もっとでしたか、大分ぎっくりしたことがあります。そういったことはだれにもあることであります。以前、ゴールド免許を持っておったんですが、そのスピード違反でゴールド免許をばあにしまいました。しかし、だれにもあることであります。やはりみずから注意を喚起するということが大事であろうと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、論点が全く外れていますよ。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午後 2時39分

再 開 午後 2時44分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

交通安全に対する安全運転管理者の業務と、それからそういった職務の全うにつきまして、市長と一緒にあって、職員が一丸となってこのことに対処していかなければ絶対にはなりませんので、交通安全意識の徹底につきまして、市としてきちんと取り組んでまいりたいと思っております。

で、よろしくお願ひいたします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

次に移ります。

荒廢した農地の活用の関係なんですが、1ヘクタール以上をつくってれば優良農地と言いますが、まとまった荒廢した農地がどのくらいあるのか。例えば1町歩がどのくらい、あるいは10町歩くらいがどのくらいあるものだから、わかる範囲で結構ですから。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

今の栗山議員の質問でございますが、わかりませんので、後日報告させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長、これ、通告してあるんです。もう少し真摯になってご答弁願ひしたいと思います。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

わからなければ二、三点、私が言います。

まず第一点は、牛渡地区に大分大きな面積がありますね。次に、土地改良をやった上稲吉、さつき田谷議員のほうから舟橋のところの関係をやりましたけれども、あそこに10町歩という水田があるんです。これは以前、あの近くに工場がありまして、カドミウムが出まして、土の入れかえをやった場所なんですよ。あの土地、私、見させていただきましたがけれどももったいない。

あれを何とかしなくちゃならない。これ、行政として何が何でもあそこは対応していただきたい。あんな優良農地、どこへ行ったってないですよ。パイプラインは全部完備されている。あとがほとんどつくっていない。里芋が二、三カ所つくってありましたけれども。農業委員会事務局長、そこらを把握してないかね。

○議長（小座野定信君）

農業委員会事務局長 塚本 茂君。

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

ただいまの栗山議員の内容でございますが、以前に非農地面積ということで、農業委員会の総会のおきにお渡しした資料の中では、牛渡地区が42カ所、また上稲吉ですか、上稲吉……

〔「天王川流域だよ」と呼ぶ者あり〕

○農業委員会事務局長（塚本 茂君）

すみません、そこについては……すみません、上稲吉地区が見当たらないんですよ。

すみません、申しわけありません。上稲吉地区だけ、すみません、が抜けていますので、申し訳ありませんが、牛渡地区だけは先ほど言いましたように、42カ所あるということです。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

ちょっと情けないですよ。霞ヶ浦の人が千代田のほうをわかっていて、千代田の人がわからないなんて。あそこに行けば10町歩という土地がもうセイタカアワダチソウがぼうぼう出ているんですよ。これ、何と言ったら、昔あそこにある会社がありまして、カドミウムが出まして、土の入れかえした土地なんだという話を聞いております。

だから、そういうもの、あの土地、優良農地をあのままにしておくのはもったいないですよ。ああいう土地とか、あと牛渡地区に大分大きな面積があるんですから、ああいう土地をだれかに活用してもらおう。この前もたまたま言いましたけれども、福島原発でもって、農業をやりたいとてできない。ああいう方々に関係市町村に連絡しまして、かすみがうらにこういう土地があるけれども、就農している方はいませんかと、定住してここで農家をやってくれませんかというような発想が何で出てこないのか。

これは市長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、上稲吉地区の10町歩を例に出されましたが、その土地については地元から要望が出ておりまして、何らかの活用を図ってほしいということでもあります。

カドミウムにもともと汚染されている場所でもありますから、米はつukれないわけではありますが、私もたまたま、たまたまというか、太陽光発電の適地を今、一生懸命になって探しております。そういう中で太陽光発電の立地箇所として使えないものだろうかということで、太陽光の発電の関係者を現場へ案内して見てもらったことがあります。

しかし、太陽光発電にも地形的に使い勝手が悪いということで、利用が見送られた経過がございます。

絶えず頭にはありますが、今のところなかなか適当な利用法がないというのが現状でございます。

また牛渡地区についても、これが遊休農地がまとまってある程度あればいいんですが、なかなか実際に調査をしてみますと、連担して借りるとか、連担して利用するのに地権者が牛渡の場合が多いんですね。細かいいわゆる所有状況になっていまして、まとまって使うという点ではなかなか難しい、そういうところがございます。

しかしそういう中でも例えば新品種というんですか。新しい品種のクリを開発して、それをつくりたいという人が、市外の方であります、そういった方に一部利用いただいているような経緯もございます。

いずれにしても、きょう現在も別な遊休農地について、そこは必ずしも遊休ではないんですが、もっと高度利用を図ろうということで調査を今かけているところもございます。

いずれにしても、市内の土地利用については、積極的に有効利用を図っていく。そういう中で、不耕作地については有力な候補地であることは間違いないので、今後ともそういったものをリサーチしていきたいと思っております。

カドミウム汚染は、天地返しをもちろん、今、後ろから助言を受けたのでありますが、天地がえしをしているから問題ないということではありますが、しかしあそこに……

〔「天地返しじゃない、客土……30センチを客土したの」と呼ぶ者あり〕

○市長（宮嶋光昭君）

客土30センチやったと、そういうことをやったとしても、それは聞いてはおりますが、そういうことをやったとしても、いわゆるカドミウムの汚染を既に1回受けたということですから、地元でも意欲をなくしているわけですね。そういうところなので、農地としての利用はなかなか難しいだろうということから、太陽光はどうだろうかと持っていったわけでありませぬ。

もちろん、農業的に使ってくれるところがあれば、使ってもらうことにはやぶさかではありません。

ですから議員の皆さんも何かそういう話がありましたら、情報としてお寄せいただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長は知っていて、担当部長が知らない。本当にこれ、情けない話ですよ。

それであそこはカドミウムで汚染されているというけれども、それなりの対処をしまして、大丈夫だということで企業側と和解しているんです。なぜ私、それを知っているかということ、その企業側の社長と私、面識がございまして、いろいろ交流がありまして、いろいろ話を聞いているんですよ。下手にカドミウムで汚染された土地なんて言うと、また風評被害的なものが出てくる。それよりも市長が知っていて、担当部長が担当課で知らないというのは、これ、一番問題なんです。やっぱり真剣になって通告しているんだから、そういうものをきちんと調べるのが当たり前だし、それが議会というものなんです。今までずっと2日間、職員の答弁を聞いておりましたけれども、みんな抽象的で逃げの答弁としか考えられない。情けないと思います。二十何年間やっていつも同じ。前向きに検討します、内部で協議します、そこら辺のところ。これ以上聞いてもしようがないけれども、監査委員に立派な答弁をしていただいております。今後とも行政監査というのは非常に大事なので、今後とも引き続き行政監査も重点項目としてひとつお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

休 憩 午後 2時56分

再 開 午後 3時05分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次いで、発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

平成24年第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に学校耐震化についてお伺いをいたします。

文部科学省が8月に発表した調査によれば、全国の公立小中学校12万2069棟の耐震化率はことし4月1日現在、84.8%となり、昨年よりも4.5ポイント上昇いたしました。首都直下地震を初め、大規模地震の切迫性が指摘されており、学校耐震化は待ったなしの状況下であります。

学校は、子どもたちが1日の多くを過ごし、災害時には地域の防火拠点にもなる重要な場所であり、耐震化100%の達成を急がなければなりません。文科省は15年までのできるだけ早い時期に耐震化を完了させるとの目標を掲げておりますが、子どもたちや地域の安全を守るため、可能な限り前倒しをしていただきたいと願っております。

また、建物の構造部分だけではなく、非構造部材と呼ばれる天井や照明器具、それから窓ガラスなどの耐震対策も急務であります。

文科省は昨年度の調査から非構造部材の耐震化状況も公表しておりますが、耐震点検すらしていない学校が34.7%、点検しても対策をしていない学校が54.6%にも上るなど、非構造部材の耐震化対策のおくれが浮き彫りになっております。

その観点から現在の耐震の状況について、2、天井や照明器具、窓ガラスの耐震対策について、3、今後の計画について、具体的にお伺いをいたします。

次に、全国的に発生しているいじめ問題についてお伺いをいたします。

いじめの苦しさから抜け出そうとみずからの命を絶つ子どもが後を絶たない。このような状況が続いております。

こうした事件が起こるたび、メディアは責任論に終始しがちであります。しかし真に向かうべきは関係者がいじめに真っ正面から対処しようとしたかどうかという点であります。子どもの悲痛な叫びを受けてとめていたのか、そこを真摯に検証しなければ解決策は導き出せません。

滋賀大津市で起きた中学2年生のいじめ自殺事件は、警察捜査が入る異例の展開を見せており、生徒たちへの心理的影響を私も心配をいたしております。現場では人格の完成を目指すとの教育基本法の教育目的に立ち返る余裕もなく、いじめの解決には一つにこの本末転倒な状況を変えていく必要があり、教員が一人一人の子どもと丁寧に接することができるよう、教員数の増加や教員各自の役割分担の明確化などの現場の負担軽減と効率化も急ぐべきであると思っております。

その意味で、スクールカウンセラーのさらなる設置も重要であります。いじめはどの学校でも起こり得る課題であり、しかも根が深く簡単には解決できない状況であります。だからこそ個々の事例を徹底して検証し、予兆を見逃さない体制の整備が急務であります。同時に学校関係者は何よりも子どもの視点に立ってほしい。その姿勢こそがいじめられている子どもたちに勇気と希望を与えると、私は思っております。

その観点から1、当市のいじめの実態について、2、対応状況について、3、今後の具体的な取り組みについてをお伺いをいたします。

次に、老朽橋の安全対策についてをお伺いをいたします。

老朽橋、架設後50年以上経過している橋については、補強や新設が必要となりますが、先般の橋の調査結果を踏まえ、適切な維持管理で橋を長期間安全に使用するため、橋梁長寿命化修繕計画の策定が必要であり、老朽化する前に橋の修繕を行うことで、大幅なコスト削減にもつながります。

1、今後の調査計画について、具体的にお伺いいたします。2、調査結果を踏まえて、設計、工事工程についてどう取り組むかをお伺いいたします。

次に、障害者総合支援法についてお伺いいたします。

このほど成立した障害者総合支援法では、これまでの障害自立支援法の課題を修正し、名称が改められました。障害者総合支援法では、制度の谷間を埋めるため、障害者の定義に治療法が確立していない疾病などの難病等を新たに加え、難病患者が福祉サービスを受けられるようになった内容でございます。

また、重度訪問介護の対象者をこれまでの重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害、精神障害者に拡大された内容であります。地域で共同生活を営む障害者を柔軟に支援していくため、現在、介護の必要性の有無によって分かれているケアホーム、共同生活介護グループホーム、共同生活援助に統合されることになっております。

さらに、同法には改正に当たり、さまざまな障害団体と協議を重ねた結果、実現に至ったわけでもあります。

1、障害者支援法の認識について。2、今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、市の検診にピロリ菌検査の導入についてをお伺いいたします。

胃がんは、毎年約11万人が発症し、年間5万人が死亡しておりますが、近年ピロリ菌との関係が解明され、除菌による胃がん発症率の減少に必ずつながるとなっております。胃がん撲滅のためにピロリ菌感染の血液検査を胃がん検診時のオプション検査、全額自己負担とし、導入することにより、安全そして安心を確保できると確信をいたしております。

1、導入の必要性及び認識について。2、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、子どもたちのがん教育実施についてお伺いいたします。

国民の2人に1人が罹患し、今や日本最大の国民病とも言われるがん、政府が6月に新たに策定したがん対策推進基本計画にがん教育の推進が盛り込まれたこともあり、その予防、治療の正しい知識を子どもたちに教える取り組みが全国に広がりつつあります。

病気の予防、治療に関する学習を通じて、生命の大切さを教え、生きる力を学んでいくことが最も大切であると思っております。

1、がん対策推進基本計画にがん教育の推進が盛り込まれましたが、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、24時間訪問介護についてをお伺いをいたします。

介護保険制度改正により、本年4月より新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが創設されました。

事業のポイントといたしましては、要介護者の住宅での生活継続を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護、訪問看護を行いながら、24時間体制で利用者の呼び出しに対応するサービス内容であり、これまでの訪問介護は週に数回程度の利用者がほとんどでありました。

このサービスでは、1回の訪問時間は短縮されますが1日に何度も定期的に訪問し、水分補給や服薬、入浴、排せつ、食事など日常的な介護を援助し、さらに看護師などによる床ずれの手当て、たんの吸引などの療養上の世話を一体的に行うサービス内容になっております。

さらに24時間体制で電話やICT情報通信技術機器による利用者からの呼び出しに対応し、必要があれば訪問介護看護を行う内容であります。24時間対応のため、問題点は人材確保が課題となっております。

そのような中で①介護保険の指定を受けている事業所について、具体的にお伺いいたします。

②24時間訪問介護の実施状況について、③実施に向けての市の支援策についてをお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

中根議員の質問にお答えいたします。

1点目の学校耐震化につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の全国的に多発しているいじめ問題につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目、老朽橋の安全対策につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、障害者総合支援法については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、市検診にピロリ菌検査の導入については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目の子どもたちのがん教育実施についてのご質問にお答えいたします。

子どもたちのがん対策につきましては、平成24年度から平成28年度を期間とする国のがん対策推進基本計画に位置づけられ、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい知識を持つよう教育することを目指しております。

具体的には、規則正しい生活習慣の重要性や、しっかりとした食事をとることの大切さなどとなりますが、教育委員会との連携や、健康づくりの推進における各種事業の機会を活用するなど、がん教育の推進につなげてまいりたいと考えております。

7点目、24時間訪問介護については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

中根議員ご質問の2点目、いじめ問題についてお答えいたします。

まず1番、当市のいじめの実態についてでございますが、平成24年度1学期間に小学校で7件、中学校で3件発生しています。その内容は、小学校では身体的なことをからかわれる、上履きを

隠される、嫌な呼び方をされる。中学校では、悪口を言われる、身体的なことをからかわれる、自分の物を隠されるというようなものでありました。既に解決済みとなっておりますが、各学校で経過観察をすることとなっております。

2点目2番、対応状況についてのご質問にお答えいたします。

学校におきましては、いじめは人間として絶対に許されないという認識のもと、すべての学校教育活動を通して未然防止に向けて取り組んでいるところでございます。

しかし、残念ながらいじめ問題が発生しているということも事実でありまして、いじめを受けて精神的な苦痛を感じている児童生徒に対しましては、家庭との連携を図りながら、カウンセリングを実施するなど心のケアに努めております。

また、いじめを起こした児童生徒については、心理的な孤立感、疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮のもとに、いじめが他者の人権を侵す行為であるということに気づかせ、他人の痛みを理解できるように根気強く指導に当たっているところでございます。

2点目3番、今後の具体的な取り組みについてでございますが、現在の状況を踏まえまして、教育委員会で協議し、いじめ問題への対応の手引きを作成し、9月3日に全校職員に配付し、いじめ問題への対応の徹底を図ることといたしました。

また、同じ日に保護者、児童生徒に向けた通知文も配布しまして、各家庭においても、話し合う機会を設けて、早期発見等のお願いをいたしました。

さらに、夏休み後半には、各担任が児童生徒の生活の様子を電話によって保護者に確認をして、必要に応じて家庭訪問を実施して2学期を迎えました。

中根議員、先ほどのご質問の中で、学校関係者が子どもの視点に立って指導することが最も大切だということを伺いました。私も全くそのとおりで思っております。今回、具体的な対策として手引きをつくって配付したわけですが、これをつくって済むというような問題ではありません。8月17日に全教職員が集まる機会がありました。そこで私が話しする機会がありましたので、今、いじめ問題が大変重要なことだと、こういう教育委員会でマニュアルをつくって渡すけれども、渡して先生方が研修して理解してそれで済むものではないよと。問題は先生方がこれを理解していかに子どもの中に入るか。子どもの視点に立つか、先生が子どもの中に入って行って、子どもの声なき声を聞くか。それが問題だということを大きな声で言いました。

もっと具体的には、先生方今までやっているでしょうが、こういうことをやってください。一つは退勤時に自分の教室に行って、机いすの様子、黒板、ごみ箱、掲示物、そういう様子を見てください。傷なんかついていないか、いたずらなんかされていないか、またげた箱、昇降口、そういうところも見てください、ということで、かなり具体的なことを申し上げましたが、先生方に強くお願いしたところでございます。

今後も教育委員会では学校との連携を密にして、いじめ対策に一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

○教育部長（小松崎延明君）

中根議員の1点目、学校耐震化についての中のもの1番、現在の耐震化の状況についてのご質問にお答えをいたします。

市内小中学校における施設単位での耐震化状況につきましては、現在全17校72施設中、50施設において耐震基準が確保されており、耐震化率としましては69.4%という状況でございます。

今年度におきまして、下稲吉小学校の管理教室棟増築工事、また管理棟耐震補強工事、さらには下稲吉東小学校校舎耐震補強工事を実施しておりますので、これらの施設を加えますと、54施設が耐震基準を満たし耐震化率は75%となる見込みでございます。

1点目2番、天井や照明器具、窓ガラスの耐震対策について何うのご質問についてお答えをいたします。

東日本大震災において、天井や照明器具、窓ガラス、外壁、内壁等の非構造部材による落下被害は、各地で多く発生したところでございます。本市におきましても、千代田中学校の屋内運動場アリーナ天井材や照明器具が落下するなど、大きな被害を受けましたが、昨年度に耐震仕様で復旧工事を完了しております。

現在設計中の美並小学校屋内運動場耐震補強についても、非構造部材の落下剥離等をなくすよう構造の変更を盛り込んでいるところでございます。

また、現在できる耐震対策としましては、これまで行っている学校保健安全法で定める教職員による定期の安全点検の実施時におきまして、同点検に非構造部材の耐震点検に国が示したガイドブックにおける点検リストを加えまして、教職員が危険箇所の早期覚知ができるよう対策を図ってまいります。

しかし、これらの点検は目視等によるものであり、その確認には限界もあることから、今後は特殊建築物の定期調査に加えまして、学校施設の非構造部材の耐震点検項目を追加し、専門業者による総合的な耐震点検の実施を視野に入れ実施してまいりたいと考えております。

1点目3番の、今後の計画について具体的に何うのご質問にお答えをします。

本市における学校施設の耐震化計画につきましては、当初、平成26年度までに学校単位で17校中12校、耐震化率70%を目途に計画を進めてきましたけれども、さきに答弁のとおり施設単位で72施設中54施設、耐震化率75%を満たそうとしているところでございます。

現在は、各方面からのご協力により、計画どおりに耐震化が進んでおりますけれども、今後の耐震化計画については、小中学校の適正規模化計画、及び地域の防災計画における避難所指定等に大きく左右されることから、関係各課と多方面にわたり再検討してまいりたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

中根議員さんの3番目1番、今後の調査計画を具体的に問うとのご質問にお答えいたします。

本市における橋梁調査点検につきましては、橋長15メートル以上の43橋について、現在、橋梁長寿命化修繕計画策定にかかわる橋梁点検を実施しており、平成25年度までの修繕計画策定に当たっているところでございます。

本年度の点検委託業務については、震災後の再点検といたしまして、平成21、22年度に調査を

実施しました11橋についての再点検を行っております。

また、橋長15メートル未満の119橋につきましても、橋梁の破損、亀裂、腐食等の状況を、職員により点検、確認等を実施しており、再点検の11橋については、現在、業務委託中ではありますが、対象の162橋すべての調査、点検を完了しております。

次に、3番2番の調査結果を踏まえて、設計、工事工程についてどう取り組むのか伺うのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、修繕計画につきましては、老朽化する前に早目に予防的な橋の修繕を行うことで、橋の寿命を延ばし、大幅なコスト削減を目的とするものであり、維持管理の方針、各橋梁の状態に見合った長寿命化工法を検討し、あわせて災害時の緊急輸送路や生活基盤道路としての重要度など、財政状況等を勘案しながら優先順位を定め、長寿命化修繕計画を策定していきたいと考えています。

なお、維持修繕工事を実施する場合、修繕計画を策定した43橋につきましては、国庫補助制度を活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

中根議員のご質問にお答えいたします。

まず4点目、障害者総合支援法についてのご質問でございます。

初めに、同法の認識とのご質問でございますが、この法律は、現在の障害者施策の基本である障害者自立支援法にかわり、平成25年4月から、一部は平成26年4月からとなりますが、施行となるものです。

ご質問の中にもありましたけれども、法律の趣旨は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することであり、今回、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲も見直され、新たに難病等が加えられております。

また、今まで障害者程度区分と呼ばれていたものが、障害の多様な特性に合わせて支援が適切に行われるよう、障害者支援区分に改められ、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとなっております。

次に今後の取り組み方について、お答えいたします。

障害者総合支援法につきましては、本年6月に成立したものであり、成立後間もないこともあり、詳しい内容についての説明会も現在、開催されていない状況であります。間もなく、県においても説明会が開催されると思いますので、法令や制度の趣旨にのっとり、適正に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして5点目、市検診のピロリ菌検査の導入についてお答えいたします。

初めに、導入の必要性及び認識についてでございますが、ピロリ菌が胃がんの発症因子として認められていることを考慮すると、ピロリ菌検査は、胃がんのリスクを分類する手段として考えられます。

ABC検診と呼ばれるものは、血液検査によりピロリ菌検査とペプシノゲン検査を行うものがあります。ピロリ菌検査の有無を調べる検査と胃炎の有無を調べる検査を組み合わせ、胃がんになりやすいか否かのリスクを分類するものであります。この検査はがんを見つける検査ではありませんが、ピロリ菌に感染している人に精密検査を受けてもらうことで、早期発見、治療ができる点で大きな意味があると認識しております。

次に、今後の取り組み方について、お答えします。

ABC検診を取り入れた一次スクリーニングとしての検診と、医療機関と連携したピロリ菌除去、胃内視鏡検診が胃がん撲滅に有効であると考えております。総合健診協会に確認したところ、現時点において、詳しい内部検討がされてはおりませんが、採血時の人の確保など課題もあり、実施できるかどうかは不明な状況であります、とのことでありました。幾つかの市町村から問い合わせもありますので、本市としても実施に向けて要望していきたいというふうに考えてございます。

7点目、24時間訪問介護についての1番、介護保険の指定を受けている事業者についてお答えいたします。

平成24年度から定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが創設されましたが、これは要介護と認定された高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を連携させ、定期巡回訪問と随時の対応を実施します。

このサービスは地域密着型サービスとして位置づけられており、それぞれの保険者が指定することになっておりますが、現在、本市において指定している事業者はありません。

しかし、同じような介護サービスで、夜間の定期巡回・随時の訪問介護を実施する夜間対応型訪問介護を、平成24年3月に新規に指定しております。

これら現在あるサービスを組み合わせることにより、24時間の対応が可能となると考えております。

次に7点目2番、24時間訪問介護の実施状況についてお答えします。

残念ながら現在利用されている被保険者はおりません。

次に7点目3番、実施に向けての市の支援策についてお答えします。

市として支援策の予定は現在ありませんが、国においては、事業所開設に当たって補助金助成の対象となっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

2回目の質問をさせていただきます。

最初に全国的に多発しているいじめ問題について、再度質問させていただきます。

私はここ6年間で8件のいじめに携わってまいりました。いじめている子どもさん、またいじめられている子どもさんの現場の声を、私は命で受けとめてまいりました。

その中で私が感じることは、ただの机上論や受け身の対応やきれいごとだけの対応では、決して解決できないということであります。自分が現場に行き、やはり命がけでもその子どもと実

際に触れ合っていく。そして自分が本当に命との打ち合いをしない限り、いじめ問題はできません。

政府でいろいろな組織づくりがまた発表されましたけれども、やはりそれだけで完璧なのかどうか、私はそのように感じております。

やはりいじめている子どもさんに対しても向き合って誠実な心で話をしていく。ただ頭からしかるのではなくして、その子だっていじめる前は全く悪い子じゃなかったわけです。私が訪問したある家庭は、非常に家庭内が複雑で、前にも話しましたがけれども、窓ガラスが1枚もない、壊されている状況の家庭でもありました。非常に家庭環境がいじめにもつながっているということは、私は理論上は理解しておりましたがけれども、現場に行ってみてすさまじい現場の様子を通して人の心の変化というものを感じました。

やはり今最も大事なことは、教師と子どもが向き合って、先生と子どもさんの信頼関係をどう樹立できるかどうか。そして先生と子どもさんが本当に心のきずなを結ぶことができるのかどうか。また教師が本当にその子どもさんを真剣になって上っ面だけじゃなくして、真剣になってこの子を何とかしよう。そういう情熱と責任を持って、私は向き合っている教師が何人いるのか。私はそのことに本当に心を痛めております。

しかしその半面、いろいろな教師から出てくる言葉は非常に雑務が今、多いと。そういう中でなかなかゆとりもない状況、そういう中で対応するのは非常に大変な状況だという話も伺っておりますけれども、私はそういう対応も先ほど一般質問の中で述べたように、カウンセラーとかいろいろな教員の増員とか、いろいろな形でやはりバックアップするそういう背景もなくてはいけないんじゃないかなというふうにも感じております。

私は現場を通してこう感じているんですが、教育長はどのように受けとめているのか、再度伺いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

ありがとうございます。

教員の情熱、それから本気度、絶対おまえたちを守るよというような、そういう気持ちを子どもたちにまずぶつけるということは大事なことだと思います。

それから先ほどのご質問の中であつたように、教員が子どもの中に入っていくということが信頼関係の大もとだと思っております。

子どもがいつも先生はそばにいてくれる、そして遊んでもくれるし、話しも聞いてくれる。時にはふざけた話も、その中で本気の悩みも打ち明けてくれることがあります。そして、子どもとの信頼関係ができていけば、当然、保護者との信頼関係もできていって、経営はうまくいくと思っております。

雑務が多いというようなご意見がございましたが、確かにいろいろな仕事があるかと思いますが、教員の本務は何か。子どもと向き合うことだということを再確認して進めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

今、教育長からそのように話を伺いましたけれども、やはり私は命を守るというそういう原点に今立ち返るべきであると。そして、心の対話を重ねる努力と、何でも話し合える環境づくりに努めることが大事であるというように思っております。

やはり一人の先生との出会い、いろいろな人の出会いがありますけれども、その出会いによって、大きく人生が転換する場合がございます。今、話したように、どうしようもない子が、今、ある六大学にも入りました。8年前の話でありますけれども、その子は今、大学を卒業して立派な社会人として、今、活躍しております。

もとをただせば、家庭内暴力から始まって、半年以上も学校へ行っていないくて、その子が土浦一高に入って、そして慶応大学を卒業して、そして今、立派な社会人として模範な子どもになっておるわけです。

私はそのことを思うといつも胸が熱くなります。だから私はこの先生の思い、情熱というのが今、最も求められているときと思っていますし、また学校だけに責任を押しつけるのではなくして、家庭内でも自分の子どもは自分で責任を持つ。そしてこの一人の子を何とかしようという、そういう思いで地域ぐるみで本当に立派に育てていくという、そういう基盤をつくっていくときだと思っています。

どうかそういう面で、私もこれからもいろいろな子どもさんと向き合って、そして私はどんなときでも必ず現場に向かいます。危険を感じる場合もあります。しかしながら、この子を何とかしなくちゃいけない。何とか立ち上がらせて何とかしなくちゃならないという、そういう思いしかありません。そのことが必ずその子どもさんに通じます。そういう思いを私の現場の体験から受けとめていただきたい。このことを要望いたしておきます。

それから次に、老朽橋の安全対策について、執行部の皆さんにも私は無理な願いをして、この15メートル以下の119橋については、全橋、これは一つ一つ目視による点検をしていただきました。忙しい中、大変だったと思いますが、このような資料を本当に短期間につくっていただいて、私、本当に感動いたしました。

だから私が思うことは、やはり本当に市のことを思い、市民の安心・安全を思ったときには、やはり短期間であっても本当に真剣になって取り組んでくれるんだなということ、私は感じました。

そういう中でせっかくだらなくつくってもらって物を申すのは申しわけないんですが、今、目視による点検もありましたけれども、やはりこの中に木の橋がございます。そういう写真を通して見る限り、非常に危険な橋も見受けられておりますので、そういう中でこの架設の年度も明確でない橋が大半でありますので、地元に行けば、聞けば、この架設年度も私は把握できるのかと思いますので、特に50年以上経過している老朽橋については、非常に補強も含めて新設も含めて検討していく大事な要素かと思っておりますので、これからもさらに、この危険箇所が私が見た範囲では七、八カ所ございます。それも再度、再点検していただいて、安心・安全のためにさらにお願いをしたい、これは要望としてお願いをいたしておきます。

次に、障害者の総合支援法については、今の答弁あったとおりで私は結構だと思っておりますけれど

も、支援法が新たに改正になりましたけれども、当初はこの民主党政権になりまして、マニフェストにおいては障害者自立支援法の廃止と、制度の見直しを民主党は掲げたわけです。

しかしながら本当にいろいろな全国のそういう障害者の方から要望等、またありまして、現行法を一部修正するだけの方針に、民主党は転換いたしまして、事実上マニフェストを撤回したという、そういう内容でございますけれども、この障害者の立場になって、障害者の親の立場、また障害者の将来のことを、やはり真剣になって考えていく。そういう大事な事業内容でございますので、この辺についてももっと丁寧に、具体的に徹底をお願いしたいと思いますので、再度この周知徹底、またサービスについて大枠で結構ですから、再度答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今、中根議員からおっしゃられましたとおり、今回の制度、法律改正につきましては、障害者をお持ちの方、今回、難病も加わりましたけれども、それをお持ちの方につきましては、大分その制度の変更が大きなものというふうに考えております。

ですからこれにつきまして、先ほどありましたけれども、県とかいろいろな指示がこれから随分出てくると思いますので、抜かりないように周知は行っていきたいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

次に、市検診にピロリ菌の検査の導入について、再度質問いたしますけれども、私はあえて現場を歩いているときに、この定期検診の中にピロリ菌の検査を導入していただければ、新たにこのピロリ菌の検査だけに病院に行かなくても済むし、やはり胃がん検診と並行してオプションの中に入れていただくことによって、非常に助かるという声を多々いただきました。

そういう中で、私、いろいろな角度で、これあくまでも自己負担で、医療機関によってもいろいろ金額は異なると思うんですが、定期検診の中に織り込んでいけば、2,000円ないし3,000円の範囲内でこの検査、血液検査によって判明するわけですから、そういうことが、入れるのが可能であると私は思います。

そういう中で、健診センターにおいては、この胃がん検診とオプションとしてピロリ菌の血液検査もこれはやってもいいという内容になっているわけですね。再度確認します。

そういう中で、検診センターのほうは、血液検査をやる人が不足しているので今はできないというのが現況かと思うんです。その辺も私もこれからさらに申し入れをいたしますし、市としてもやはり要望をきちっとした形で書類で出していきたい。

それで、血液検査をする人を確保できれば市としても次の検診からこれは導入できるわけありますから、茨城県でもほとんどまだやっておりません。全国でもまだ数カ所です。それをやはり先駆けて私はやりたい。市長はどう考えているか、市長の考え、再度お願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この問題については、検診協会と他とで詰めて適切に対応してまいりたい、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

問題なのはその血液検査をする、要するに血液の摂取というか、血液検査をする方が不足しているということです、その問題をクリアできれば、これは導入可能となりますので、私も一日も早くこの健診センターのほうで対応できるように働きかけてまいりますので、市としても要望書のほうをすぐ出せますか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今、お話いただきましたように、そういうふうな市民の方から要望がたくさん出てくるということであれば、担当としても相談しまして、何らかの形で要望書という形で出したいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは要望書を早速作成してお願いしたいと思います。私は私なりに申し入れ書を二、三日中に提出いたしますので、一日も早い導入が実現できるよう、私も努力していきますので、よろしくをお願いします。

次に、子どもたちのがん教育実施についてをお伺いいたします。

東京大学医学部の附属病院の中川恵一准教授が、各市で展開する特別授業という形で、中学生を対象に今現在、このがん教育を実施しておりますけれども、非常に好評でありまして、その内容を確認いたしますと、このがん教育を実際にやらない前と、実施をしてから、子どもさんたちの意識、考えというのはどのように変わったのかという一つのデータがあります。

早期に発見すれば治る病気という項目に対して、受講前は73.7%の方は治らないというように思っていた方が大半ですけれども、教育を受けた後は、本当にほとんど大半の方がこの認識が変わったというような、そういうデータが出ております。

それから怖い病気だと思っていた方が75.9%おりましたけれども、教育後にアンケートをとりましたら39.2%の子どもさん、中学生が認識が変わったというように、10項目ぐらいございますけれども、主立った内容としてはこのようになりかなり認識が変わったという内容になっておりますけれども、この数字を見て教育長はこのがん教育が本当に重要だと受け取るのかどうか、その認識を再度お願いします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

健康教育につきましては、子どものころから教育することが重要であって、学校でも現在、健康の増進と疾病の予防というような観点から、がんの予防を含めた健康教育として、小学校の保健や家庭科の授業、中学校の保健の授業で取り組んでおるところでございます。

中根議員さんがおっしゃった特別講義みたいなものも取り込めば、さらに意識が高まるものと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それではこのがん教育についてもできる限り準備を整えて、今、2人に1人ががんだという、そういうデータが出ておりますので、大事な教育になると思いますので、一日も早い実現に努力をお願いしたいと思います。

最後に24時間訪問介護について、先ほど答弁で現時点では利用されている人がいないということでもありますけれども、利用できない環境なのか、またそういう体制が整っていないとできないのか。その辺再度伺います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

体制でございますが、先ほどお答えいたしましたけれども、まず24時間についてはやっている事業者はないというような事情でございます。ただし、夜間だけ、夜間対応型といまして、夜間、個人の利用者のところに無線機みたいなものを置いておいて、それで呼び出すという形で利用者宅に訪問する。随時訪問するというサービスを行っている事業者は、1事業者おります。

そういうわけで、昼間の通常的な生活介護の支援と夜間のこちらのサービスを組み合わせれば24時間の監視といえますか、サービス提供というふうな形にはなるかというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

この24時間介護については、組み合わせれば可能であるという答弁でありますので、その辺について、事業者にどこまでそれが可能なのかどうか、そういう内容も周知徹底した中で取り組む内容についてもさらに推進をしていただきたいと思っておりますし、新しい制度にも内容的になっておりますので、職員の確保もかなり大変な状況かと思っておりますので、その辺も踏まえて段階的に準備をし、段階的に移行できるような体制づくりも、市が支援策としていろいろな形で助言できればと思っておりますので、その辺再度伺います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今、お話しいただきましたように、現実的には夜間も利用したいという方はいらっしゃるかと

いうふうには認識しております。

ただし、いろいろ費用等の面とかいろいろなこともありまして、そこまで利用できないという方もいらっしゃるかと思いますが、そういうふうなサービスがあるということについては、できる限り周知したいというふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、今の発言のとおり、ぜひとも各事業者に周知徹底して実現できるような段階的な準備もお願いしていただきたいと思っておりますので、そのことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小座野定信君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

日程第 2 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす9月8日から9月10日までの3日間を休会にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

ここで発言の取り消しについてお諮りいたします。

5番 古橋智樹君から9月6日の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により発言取り消し申出書が提出されております。この発言取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって5番 古橋智樹君からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月11日午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時59分

平成24年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第4号

平成24年9月11日(火曜日) 午前10時06分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	8番	佐藤文雄君
2番	岡崎勉君	9番	中根光男君
3番	山本文雄君	10番	鈴木良道君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君		

欠席議員

11番	小座野定信君	16番	廣瀬義彰君
15番	山内庄兵衛君		

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	山本恵美君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	吉藤稔君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	川尻芳弘君	教育部長	小松崎延明君
総務部長	小貫成一君	水道事務所長	貝塚成人君
市民部長	根本光男君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	鈴木弘君	農林水産課長	板垣英明君
環境経済部長	藤崎宏明君	下水道課長	金田克彦君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第4号

- 日程第 1 議案第55号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 3 議案第 5 7 号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5 8 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 9 号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 0 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 1 議案第 6 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 6 6 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 7 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 1 5 議案第 7 4 号 市道路線の認定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 5 6 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5 7 号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5 8 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部

- を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 9 号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 0 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 8 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 0 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 1 議案第 6 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 6 6 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 延会について

開 議 午前 1 0 時 0 6 分

○副議長 (中根光男君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

本日は、議長から所用による欠席の届けが出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、15番 山内議員、16番 廣瀬議員、11番 小座野議員より所用による欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 議案第 55 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中根光男君）

日程第 1、議案第 55 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第 55 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということですが、実はさくら保育所の市立保育所の運営事業者選考委員の条例に基づくものでありまして、当初は文教厚生委員会の質疑の中で、議員は選考の対象にならないというような発言をしていたように思うんですけども、この点についてちょっと確認したいと思います。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

ただいま佐藤議員からご質問がありましたとおり、平成 24 年第 1 回定例会において新設保育所運営事業者選考委員会条例の制定についてをご審議いただいております。その中におきまして、議員に委員をお願いすることは想定していない旨のご説明を申し上げた経緯がございます。しかしながら、運営事業者の決定について、議会に対しては決定した運営事業者の報告をさせていただき、あわせてさくら保育所を配置する市立保育所設置条例の一部改正をお願いすることになります。こうしたことから、やはり選考の段階においても議会のご意見をいただくべきとの考えから、議会議長あてに文教厚生委員会委員の推薦をお願いしたものでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

ということは、当初は、議員は選考委員の対象には考えていなかったということで、そういう意味でなぜ、この選考がおくれたということもこの前私一般質問でかなり指摘をしました。結果的に 8 月 4 日が第 1 回目になってしまったということで、押せ押せのスケジュールになっているんですけども、今言ったように、議会にいわゆるさくら保育所の運営事業者を決めるこのときに結果的に議会にも説明をするということであれば、当初からそういうふうにしておけばよかったんじゃないかなと思うんですけども、ちょっとそういう点でどういうふうな経過で今回の変更になったのか、それがいつ議員からも選考委員にしようというふうになったのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

4月以降、保健福祉部の体制が異動等により新しくなりました。そういうふうな中で、過去の担当者からいろいろな話を聞いてございます。そういう中では、選考委員についてはどういうふうなメンバーにするか想定については余りしていなかったということでございます。新しくなった担当部署のほうで、先ほどもお答えしましたけれども、今後のことも含めましてやはり選考につきましては、議会のほうに報告、それからご理解いただくためには選考委員のほうに議員をお願いするという必要があるというふうに判断したものでございます。時期的におきましては、4月以降ということをご理解願いたいと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかったんですよ。私が言っているのは、庁議で決定したわけでしょう、これは。保健福祉部長の判断だけでやるわけじゃないですよ。やはり庁議を開いて、市長も副市長も入れて、入れようというふうに決めたと、これがいつなのかというのを聞いているんです。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

議員を入れることにつきましては、担当のほうから発議というか決裁をもって副市長、市長に起案書をもって議員のほうをお願いするというふうなことでご了解をいただいたという経緯がございます。それをもちまして議長あてにお願いしたということでございます。日付的にはちょっと今手元がないんですけども、申しわけございません、正確な日付はちょっとお答えできなくなってございます。申しわけございません。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

結構重要なことなんですよ。だってこういうのは、今決裁でこういう重要なことを決めちゃって、後は届け出で選ぶというのはちょっと流れる的には組織的じゃない。やはり諮問するのは市長ですから、市長がこれをわからないでただ決裁だけで判こを押したということになると、ちょっと問題なんじゃないですか、市長どうですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私も実は佐藤議員と同じ疑問を持ちまして、この相談があったときに議員さんは入れる必要がなかったのではないのかということをお申しました。申しましたところ、担当者はその時点では課長、部長とも新任者になっています。前の担当した者とは考えが違っていただいまして、今、部長が答弁したように、業者の選考に当たって議員にも議会代表にも理解をいただいていたほうが、そのことについて事後に議会の理解をいただくのに都合がいいだろうという進言がありまして、そうかということで決裁をした経過がございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それはわかるんですよ。ただこれ非常に重要なことなので、これは決裁でやるようなものじゃない、いわゆる庁議できちっと話しして決定するべきものじゃないかなと、そういう性格のものじゃないかなというんですけれども、どうでしょうかね。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

通常いろいろな審議会の委員等については、通常は決裁で全部やっています、市長決裁で。最終的には市長決裁で委員の、どういう委員を選ぶかということについても市長決裁でやっています。それを庁議で議題にすることはほとんどありません。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

その他の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

以上で、議案第55号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第55号の討論、採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 2 議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中根光男君）

日程第2、議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案56号です。この条例については、24年4月1日に施行された地方税法及び国有資産等所在地の市町村の交付金の一部を改正する法律に基づいてやられるということなんですけれども、ちょっとよくわからないんですね、下水道除害施設というのはどういうものなのか。当該の当市においてその件数というのはどのくらいになるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、下水道除害施設とはどのようなものか、当市の対象となる件数はどれくらいあるかのご質問につきましてお答えいたします。

下水道による汚水処理は、処理場の規模にかかわらず基本的には微生物の働きを利用しておりますので、重金属類や薬品、その他の有害物質や高濃度の有機物の処理は困難となっております。このような物質が下水道に流された場合には、十分な処理ができないため水質汚濁の原因となります。また、酸性の強い排水は管渠施設を腐食させたり、有害物質は有毒ガスを発生させるなどの危険性があります。このようなことから、下水道法やかすみがうら市下水道条例では下水道に排水を流す場合の排除基準を定めて、下水道にとって障害となる物質は工場、事業所内で前もって取り除き、あらかじめ下水排水基準以下の水質にしてから下水道へ流さなければならないものです。下水道法や市条例に定める排除基準を超える場合には、事業所等は除害施設の設置など下水排除基準を守るために必要な措置を講ずることが義務づけられております。また、下水道除害施設は排水や廃液による障害を除去するための施設で、代表的なものとしては油水分離槽、活性汚泥処理装置生物処理、水素イオン指数調整装置等があります。

除害施設を利用する代表的な業種を挙げてみますと、油水分離槽は飲食店、スーパーマーケット、ガソリンスタンド、整備工場などでございます。また、活性汚泥処理装置生物処理は食品加工場、主に水産加工場や畜産加工場などでございます。水素イオン指数調整装置はクリーニング店等のクリーニング施設などがあります。市に届けられている除害施設で対象となるものは、油水分離槽が11件、活性汚泥処理装置生物処理が4件の合計15件であります。

なお、償却資産の課税について4分の3の特例措置を受けるために申告されたものはございません。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この前の説明のときに、33市町村が4分の3の固定資産もいわゆる負担を軽減するというふうなお話だったと思うんですけれども、ということは、かすみがうらはちょっとおくれたということなんでしょうか、この実施が。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

33市町村につきましては先行して条例の制定をしておりますけれども、施行期日が25年度ということでございますので、その間、様子を見ていたこともあります。33市町村のうち32市町村が4分の3、残りの1市が3分の2ということでございますけれども、かすみがうら市におきましては4分の3を適用して来年度から施行させるために今の条例化を提案したところでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今の説明と前に言っていたこの下水道法のスキームのところ、いわゆる除害施設の設置を条例で義務づけると、特に油のための油水分離槽ですか、資料を手元にいただきました。それから生物処理、浄化槽と同じタイプだということですが、合計で15件というのは極めて少ないように思うんですけれども、いかがでしょうか。15件ということなのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

下水道除害施設につきましては公共下水道が対象ということで、公共下水道に流入させる施設で除害施設の申請がありますのが先ほど申し上げました15件でございますけれども、市内には農業集落排水もございます。農業集落排水には3件ほどの申請がございまして合計では18件なんですけれども、除害施設のこの法の適用する部分は15件ということでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

次いで、発言を許します。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、私からも議案56号の市税条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

先ほど佐藤議員からの質問で概要のほうはお尋ねしましたけれども、私からは改めてその市内15件、それから今後も環境問題に取り組む事業所さんが中心だと思うんですけれども、そういった設備の基準、こういったものについてお尋ねをさせていただきたいと存じます。

この除害施設なんですけれども、まず定義のほうですね。法定の下水道関連の法律のほうとともに、どういった規格としてはどの程度のものからが除害施設となるのかということでお尋ねしたいと思います。数万円でできるものなのか、それとも数十万円、100万単位なのか、その辺のわかりやすい答弁をよろしく願いいたします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

議案第56号の除害施設に関する部分の定義と選定につきましてお答えいたします。

除害施設の定義でございますけれども、下水道条例第3条第6号の規定で「除害施設は、公共

下水道もしくは流域下水道の施設を妨げ、またはその施設を損傷するおそれのある、下水による障害を除去するために必要な施設」ということになっております。また、第9条におきましては、温度、水素イオン濃度、鉱油類含有量、動植物油脂類含有量及び沃素消費量の水質の基準が定められております。

それで、金額ということでございますけれども、償却資産ということでございますのであくまでも金額には大小ありますけれども、事業用資産として設置したもので減価償却が可能な施設ということになりますので、一般的には10万円以上だったかと思います。から大きいものは多分上限がないぐらいの金額まで含まれると思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そうしますと、値段を問わず公共下水関連法のほうで認められれば対象になるということですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

一定基準をクリアした施設を設置した場合には、償却資産ととらえられている資産に関しましては4分の3の特例の対象になるということでございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

税務部門のほうに事細かにこの除害施設の規格を聞いてもなかなかご答弁、私が欲しい形はただけないとは思いますが、もっと根本的なところでこのわがまち特例というところでお尋ねしたいんですけれども、近隣の取り組みがほとんどこの除害施設と特定都市河川浸水対策関連の設備ということで、全国的に取り組んでいるから当市もこの除害施設ということで選んだと思うんですけれども、選定としてはそういうところなんですか。

いろいろわがまち特例、通称わがまち特例の大もとの法律のほうではもっと選択肢というのはたくさんあると思うんですけれども、特に宮嶋市長が市民の負担軽減ということで公約にも掲げられていますから、本来ならばその選択肢の中で市長に選んでいただくのが順序だとは思いますが、無難なところで除害施設、されど市内で15カ所、申告はありません。ですから、申告があったにしても減収効果はそんなに大きい金額ではないとは思いますが、もっと根本的な特別措置法のほうですね、わがまち特例。この選択肢というのは、庁内の会議のほうでいろいろご検討した、企画のほうを入れていろいろ研究された、何かうちの市に何かうちの行政界の中で例えば市街化があったり調整区域があったり無指定があったりということのうち市は広いんですけれども、3つのパターンがありますからそういうところの格差を減らすような何か適用できるものがあるとかそういうものは検討はなさったんですか、執行部のほうでは。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

わがまち特例につきましては、国において平成23年10月に中間取りまとめが行われました結果、地方税法に定めている特例措置について、全国一律の措置ではなく、法律の定める範囲内で地方団体が独自の判断で特例措置の内容を決定し、条例で定める仕組みが導入されたということをごさいます。この適用となる部分に関しましては、先ほどの質問でもございましたように、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置と今回提案しております下水道除害施設に係る課税標準の特例措置の2つになりまして、かすみがうら市におきましては下水道除害施設のみが、特定河川がない関係で下水道除害施設のみが対象になるということをごさいますので、そのほかの部分での協議というのは発生しないかと思ひます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

先ほどの市民部長がおっしゃった総務省の中間報告の中で、私もちょっと簡単に目を通したんですけれども、その中で住宅ローンも対象にいけるようなページがあるんですけれども、それはどうなんですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

地方税法の関係では、その中間取りまとめの中でいろいろ議論され、いろいろな措置が講じられているかと思ひますけれども、わがまち特例のこの部分に関しましては該当がその2通りということですので、これに関してはその除害施設のみということかと思ひます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

答弁から察しさせていただきますと、特段にこの特別措置法、わがまち特例について、法のポテンシャルをご検証いただいたという協議結果はないということですよ。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

先ほどもご答弁申し上げましたように、対象となる部分は今の2通りしかありませんので、対象となる1つの部分に関しまして条例に提案させていただいたということをごさいます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そもそもこの特措法の目的というのは、各地方自治体のほうで独自の財源を決めて確保していくという目的にあるというふうに向っておりますけれども、非常に今回の答弁から察しますと、スポット的に近隣がやっているからやりましょうという、そのような悪く言えばのりというか、

そういう今回の提案に感ずるところなんですけれども、私は宮嶋市長が市民の負担軽減ということで強く市民の皆様にお約束したんですから、そのあたりは市議会リコールだけではなくてこういったところにも等しく力を注ぐべきだというふうに私は指摘させていただきます。

仮にその公共下水道の流域に接続している15件の設備が全部申告した場合、減収は25%オフになってどのぐらいになるんですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

この15件に関しまして試算する場合には、償却資産の金額が幾らであるかが必要になります。現段階ではその部分については把握しておりませんので、出すのは困難かと思えます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

幾ら15件で申告がないだろうと言いながら提案なさっても、やはり減収が幾らかという試算は提案する以上は責任があると思えますよ。

あともう一つお尋ねしますが、除害施設、市町村で設置を条例で義務づけるということなんですが、ちょっと私その除害施設の設置に関する条例で義務づけているという内容を確認していないんですが、これは説明いただくことは可能ですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

市税条例の一部を改正する条例の制定に関する内容でございますけれども、附則の部分の改正でございまして、第10条の次に第10条の2を新たにつけ加える改正でございまして、法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合を4分の3とするという、条例上は以上の内容でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

いえ、私がお尋ねしているのはこの除害施設、土木のほうだと思うんですけども、そちらのほうで今後の環境問題に取り組む上でもこの税制特措法改正と関連して、この下水道の施設を下水道のほうで設置義務化を既にされているんですかということをお尋ねしたいんですが、市税条例のほうではなくて。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それでは、古橋議員さんのご質問でございますが、かすみがうら市下水道条例第8条の中で、特定事業者からの下水の排除の制限ということで除害施設の設置等を義務づけております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

すると、今、山本部長の答弁の条例のほうでは、定義ほどの程度ということでもちろんなっているかと思うんですが、規模、性能とかそういったものほどこまで定められているんですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道法第12条の11第1項の規定に基づく水質基準に適合しない下水を継続して排除する場合、そのほかざっと温度が45度未満であること、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量が1リットル当たり380ミリグラム未満という条例の中では9点ほどございます。また、下水道法の第12条の中では34点ほどの規制値がございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そうしますと、今後この25年度からの適用期間に合わせて、償却資産税として納めている個人も中にはいるのかもしれませんが、そういった方が除害施設を改めてつけるとか適用になるように修繕するとかそういうことであれば、償却資産税は25%オフになるということによろしいんですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

償却資産の特例の適用についてでございますけれども、増設または修繕ということでございますが、新たにつくったり増設したりというような資産の価値を高めたりする部分については適用となりますけれども、簡単な維持管理のための修繕とか原状を回復するための修繕といったような部分では対象とならないかと思えます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そういう意味では十分除害施設、これから新規で追加して、この下水道だけの償却資産でなくすべての事業所の中の償却資産丸ごと4分の3、25%オフになるわけですから、10万程度でできるんだったら非常に考える余地はあるのかなと思うんですが、こういった考え方で適用になるということですよ、再度ご確認します。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

あくまでも下水道の除害施設ということになりますので、例えば排水施設とあわせて除害施設を一緒につくった場合に、その排水施設と除害施設を完全に分離した中で除害施設のみが特例の対象になるということです。よろしくをお願いします。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

あらをつくような質問になってしまうんですが、広い事業所に2系統以上の下水の接続があるとして、その1つを除害施設専用の接続ということでやれば対象になるわけですよね。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

全面改修をしまして下水道除害施設専門の施設ということならば対象になると思います。それで、そういった場合には免税点がございまして、対象になる金額は150万円未満ということです。よろしくをお願いします。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そうすると、そういったことから減収の試算もしなかったということですか、非常に金額が小さいだろうということ。そういうわけではないんですか。なぜ今回の提案にそこまで、免税点がわかるんでしたら現状の15の施設が申請、申告をしてきたら減収になるというのは比較的出たと思うんですけれども。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

すみません、暫時休憩をお願いします。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時48分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

大変失礼いたしました。償却資産の関係なんですけれども、あくまでも償却資産に関しましては申告に基づいて課税をしているような状況でございます。そして、現在では届け出は15件ほどありますけれども、償却資産の4分の3の特例規定を適用させて申告してあるものはないということなんですけれども、これに関しましては金額が小額であったり除害施設と排水施設を分離するのが困難だったりするようなことが想定されるかと思えます。ただ、実態に関しましては把握しておりませんので、金額としてはじくことが現段階ではできないと思えます。

なお、参考としまして、取得価格が例えば100万円の除害施設をつくった場合、通常の税額に関しましては1万2500円程度ですけれども、4分の3の適用を受けますと9,400円程度になると

いう試算はしてございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そうしますと、純然たる償却資産の中でもこの除害施設の部分だけを25%オフということですよ。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

そういうことになります。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

余りそういうことで税理士の皆さんのほうでも急いで取り組んでも特段の減税にはつながらないということで、そういったことで申告のほうも余り積極的でないのかなと察するところなんですけれども、25年度だから先ですからわかりませんがね。ただ、せっかくこうやって提案されているんですから、いろいろ今環境問題だということで節電に取り組もうとやっているわけですから、やはり下水道条例の中でも設置の義務化をうたっているもののこの条例が出てみてわかりましたけれども、公共下水だけですか。農業集落排水には同じような義務というのがあるのかなのかちょっとわからなかったんですが、それちょっと関連なんですけれども、お尋ねしてもよろしいですかね。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

農集排事業につきましても同様でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

農集においても義務化されているということですね。その割にはいろいろやはり各地域の中でも下水道の評判はありますけれども、先ほどいろいろ先輩方からもご意見いただきましたけれども、かなり除害施設で十分水のほうはある一定以上取り除いているような形もないというような話も先ほど話したんですけれども、やはり縦割りの行政だと今回の提案で改めて感じたんですが、もっと除害施設として出すならもっと下水道の公共下水に限らず全体の負荷が少しでも減るようにはやはりこういう制度を売り込む、そういう意思がやはり企画あたりとして検証した結果もないということですから、私は宮嶋市長が市民の負担軽減と言うならば、そういうのはしっかり会議を行って、ここでこういう会議を行った上、検証した提案ですというふうに説明するのが市長の責任だと申し上げまして、私の質問は終わります。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君の質疑を終わります。
以上で通告による質疑は終了いたしました。
その他の質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○副議長（中根光男君）

以上で、議案第56号に対する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第56号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。
次いで、お諮りをいたします。
ただいま議題となっている議案第56号の討論、採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 議案第57号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中根光男君）

日程第3、議案第57号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。
発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第57号ですけれども、決算剰余金の基金への積み立てにかかわる規定、これは剰余金を積み立てることができるというふうに改正するようなんですけれども、条例の一部の改正の時期が、もう既にこういうことは当然やられていたのかなというふうに私思っていたんですけれども、これまで改正しなかったのは何か理由があるのか。

あと、他市の例はどういうふうになっているかちょっと教えていただきたいと。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第57号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について、条例の一部改正の時期についてこれまで改正しなかった理由は何かについてお答えいたします。

合併後、本条例についてはこれまで改正をしてきておりませんでした。今後の地方財政の状況や予定している事業計画を踏まえれば、基金を積み立てておく必要が極めて重要になってきております。また、剰余金の取り扱いについても条例上規定しておりませんでしたので、弾力化を図るとともに、この際基金への積立金について明記すべきであると判断し、条例の改正をお願いするものでございます。

財政調整基金条例の他市町村の状況ということでございますけれども、財政調整基金条例における地方自治法第233条の2の規定に基づく基金繰入規定につきましては、まだ県内において、手持ちのほうで調べた内容によりますと8市が規定を設けてございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

合併後もう7年たちますが、これ財政事情があるので明記したということなんですが、どういう財政事情でしょうか。

それと、県内において8市が設定したということなんですけれども、具体的にどこの自治体なのか、わかる範囲でいいですから教えてください。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

財政運営につきましては、合併後というよりは合併以前から、今後の財政を考えていく上では予算編成をするに当たって年々苦慮している状況にあると思います。以前にお出ししました財政計画シミュレーションという案でもこちらにも問題がありまして、問題があるというのは、現制度で財政計画を立てていくものでございますから、例えば消費税なんかも今後上がっていくというのは見込んでいない、5%のうち1%が市町村に回るよというようなことで組んでおります。だから、現制度で組んでおるので、今後の見通しについてはどうしても右肩下がりになっていくのは当然かとは思いますが、今後当かすみがうら市におきましては学校施設の耐震やら神立西口整備事業、神立停車場線、庁舎建設、防災無線並びに扶助費等が増加していくのかなというふうに予想されます。そういう中で、どうしても右肩下がりになっていく財政運営を考えたときには、地方財政法の中で繰り越して2分の1を財政調整基金に積み立てるという規定はございますけれども、繰り越さなくても決算剰余金を積み立てるというのを条例化しておくことによってなお一層の運営が図られるものと思います。

また、決算剰余金が当然ここ数年間は大部分多く出ている中で指摘もされております。当然決算剰余金が出なければ積み立ててもできないわけですが、今までの過程等を考えた中でこういったものを制定したいというふうに提案する次第でございます。

なお、8市につきましては、水戸市、土浦市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、坂東市、つくばみらい市が規定を設けている状況となります。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、合併以前から財政計画をつくる上で、これまでの状況と違って右肩下がりになる可能性があるということで、決算剰余金を積み立てておきながら右肩下がりフォローアップしていこうという意図を今回持ったということなのかなと思いますが、今回のそのきっかけは何かあるのでしょうか、今回この時期になったきっかけは。例えば市長がそのことをすべきだというふうな提案があったのかどうか、そのきっかけだけ質問して終わります。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

こちらにつきましては、佐藤議員から今ご指摘があったように、合併当初から予算編成は大変厳しい状況でありました。それが年々厳しくなっていくということで財政調整基金の活用を図りたいというのがきっかけでありまして、市長からの発議ではなく、財政当局と協議をして出したものです。一番きっかけとなったものは次の58号の減債基金の関係もありまして、あわせてお願いしたいという次第でございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

以上で通告による質疑は終了いたしました。

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第57号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第57号の討論、採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 4 議案第 58 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中根光男君）

日程第 4、議案第 58 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

議案第 58 号、減債基金についてです。今、57 号と同じような趣旨で質問ということで、この条例の一部改正の時期、それからこの改正しなかった理由、大体同じなのかなというふうに思います。他市の例についてはまた同じような 8 市かなというふうに思いますが、とりあえずご答弁お願いします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第 58 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、条例の一部改正の時期についてこれまで改正しなかった理由は何かについてお答えいたします。

議案第 57 号の理由に加え、全員協議会のほうでご説明いたしました、満期一括方式の市場の償還の財源に充てるため計画的に積み立てを行い、またこの目的のため処分することができることとするものでございます。満期一括償還型地方債につきましては、現在想定している大好きいばらき県民債は低コストで発行が可能なものではありませんが、将来償還ができないことがないよう毎年一定の額を積み立てることがルールとなっておりますので、改めて明記するよう条例の改正をお願いするものでございます。

また、県内の状況につきましては、先ほど財政調整基金のほうで 8 市と説明いたしましたが、減債基金につきましては私たちの今現在調べたところによりますとかすみがうら市が初めてということでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

では、今回のやつは満期一括償還地方債に係る原資、これがやっぱり一番のポイントだということで、他市に先駆けてやったということでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

共同発行の参加条件として 1 億円の事業という決まりがございますけれども、3 月議会までに

発行総額の債務負担行為を議決して、共同発行債の償還財源を確保するため及び公債費負担を平準化するため減債基金の積み立てを行うというのが条件になっておりますので、そういったことをもちまして、現在財政調整基金については多分標準財政規模からいって1割程度の残高があるかとは思いますが、減債基金につきましては非常に少ないという認識でおります。そういったところから、毎年平準化して減債基金を積み立てしていくんだということがルールになっておりますので今回提案した次第でございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、満期一括償還ということにこだわらないということで、今まで減債基金が非常に少ないと、そういう意味では平準化する上でもこの基金がどうしても必要だという発想ということですね、ご確認します。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

佐藤議員のご指摘のとおり、やはり今回きっかけとなったのはその一括方式、5年後の一括方式の県民債を利用するというのが一番のきっかけでございます。その中で、2番目の理由として、先ほど言った減債基金の残高が財調に比べれば低いよというのは2番目の理由かなというふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第58号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号については委員会付託を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第58号の討論、採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思います、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 5 議案第 59号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中根光男君）

日程第 5、議案第 59号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第 59号の趣旨の中で、災害対策基本法の一部改正で、防災会議と災害対策本部の事務を見直すと、両者の役割分担を明確にするということと言われていますが、これは両者の役割分担の明確化というんですが、これまで何かそういう支障、問題が起きていたのか。この改正でどのように改善されるのか、そのポイントを説明していただきたいと思います。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

議案第 59号の一部条例改正に関して、防災会議と災害対策本部の役割分担の明確化に当たり、これまでの問題点と改正での改善点についての質問にお答えをいたします。

これまで防災会議は災害対策の総合的かつ計画的な推進を担う場であり、平時において防災計画を作成するほか、非常災害に際して緊急措置に関する計画の作成に加え、それを実施することも所掌事務とされてきました。しかし、実際の被災者の救助や支援を初めとする災害応急対策は機動性が求められることから災害対策本部において実施してきたところで、災害応急対策は災害対策本部に一元化することがより効果的になります。このため、両者の役割分担を明確化することとし、災害応急対策のための方針の作成、本部長から関係機関への協力要求等を災害対策本部の規定に設ける一方で、防災会議については平時における防災に関する諮問的機関としての機能を強化するため、これまで規定がなかった市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を所掌事務に追加することとされたものでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これまでどういうふうな問題があったのかというところがちょっとわからないんですけども、これまでこの平時と非常時、両方ともこれは災害対策本部が担っていたと、ところがこの防災会議というのはそうではなくて今度の改正で平時のほうにするというんですけども、ではこれまでどういうふうな問題があったのかということについては説明がなかったように思うんですけども、

ども、特別何か問題があったのでしょうか。今回、3・11の大きな災害がありました。そのときにはこの防災会議の役割はどういう役割だったのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

改正前におきましては、所掌事務の中で第2条の第2項に「市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。」というのがございました。それを今度は「市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。さらには、重要事項に関し、市長に意見を述べる。」等とあります。さらには、委員でございますが、委員におきましては、専門委員は職員のうちから市長が任命してございましたが、専門委員を学識経験のある専門委員に任命をいたします。そのような改正を行ったところでございます。さらには、災害対策本部条例におきましては、改正前の災害対策基本法では、都道府県災害対策本部と同一の規定で定められていたものを地方防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直し、さらには明確に関連して、新たに法第23条の2として、新たに市町村対策本部条例を別個に制定いたしました。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いろいろ説明を長ったらしくやるんですけれども、明確化をする、だから今質問したように、どういう点が問題としてあったのかと。事実そういうトラブルがあったのでしょうかという質問なんですよ。あの条例だ、この条例だと、以前はこうだとか、今後はこうだというのではなくて、具体的にどういう問題があったのか。特別トラブルはなかったよと、ただ改正しますよとだったら改正しますでいいんですよ。だから、どういうことがあったのか、当市で実際に。その3・11の事故があったわけでしょう、そのときに防災会議はどういう役割を果たして、この災害対策本部はどういうふうな役割を果たしたのか。実際と照らし合わせてみれば、例えば防災会議は全く役に立たなかったと、災害対策本部がすべてやったという点では見直しが必要だとか、こう明確に言えばいいんですよ。何かだたらあの条例だ、この条例だと言うけれども、みんなわからなくなっちゃいますよ。市民だってわからないですよ、説明。簡単に説明してくださいよ、どういう問題があったのか、問題がなかったのか。お願いします。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

3・11の震災に関しましては、防災会議のほうは機能はしていなかったというふうに私は考えます。それで、災害対策本部が応急処置なり災害の対策を担っていたのを今回は防災会議は防災会議で、それを今度災害対策本部のほうに全部機動性のあるものを入れたということでございます。ですから、上位法の改正によって地方の防災会議に災害対策本部の会議も上位法と全く同じように羅列をしたということでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、防災会議が機能していなかったということですよね。

[総務部長「はい」と呼ぶ]

○8番（佐藤文雄君）

今ちょっと災害対策会議とかとちょっと言った、

[総務部長「対策本部」と呼ぶ]

○8番（佐藤文雄君）

対策本部じゃなくて、防災会議が結果的には機能していなかったと、災害対策本部ですべて機能を果たしていたと、そういう点では防災会議の位置づけを今回の上位法で決められたのでそれで改正するということですね。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

そうでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

こんな格好いいものをつくって機能できるのかね。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

機能するように努力はいたします。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

3・11から1年間、防災会議は1回もやっていないんですよ、これ指摘しているの。それは3・11の教訓に基づいて当然やるべきなの、それができないの。それは市長が指導できないんですよ。こんな格好いいものをつくって、言うは簡単だけれども実行するのは難しいんですよ。私ら大変いいことだからこれ可決するのはこれは当たり前の話。実際に実行しなきゃ何もならないんですよ。それが一番大事なの。防災会議の今ヘッドはだれがやっているのかね。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

防災会議の会長は市長をもって充てております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、これ上程しているんですが、実際にこれ機能しなけりゃ百もしないんだから。機能するように努力してもらうほかないんだけど、ここではっきりきちんとやりますと答えてもらいたいんですが。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

きちんと機能するようにやりたいと思います。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

約束だから頑張ってやってください。

以上。

○副議長（中根光男君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第59号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第59号の討論、採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時21分

再 開 午前11時30分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁する方は挙手をしていただくようお願い申し上げます。

日程第 6 議案第60号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中根光男君）

日程第6、議案第60号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

ただいまのところ質疑通告はありません。

質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第60号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

ただいま議題となっている議案第60号の討論、採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

○副議長（中根光男君）

日程第7、議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）について質問をいたしま

す。

内容についてはもう既にお手元にありますが、それぞれの項目について詳細な説明を求めたいんですが、行政改革推進事業に係る負担金については、講習会というのは予定していなかったのかどうかです。

それと、財政管理事務等に係る補助金等審議会の委員の報酬、これも増額なのかです。

それと、減債基金の積み立てについては……

○副議長（中根光男君）

すみません、8番 佐藤文雄君に申し上げます。一問一答式でお願いしたいと思います。

○8番（佐藤文雄君）

はい、わかりました。では1つ、まず行政改革推進事業に係る負担金、講習会は予定していなかったのか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算のうち、行政改革推進事業に係る負担金について説明いたします。

こちらにつきましては、当初予算の段階では予定をしておりませんでした。ファシリティーマネジメント、施設管理を進めるに当たり保全情報システムを使用し、施設の維持管理コストを把握することが目的ですが、システム使用に当たって管理責任者の講習が必修となっております、2名分の参加負担金を計上しております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

システム使用料、いわゆるシステムを確立することなんです、ちょっとイメージがよくわからないんですけれども、その点についてご説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

ファシリティーマネジメントの目的でございますけれども、特に建物等が主流になるかと思うんですけれども、かすみがうら市だけではなくてどこの市町村も同じようなことだと思っておりますけれども、建物が今後必要なのか、例えば修繕が必要なのか、もうこの建物を壊したほうがいいのか、建てかえたほうがいいのか、そういったものの施設管理を進めるに当たりまして講習会等が必修ということでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは、そういう意味では全国的にこういう事例というのがあってもう既にシステム化されていると、これを我が市はそれを踏襲して活用するという事なんですか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

一般財団法人建築保全センターの保全情報システムを使用いたします。こちらについては佐藤議員がご指摘のとおり、既にもう加入して動いている団体もございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それはわかりました、とりあえず。

次にいきます。財政管理事務事業に係る補助金等審議会の委員の報酬、これについては新たな増額なのかちょっとわかりませんので、この点についてご説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

財政管理事務事業に係る補助金等審議会委員への報酬の内容でございますけれども、補助金等審議会の開催につきましては当初3回を予定していましたが、さらなる議論が必要とされている状況であり、1回分を追加する予算の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、了解しました。

次に、減債基金の積み立て、これは58号に関連しての積み立てですか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

減債基金への積み立てについてご説明いたします。

今回の補正の内容といたしまして、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計について、昨年度の決算に伴い精算分を一般会計へ繰入金といたしました。減債基金への積み立てについては、先ほど説明した中で言ったとおり、財政調整基金と比較して合併後の積み立てが少額となっています。今後の事業計画、特に神立駅関係等を踏まえると一時的に償還が増大することを想定されます。そのための準備を今から少しずつ行っておくべきであると考え、このほどの補正予算計上に至ったものでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、58条に関連しているということでございますね。

[市長公室長「はい」と呼ぶ]

○8番（佐藤文雄君）

戦没者英霊顕彰事業に係る旅費、これ増額ですか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

戦没者英霊顕彰事業の旅費についてお答えします。

こちらにつきましては、市遺族会より市長に対して海外戦跡慰霊巡拝に担当職員の派遣依頼がございました。市としましては、職員による戦跡の状況把握と慰霊巡拝の指導が必要として同行派遣のための費用を予算化、お願いするものでございます。

なお、予定としましては、11月9日よりタイ王国のほうで慰霊祭を行うというふうな予定でおります。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

職員の人数が抜けていますが、人数は何人ですか。旅費ですから、大体どのくらいの額を想定しているのか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

同行する職員は1名でございます。費用の内容としましては、航空機の利用に関するもの、それから宿泊費等、それに日当などを合わせまして16万8000円ということでございます。中身につきましては、かすみがうら市の職員の旅費に関する条例に規定された内容のものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

すみません、ちょこちょこ聞いて、一回でぱっと答えるようにもっと細かく言えばよかったんですけども、気がつくものですからすみません。

何日間ぐらいのこの旅費になっているのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

予定としましては4泊5日でございます。11月9日より4泊5日の予定の旅費というふうになっております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

次に、これは飛ばします。7番の後期高齢者医療に係る人間ドックの補助金についてお尋ねします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

後期高齢者医療に係る人間ドック補助金の補正につきましては、3款民生費、1項社会福祉費、6目老人医療費、19節負担金、補助及び交付金につきまして、41万2000円の追加をお願いするものでございます。内容につきましては、人間ドックの補助金を追加するもので、当初予算で人間ドックの受診者を48名分見込んで111万円を計上しておりましたが、8月末現在で44名の方が受診していることから、今後不足することが予想されるため、20名分を追加するものでございます。

なお、この事業につきましては、後期高齢者医療制度特別対策補助金として、保険者であります茨城県後期高齢者医療広域連合から人間ドック費用助成として100%の額が補助されるものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

後期高齢者医療広域連合の職員であった副市長は、私も当初は議員だったんですけども、この人間ドックについてはぜひ広域連合でやれというような要求もしてまいりました。今そういう意味では人間ドック、75歳の人たちがやはりきちんと健康にいるという点では必要な内容だと思いますが、当初48名、今度20名、その20名分のやつで、実際には広域連合から100%助成が来るということなので当市の負担がないということだと思います。前年度はどうだったのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

前年度につきましては、36名の方が受診されております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

36名が48名、プラス20ですから68でこれ倍ですね。これは何か宣伝効果があったとかそういう情報はございませんか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

昨年度につきましては応募者が多くありましたけれども、予算の関係で打ち切っていたという経過がありまして、今年度につきましてはできるだけ多くの方に受診していただくということ

で多く見込んではいらるんですけども、それでも不足するということが予想されましたので、改めて追加をさせていただきたいということで予算に上げさせていただいております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

前年度は切っちゃったんですか、36名で。冷たいですね、高齢者に冷たい行政ですよ、これは。いずれにしても、それを変えて今度新たに60名を超す人間ドック受診をするという立場、これは非常に大事な事かなと思います。

次に、保育所の運営事業者の選考委員の報酬についてはどうということでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらのほうの予算につきましては、当初予算において2回開催分を計上しておりましたが、委員会開催、審議過程におきまして開催回数をふやす必要が生じたためさらに追加、3回分の追加予算の増額をお願いするものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

開催回数を当初よりも3回ふやすということですね。3回以上についても考えていると、必要であればそれはまた補正をするという考えはございますね。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それにつきましては、佐藤議員のほうも委員長をやっていただいております。そういう中で審議の状況でございます。その状況に応じて対応する必要があるかと思っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今度は議員ですから議員は報酬が必要でなくなりますので、十分にその分ほかの委員の方のほうに回していただきたいと思います。

放課後児童健全育成事業に係る民生補助金です。今回補正になった理由は何かあるのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、現在、児童クラブとして運営されています下稲吉のメロディハウス、こちらが障害児の受け入れ数をふやすために新たにメロディハウス2としてもう1カ所開所となります。ただし、定員数はこれまでの基準としては38名を19名2カ所としたために基礎基準額の

ところで99万9000円ほど減額になりますが、2カ所ということで開設日加算、長時間開設加算額、それから障害児受け入れ推進事業のための各補助金が2カ所分として262万1000円ほど増額になりまして、差し引きとして162万2000円ほど増額というふうになるものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いわゆる民間のメロディハウスが障害児を受け入れる、そのためにメロディハウス2というのが建設されたんですか、これいつ建設されたんですか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、当初4月から予定をされていましたが、私どものほうで、場所的には同じ場所なんです、それを確認したのは6月以降ということでありまして、今回の補正をお願いしたというような状況でございます。

[佐藤議員「だからいつこの2ができたんですか」と呼ぶ]

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午前11時52分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

失礼しました。施設自体の開設は4月の当初でございます。それで、メロディハウス自体から申請がされていなかったもので今回の補正に、9月になってしまったという状況でございます。施設自体は4月から2カ所で運営しております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

4月からスタートということなんですね。ということは、施設そのものはいつ竣工したのでしょうか。そういう竣工の案内は、当市には通知か何かはないのでしょうか。申請がおくれたということになりますが、そういう点では何か、そういう意味では民間の放課後児童クラブの把握についてちょっと問題があるのではないかなというふうに思いますが、いつ竣工して、市のほうは逆にそういう竣工式には出席はしていないのでしょうか、案内は来ないのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

午後の再開は1時30分といたします。

休 憩 午前 11時54分

再 開 午後 1時30分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

先ほどの佐藤議員さんの質問の議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の関係の7番目の後期高齢者医療に係る人間ドック補助金につきまして、先ほどの答弁で誤りがございますので、訂正をさせていただきたいと思えます。

23年度の後期高齢者の人間ドックの受診の件数につきましては、当初予算で48名を見込んでおりましたが、実績で36名でございます。先ほどの答弁では、予算を打ち切った関係で、ことしが多く見込んであるというような内容で答弁させていただきましたけれども、昨年度、震災等の影響もあったかと思うんですけれども、申請件数が少なかったということでございます。

以上です。大変申しわけありませんでした。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

ご答弁申し上げます。

担当のほうには、4月の時点で竣工等の案内等はございませんでした。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、市民部長の訂正ですけれども、当初48ということは、今年度も48で前年度同様に予算化をしたということですね。それで、今回は44名ももう既に申し込みがあるので、またプラス20名をふやすというふうな措置をとったということですね。

今、震災の影響というふうに言いましたけれども、36名しかなかったというのは震災の影響でしょうかね。今回これだけ多くなったというのはどういう効果なのか、これは特に分析してありませんか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

内容的には、先ほどご質問のあったとおりでございます。それで、去年が申請が少なくて、ことし申請が多かった内容については、特につかんでおりません。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

放課後児童クラブのメロディハウス2ですか、その前にプルミッコ2のほうは、もう既に6月の補正でやったというふうにお聞きしました。今回のほうは、全く案内もなかったということでしょうかね。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それにつきましてはありませんで、6月の時点になって、いろいろ調査の段階でわかったということでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

質問のほうで（5）番のほうは、6番は削除したんですけれども、（5）番のほうが残っております。すみません。（5）番のほうに戻りたいと思います。

地域福祉施設整備事業にかかわる補助金につきまして、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金という内容について、詳細にご説明いただけますか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

5番目の地域福祉施設整備事業についてお答えします。

こちらにつきましては、通所介護12名、それからショートステイ7床の小規模多機能型居宅介護施設が新たに1カ所開設されます。これに当たりまして、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として1920万、それからグループホーム防災改修支援事業補助金として650万が県より特例交付金で補助される内容で、こちらは全額それぞれのところに交付するという内容のものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、通所が12名の、ショートステイが7名という施設が1カ所開所されるというふうにおっしゃいましたが、どこに、どういう事業所が開設されるんですか。こういうのもきちっと話をさせていただきたいなと思うんですよね。

それから、グループホームについてそれぞれというのは、どういうことなのか、そこら辺も、例えば今グループホームがこのぐらいあって、その中でプラスアルファで今回680万追加措置をしたと。それは緊急整備ですよ。緊急整備の対策ですから、緊急な措置でやったのかどうか、そういう何か一つの指標というのがあるんでしょうか。それも加えてご説明いただけますか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

失礼しました。ちょっと説明が足りないところがあって、申しわけございません。

新たに開設されるのは、ピソ天神でございます。こちらのほうに新たに介護施設が新設されるというところでございます。こちらのほうが基盤緊急整備特別対策事業ということで補助金をいただくということでございます。

それから、もう一カ所、グループホームの防災改修支援事業ということで、霞ヶ浦の里、こちらのほうの外壁修理ということで650万ほど補助が出るというふうな内容のものでございます。合わせて2570万という中身でございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ピソ天神は今現在ありますが、新しく施設を、いわゆる増設するのでしょうか。同じように、霞ヶ浦の里のほうも増設というふうにとらえていいのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

ピソ天神のほうは、新たに開設でございます。そのような施設を新しく開設するというのです。それから、霞ヶ浦の里につきましては、外壁の修理なので、今ある既存の施設のほうの修理というようなことでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ピソ天神のほうは新たに開所というのですから、施設そのものを別に、ピソ天神の別な一角につくるということなんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

はい、そのとおりでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

次に、10番です。農林水産にかかわる補助金についての内容について説明を願います。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

予算書24ページで3点ほどございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費補助金でございまして、まず、いばらきの園芸産地改革支援事業補助金でございますが、志土庫園芸農業協同組合でクリの選別機に附帯する計量システム、クリの荷受伝票発行装置導入に対する県補助金257万2500円の3分の1以内で消費税を除いた81万6000円でございます。予算書26ページ、歳出、いばらきの園芸産地改革支援事業補助金に全額充当されます。

次に、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金についてですが、補助額の確定に伴うもので、事務費として4万5000円が追加になったものでございます。歳入で受け、27ページ、歳出で全額充当されます。

最後に、環境保全型農業直接支援対策事業補助金ですが、環境保全型農業直接支援対策事業補助金3万6000円でございます。これは、国が新たに有機農業など環境保全効果の高い営農活動等に取り組む農業者に対しまして、10アール当たり8,000円を交付するという環境保全型農業直接支払交付金というもので、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担するもので、国の交付金はこの事業の名前のおり直接農業者に交付されます。計上している3万6000円につきましては、国の補助金を除いた事業負担分に対する2分の1が県から入ってくる補助金でございます。

次に、歳出に移らせていただきたいと思えます。

いばらきの園芸産地改革支援事業の実施にかかわります志土庫園芸農業協同組合でクリの選別機械に附帯する計量システムとクリ荷受伝票発行装置を導入するのに対する県補助金3分の1以内の補助で、平成24年度茨城県の補助事業対応の確定が本年7月13日であったことによりましての総事業費257万2500円の3分の1以内の消費税を除いたもので81万6000円を計上してございます。

集荷につきましては、生産者ごとにベルトコンベアーに品物を置き、流れていくものを人の目で確認して、不良のものを外していく。次に、自動的に大きさごとに選別されまして、別々の計量器に振り分けられ、穴があいていまして、小、中、大といった感じでクリが流れていきます。その過程で、そこから先の計量器重量表示板と計量システム、パソコン、プリンターとソフト関係ですが、導入するのが今回の補助事業対象でございます。よろしく申し上げます。

次に、環境保全型農業直接支援対策事業補助金、19節負担金補助及び交付金の環境保全型農業直接支援対策事業補助金でございます。これは、化学肥料や農薬を使用しない有機農業等に取り組む農業個人等に交付対象としている補助でございまして、本年7月2日、受付期限までに新たに1名の追加希望がありましたことから、今回対象面積が当初283アールから460アールとなりまして、177アールの増に伴い、7万円を補正増するものでございます。

次に、農業者戸別所得補償制度推進事務費補助金です。内容は事務費で、臨時職員の賃金システム等に使用するものでございまして、当初予算においては710万9000円で要望しておりましたが、額の確定となる県の交付決定が本年の6月26日付でありましたことから、今回追加分4万5000円の増額補正を計上させていただいたものでございます。

10番の農林水産に係る補助金につきましては、以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ご丁寧なご説明ありがとうございました。

次に、土地改良整備支援事業にかかわる修繕料というんですけれども、これについては、場所なんかもきちんと教えていただけますか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

場所が西成井のため池でございまして、消防署を過ぎまして霞ヶ浦庁舎へ向かう途中、ちょうど保育所のバスのとまるところがございまして、ちょうど自動販売機が置いてある先の農村公園の先の左へ入っていきますと、30メートルほど行ったところにため池がございまして。場所は、そのため池でございまして。

あと、内容でございまして。池の周りに50メートルほど、1.5メートルの高さのフェンスが設置してございまして。耐用というか、経過が過ぎていまして、子どもたちが遊びに来て大変危険なことから、直してほしいというふうなことで、5月下旬、西成井の上宿区長さんから要望がございまして、安全の確保上、フェンスを修繕、資材を購入して新たに設置するものでございまして。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

その下の農業体質強化基盤整備事業というのは実施設計委託になってはいますが、それと関係するんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

当初予算で実施設計と工事請負を計上してございまして。旧千代田地区の東野寺地区の農道整備でございまして……

[佐藤議員「それとは違うのね」と呼ぶ]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

ええ、そこのちょっと……

[佐藤議員「ため池の話とは違うんですね」と呼ぶ]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

違います。失礼しました。違います。

[佐藤議員「では、改めて」と呼ぶ]

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

今回、補正で計上させていただきました内容でございまして。

農業体質強化基盤整備事業の実実施設計委託につきましては、当初、上佐谷かん排——かんがい

排水ですね、あと東野寺の農道整備、さらに坂地区の農道整備、3カ所ございまして、当初453万8000円を計上させていただいています。そのうち、東野寺地区の農道整備につきましては、当初は市道⑩1742号線から天の川堤防へ接続しています3路線を計画していましたが、地元からの強い要望と上部機関との協議をしまして、東野寺集落から天の川堤防わきからの恋瀬川のところにあります揚水機場までの市道⑩1762号線を優先しまして整備するように計画変更したことによりまして、設計費に不足が生じたので、今回増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、それと関連して、農道整備にかかわる委託料と工事請負費というのが一体となっているということで増額というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

当然、今回増額となりますので、工事費につきましても、今回の実施設計をしまして工事費の金額が確定しましたらば、再度補正を12月あたりをお願いしたいかなというふうな考えで、こういうふうに考えてございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、今言った東野寺ほか3カ所と言いましたよね。3カ所でよろしいですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

そのとおりでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

消防団の施設整備にかかわる詰所の整備工事ですけれども、これはどういう内容か、あと場所も含めてご説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

消防団施設整備にかかわる詰所整備工事の補正予算措置についてお答えいたします。

繰越明許費の1棟を含め、今年度4棟の消防団詰所を建設するための増額補正でございます。補正理由につきましては、東日本大震災の影響から、資材や人件費、工事費の高騰、さらに当初

設計の見積もり額が低く、入札で2度不調になりましたので、設計の見直しを行い、今回増額補正を行うものであります。

場所につきましては、五反田地区に1カ所、上稲吉集落センターに1カ所、上土田集落センターに1カ所、中志筑旧駐在所跡地に1カ所、計4カ所となります。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

不調が続いたということで設計見直しをして増額ということですが、設計か何かの間違っていませんか。

○副議長（中根光男君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

当初設計額が、先ほど説明したとおり震災前のものでしたので、現状の今の状況と額に差が生じたというようなことで、今回設計額の見直しを行ったような結果になっています。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、人工ではなくて材料費が大幅に見直しがされたということですか。

○副議長（中根光男君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

そのこともございますが、うちのほうの最初からの設計額自体がちょっと低過ぎたという部分もありまして、実際に水回り等、トイレ等もつけますので、水回り等の部分も若干額的に低過ぎたので、このような状況になったのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いろいろ不調が続いたりしているところで、こういう設計の問題については私もいろいろ聞いておりますので、十分に注意していただきたいと思います。

それから、下水道の事業の特別会計の繰越金については、次の下水道のところと関連すると思いますが、とりあえず説明をいただけますか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ご質問の下水道事業特別会計の繰出金でございますが、議案第64号で下水道事業特別会計補正

予算を提案しております。補正予算の財源としまして、公共汚水ますの設置工事に伴う新たに賦課する受益者分担金及び単独汚水管布設による受益者負担金として154万8000円、繰越金により1418万7000円を計上しておりますが、財源不足となる720万1000円につきまして、一般会計から繰り出すものでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

人件費については簡単に説明して、これで終わります。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

人件費の内容でございますが、当初の予算につきましては、各課等へ5000万円を配分しましたが、配分額以外に時間外の実態に対応するため、一般会計の総務費、一般管理費に1112万9000円を予算計上しております。この予算の中から12月までに不足が見込まれる他の予算科目に対して追加配分する内容でございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私からも、議案第61号 平成24年度一般会計補正予算（第4号）についてお尋ねします。

こちらの4号の提案の中には数字が出ていないんですけども、本来ならば、水道の補正でもあれば、その辺で伺いたかったところなんですけど、合併特例債の充て方で、水道、霞ヶ浦地区と千代田地区の接続について、当初は、市長の説明ですと、合併特例債を用いて水道会計のほうに補助金を出して、もしくは運営補助金以外ですと合併特例債が水道の事業に直接借り入れできるんですか、ちょっとそのあたりは不明なんですけれども、いずれにしましても水道の接続、これはいつまた来るやもしれないというリスクもあるものですから、全然進捗のほうは聞こえてきません。過日の一般質問において私が特別交付税のことに關しての質問をしましたが、市長はその中で、繰り越しを水道にも充てるんだということでおっしゃっていたので、ちょっと気になっていたものですから、改めてお尋ねいたします。

○副議長（中根光男君）

それでは、5番 古橋智樹君に再度通告いたします。議案質疑で再度質問をお願いしたいと思います。議題外となっておりますから、よろしく申し上げます。

○5番（古橋智樹君）

では、お尋ねしますが、繰り出し金として水道に、私はいつ組んでもらえるのかなということで、

市民の方も水道の確保には万全を期していただきたいという思いはみんな一緒だと思います。にもかかわらず、補正もゼロなものですから、お尋ねいたします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

水道事業の霞ヶ浦町から千代田町への統合の件でございますけれども、平成24年度におきましては、合併特例債事業で水道事務所のほうには合併特例債の2分の1の出資金ですか、そちらを計上しているのと、あとは公営企業の起債、あとは一般財源で対応しているはずですが、25、26、今後3年間の事業でございますけれども、合併特例債やら企業債やら、そういった財源調整をして進めていこうということで考えております。24年度については、とりあえず合併特例債と企業債、一財の対応でございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

すると、今回4号ですけれども、いまだ合併特例債の借入れは実行していないということですよ。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

通常の起債と同様に、合併特例債もそうでございますけれども、その都度、事業の進捗状況にあわせて財政課のほうは県との協議は実施してございますけれども、最終的に事業が終了した時点で起債のほうも幾ら借りるかといったことになってきますので、まだ実施しておりません。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

これはお尋ねできるのかなんですが、そういう答弁を受けてのお尋ねになるんですけれども、その進捗はどういうふうになっているんですか、接続に関して。合併特例債の借入れは、すべて完了後に申請するということですね。それはわかりましたので、では、その進捗がどうなっているのかという答弁をもらいたいんですが。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

今年度分の工事費分ですけれども、9月、工事の設計が上がっております。この後、すぐに選考委員会を開いていただいて工事発注となる予定でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

あれほど宮嶋市長が震災後、市民の皆様にも、すぐさま取り組みたいとお約束して、いろいろ資金繰りの関係上、今年度から3カ年ということになりましたけれども、市長、それは大分約束、計画からするとおこなっているということですよ。

○副議長（中根光男君）

議題外でございますので、また質問を再度お願いします。

○5番（古橋智樹君）

では、関連ではないからお答えしないということですので、私は十分市民の皆さんにお答えする市長の責任はあると思うんですけども、お答えにならないということですので、結構です。

以上で終わります。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議題外であります。参考までにお話ししておきますが、資金的に問題があって3年かかるということではありません。資金的な問題ではなくて、順を追った設計とか、あるいは工事とか、要するに1年でやろうとしても無理なんです。2カ月で設計を終わらせちゃって10カ月で工事をやっちゃうとか、それは無理なんです、物理的に。だから、資金繰りの関係ではないです。そういうことで、資金繰りがつかないから、故意におくらせているとか、そういうことはありません。最短距離でやっています。

○副議長（中根光男君）

それでは、再度注意をお願いいたします。あくまでも議案質疑でございますので、議案に沿った内容で質問内容を配慮願いたいと思います。

〔「関連は許されるはずですよ」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中根光男君）

ほかに質疑はございますか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議長に一言申し上げます。一般質問ではなくて議案質疑の場合の関連は許されるはずですから。園芸振興事業の関係のいばらきの園芸産地改良支援事業補助金ということについて、事業計画書に基づいた説明をお願いしたいんですが。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

栗山議員さんの質問にお答えします。

この事業は、志士庫園芸農業協同組合からの要望で、クリの選別機械に附帯する関係の機械の購入でございます。

内容ですが、クリの荷受伝票発行装置で管理システムがございます。コンピューター関係、あとプリンターがございます。先ほども説明しましたが、クリを選別する過程で、まず集荷につ

きましてコンベアーで品物を置き、流れていくものを小、中、大というようなことで分けていきます。その分けていく中で、分けていく部分は既存の設備で対応しますが、そこから先の計量器重量表示板と計量システムですか、パソコン、プリンターとソフトがございしますが、それらを導入するものが今回の補助事業の対象というようなことになってございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

事業の工程表があったら教えてください。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

今、手元ございませんので、板垣農林水産課長から説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○副議長（中根光男君）

農林水産課長 板垣英明君。

○農林水産課長（板垣英明君）

事業の工程表ということですが、ちょっと今、私どもも持っていませんで、前年度末ごろから市・県、事業主体で補助事業の対象となるかどうか打ち合わせをしてきました。要望書提出なども経てきまして、金額を含めまして平成24年度県補助事業ですか、対応に確定しましたのが平成24年7月13日となっております。

詳しい工程表等は今準備できませんので、後日提出いたします。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

別に反対しているわけではないですよ。後日といっても、今、クリの最盛期に入ろうとしているの。今の段階で機械はもう入っているんですか、入っていないんですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

確認してございませんので、大変失礼なんですけど、わかりません。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今使おうとするもの、7月13日にこれ、決定しているんですよ。何らかの形でことしに間に合うようにできるはずですよ。私はだめと言っているんじゃないんです。大いに賛成なんですよ。ただ、補助金問題でいろいろな問題が今発生しているわけだよね。そこを一番心配しているんですよ。

それで、この機械は注文生産なんですか、既製のものなんですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

手元に資料がございませんので、その点も、今、議員さんがおっしゃったそういったことも含めまして、今、時期的にクリの最盛期でございます。そういったことで十分注意したいと思えます。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時12分

再 開 午後 2時19分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

今、議員さんからありました工程表、あと注文生産、機械は入っているかというようなことでございますが、今休憩をいただきまして、確認がとれませんので、確認させていただきますので、大変すみません。よろしくお願いします。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今だけの休憩時間があれば、志士庫園芸組合に電話すれば、入っているか入っていないかぐらいはすぐわかるんですよ。補助金の問題であれだけ騒いでいるんだから、最終日は19日でしょう。ことし間に合わないでしょうが。7月13日なら臨時会でも開いて便宜を図ってやればいいんですよ。それが一番大事だと思う。

終わり。

○副議長（中根光男君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第61号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第61号の討論・採決は会期15日目の9月19日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 8 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○副議長（中根光男君）

日程第 8、議案第 62 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

○ 8 番（佐藤文雄君）

議案第 62 号、国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）のほうです。

人間ドックの受診に対する補助金ということで、これは後期高齢者のほうとはまた違うということだと思っておりますけれども、改めて説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

議案第 62 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の中の人間ドック受診者に対する補助金につきましては、8 款保健事業費、2 項保健事業費、2 目疾病予防費、19 節負担金補助及び交付金に 40 万円の追加補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、人間ドックの補助金を補正するもので、当初予算では人間ドック受診者 630 名分の 1428 万 3000 円を計上しておりましたが、8 月末現在の受診者数が 627 名であり、今後不足することが予想されますので、20 名分、40 万円を追加するものでございます。

平成 23 年度の実績でございますが、595 名分の 1284 万 8000 円を予算に計上しておりましたが、受診者数が多かったことから、年度途中において申請を打ち切ったという経緯もあります。そういったことから、本年度につきましては、昨年度に比べ 35 名を増加した 630 名分を当初予算に計上しておりましたが、なお不足するという状況となったため、補正をお願いするものでございます。

○副議長（中根光男君）

8 番 佐藤文雄君。

○ 8 番（佐藤文雄君）

23 年度の実績は 595 名で、これはたしか増額したような気がしますが、増額して 595 名で最終的には打ち切ったと。ただ、こういう増加傾向にあるので、今年度は 630 にしたと。それで

もまた、もう締切時点で627人ということで20名プラスということなんですけれども、やはり人間ドックに対する意識というのは高まっているのでしょうか。後期高齢者もそうですけれども、どう見ていらっしゃるでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

人間ドックの受診につきましては、近年増加傾向にあります。また、市としましても、疾病の早期発見ということから、医療費の削減につながりますので、ぜひドック受診をお願いしたいということでおります。

[佐藤議員「終わります」と呼ぶ]

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第62号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第62号の討論・採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 議案第63号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○副議長（中根光男君）

日程第9、議案第63号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

ただいまのところ、質疑通告はありません。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第63号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りをいたします。

ただいま議題となっている議案第63号の討論・採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第10 議案第64号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○副議長（中根光男君）

日程第10、議案第64号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第64号、下水道特別会計の補正予算（第3号）です。

内容について6点質問をしております。ポンプ場の設置の汚水ポンプの交換、舗装復旧工事、管路カメラ調査委託料、公共汚水排水設置工事、計画区内未整備地区の下水管布設工事費、人件費ということです。一般会計から繰り入れをしていると思います。今、山本部長のほうからも若干入り口でお話をしたと思います。補正予算の措置を今回行った理由も含めて、場所もかなり詳しい説明書を用意してありますので、詳細に説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それでは、議案第64号によるご質問につきまして、お答えをいたします。補足資料として箇所図等をお配りしておりますので、あわせてごらんをいただきます。

各歳出内容でございます。事業ごとに申し上げます。

下水道維持事業による修繕費316万4000円とする補正の内容でございますが、逆西中継ポンプ場及び向原ポンプ場による汚水ポンプの交換、これにつきましては、メンテナンス業者よりの指摘がございまして、行うものでございます。また、場所を特定しておりませんが、4カ所ほど見込んだマンホール周辺舗装段差修繕等によるものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道維持事業による1398万5000円とする補正の内容でございます。

修繕料による650万円につきましては、県道石岡田伏土浦線舗装復旧工事に要するものであります。県道に埋設されている下水道管渠上部の舗装部分において舗装面に沈下が生じたことから、志戸崎地内及び牛渡地内における舗装・補修にかかわる修繕料となります。

また、管路点検清掃業務委託料628万5000円につきましては、下水道管路施設における震災に伴う新たな被災状況調査として、テレビカメラによる管路点検と清掃業務による委託料でございます。

工事請負費120万円ではありますが、宅地内への公共汚水ますの設置申請が当初見込みより多くあることから、公共ます設置に要する工事請負費を補正するものでございます。

続いて、公共下水道整備事業による工事請負費540万円とする補正の内容でございますが、下水道整備計画区域内であります汚水管渠が未整備箇所である稲吉南地内について、新規の下水道加入申し込みによるものであります。また、稲吉東地内については、土地利用形態の変更により、新たに未整備箇所の整備要望に基づくものであります。2カ所につきまして単独汚水管渠布設に要するため、工事請負費を補正するものであります。

人件費につきましては、時間外勤務手当として下水道総務費12万2000円、特定環境保全公共下水道整備事業費34万5000円を補正するものでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今回、補正予算とした理由について、今説明がなかったような気がします。特に、前にもちょっと6月の議会だったかと思うんですけども、志戸崎とか、こういう災害復旧にかかわった問題について指摘したような気がするんですけども、この時期になったということについての説明がなかったような気がしますけれども、いかがですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

県道の舗装復旧に関しましては、6月議会にも補正をいただいております。実施したのが4月のかすみがうらマラソンの前に施工したわけでございますが、その後、隣接した箇所、志戸崎地内につきましては、前回補修した続きの箇所でございます。また、牛渡地内につきましては、補修は行っていなかった箇所でございますが、それ以後に沈下が発生したため、茨城県土浦土木事務所の要請もございまして、今回補正予算として計上したものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

新たに復旧をしなければいけない箇所が見つかったということですね。

それとあわせて、管路カメラ調査委託料というのは、まだまだそういう箇所があるだろうということで追加で補正をしたということなんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

管路調査に関しましては、やはり市道でございますが、現状沈下が見られます。そのため、管路調査を委託するものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

沈下が見られているところを重点的にやるということだと思いますけれども、沈下が予想されている箇所というのはどちらですか。もう一度確認したい。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

1カ所は田伏中台地内でございます。もう一カ所につきましては、牛渡下郷地内でございます。どちらにつきましても、片側が水田の箇所、もう一方が南ゾッペの高台になっております。そういう地形のところ、やはり湧水箇所かなと私のほうでは思っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここに書いてありますけれども、これがそういうことですね。黄色が管路カメラ調査、今言った田伏中台、それから牛渡下郷ですか、これが場所だと思いますが、そういうことですね。ですから、これをわざわざつくっているんですから、この絵を指し示して、皆さん持っていらっしゃいますので、そういうふうに説明したほうが非常にわかりやすいんですよ。私も何回も質問しなくても済みますので、この絵に基づいて、やはり今後説明をしていただきたいと思います。

以上でいいです。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

人件費の補正につきましては、時間外勤務手当に不足が生じたために補正するものでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第64号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第64号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第64号の討論・採決は、会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第11 議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○副議長（中根光男君）

日程第11、議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

ただいまのところ、質疑通告はありません。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第65号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第65号の討論・採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思

いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第12 議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○副議長（中根光男君）

日程第12、議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

ただいまのところ、質疑通告はありませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第66号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号の審査については、一般会計決算審査特別委員会へ付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、一般会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第67号ないし議案第72号

○副議長（中根光男君）

日程第13、議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの6件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

ただいまのところ質疑通告はありませんが、質疑はありますか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一括ということで、67号から72号の水道までですね。

まず、議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてということで、まず徴収率なんですけれども、今回の徴収率について、過去5年間の現年度の分と過年度分の徴収率の推移についてご質問をいたします。

これまで国民健康保険収納率が低かったということが言われておりますが、23年度に税率の改正がされました。そういう意味で、徴収率が上がっているやには思われますが、これについてご報告、その評価も含めてお願いしたいと思えます。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計決算の認定につきましての徴収率について、過去5年間の現年度分及び過年度分の徴収率推移一覧とその評価につきましては、資料A4の縦長の資料をお配りしておりますので、まずこの内容についてご説明をさせていただきます。

表の上段に現年度分がございます。このうち一般分、退職分、合計したものが3段目でございます。18年度から23年度までの現年度分の合計では、一番右端に収納率がございますけれども、87%台から90%台を推移しております。23年度には税率改正があって近隣並みに引き下げられたところでございますけれども、22年度と23年度の現年度分を比較しますと、22年度が88.46%、23年度は88.82%で、若干ではありますが、収納率は向上しておりますけれども、大きな変化はないところでございます。

滞納繰越分につきましては、2段目の表がございます。合計欄で申し上げますと、一番右端の収納率では12%台から17%台を毎年推移している状況でございます。現年度分の収納率の合計ですけれども、18年度は90.49%でありましたが、その後は毎年90%を下回っている状況でございます。徴収率の向上が課題となっているようなところでございます。

なお、滞納繰越分につきましては、収納率が10%台となっておりますので、滞納額が増加するという状況が続いております。現年度分につきましては、滞納額が累積しないように早い段階から納付していただくために、電話等による催告や納付相談を行っております。また、それでも納付いただけない方につきましては、滞納処分というようなことも行うことによりまして徴収率の向上に努めているところでございます。なかなか困難な状況が続いているというような状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私もずっと統計をとっておるんですけれども、不思議なのは一般医療と一般支援と、それから一般介護というのは同じように納めるんじゃないかなと思うんですよね。そうすると、これは基本的には収納率というのはそれぞれ違わない、同じなんじゃないかなと思うんですけれども、これが違っているのは、まず何でしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

一般分と退職分に関しての収納率の違いということ……

[佐藤議員「それは別々です」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

ではなくて……

[佐藤議員「一般と退職はまた別々にしています」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

ちょっとご質問の内容がわかりませんので。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私の、一応決算に基づいて入力をした中身ですけれども、一般医療のほうは調定額に対して収入済み額が大体88.76%、23年度は。それから、一般の支援のほうは88.1%になっているんです。一般の介護については85.42%になっているんですよ。普通は同じように納めているので、その食い違いというのは何なんだろうかなと思ったんですよ。普通は、納めるときには一緒に納めますよね。介護分だけで納めるとか、そういうことはないわけで、医療と介護と支援分、一緒だと思うんです。なぜそういうふうになるのか、ちょっと不思議だなと思ったので質問をしたんですけれども、わかりますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

国保の保険税に関しましては、基本的には一般医療分、支援分、介護分ということで、特別徴収、普通徴収それぞれ一括して徴収しますので、基本的には収納率は同率になるはずなんですけれども、納めていただく方によって内容が若干異なる場合も間々あるかと思えます。そういったことから徴収率が若干異なるのではないかと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

多くは別に問題にしません。なぜそうなったのか、一度集計をしてみて分析していただきたいと思えます。

それと、やはり現年度課税分で一般医療と退職医療も含めて、19年度が、私のデータですと90.03%が収納率だったんです、合計で。19年度ですね。それから、今回の23年度では88.99というふうになっています。基本的にそんなに大きな差はないかなとは思いますが、19年度と23年度の違い、これについてどういうふうにお考えですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

ご質問のように平成19年度と平成23年度の収納率につきましては、お配りした資料の中でも19年度が88.19%、23年度は88.16%ということで、大きな違いはないということなんですけれども……

[佐藤議員「大きな違いがある。19年度」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

収納率、一般分の現年度分の収納率ということですよ。

[佐藤議員「そうです」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

19年度と23……

[「22年度」と呼ぶ者あり]

○市民部長（根本光男君）

22年度分ですか。大変失礼しました。22年度につきましても、お配りした資料では87.85%ということで収納率が落ちております。この内容につきましても、以前国庫補助金が削減されまして、それを保険料で埋めるということで増税があった関係で収納率も下がったのではないかと考えられます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

細かいデータのところについては、突き合わせしないとちょっとわかりませんので、後で突き合わせをしながら、また打ち合わせをしたいと思いますが、実際は20年度までは90%、現年度分であったんですよ。20年度に後期高齢者支援分をまるっきり上乗せしたものですから、大幅にこれは87ぐらいになってしまったというのが実際なんですね、収納率が。今回、23年度には89%近くまで回復したというふうに私は見ているんですが、そういう意味では、やはりかなり国保税の収納率については、そういう問題で国保税を大幅に上げたということが影響しているというふうなことが挙げられると思います。

23年度は若干そういう意味では近隣市町村並みに下げたということが1つ評価されるのかなというふうには一面ではとらえられると思いますが、滞納の繰り越し分については、なかなか伸びが悪いんですけども、今、滞納処分ということをおっしゃいましたけれども、この滞納処分は国保に限って、どのくらい滞納処分の件数があつたんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

すみません。暫時休憩をお願いします。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時53分

再 開 午後 2時59分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

申しわけありませんでした。国保税に関する滞納処分の実施の状況、件数でございますけれども、国保税に関しましては滞納処分を実施しております。

また、その件数でございますけれども、国保税だけを抜き出して滞納処分を行っているという

ことではなくて、市税、国民健康保険税、それと後期高齢者保険料等をあわせて滞納処分を実施しております。

滞納処分の内容としましては、不動産の差し押さえ、動産の差し押さえ、給与、預金等の差し押さえということでございまして、23年度は822件ほど滞納処分、差し押さえ等を行っております。また、22年度につきましては703件ということで、比較しますと119件ほど23年度は増加しているというような状況でございます。あくまでも一緒に差し押さえ、滞納処分しておりますので、国保は抜き出すことができませんので、ご了解いただきたいと思っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市税一般、それから国保税、これを全部あわせて滞納処分ということで、国保だけを抜き出してやることは不可能だということなんでしょうか。難しいんじゃないかと不可能なんでしょうか、抜き出すことは。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

滞納者によっては複数の科目の滞納がございまして。そういったことから、滞納処分を行うに当たりましては、それぞれの税ごとではなくて1人の人の滞納額に対して滞納処分を行うほうが効率的であるということから、一緒に行っております。個別にやるのはちょっと難しいかと思っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、1人は1人ですよ。だから、そこに国保税があつて、市民税があつて、また別なものが、例えば固定資産があるとしますよね。それは1人であってもね。ところが、国保にかかわらないやつははじき飛ばせばいいわけでしょう。だから、国保にかかわっていれば、国保にかかわる人の滞納処分というのは抜き出してわかるんじゃないかなというふうに思ったんですよ。

可能かどうか一度検証していただきたいというのと、今るる説明をしましたがけれども、22年度が703件、23年度が822件ということでプラス119件、かなり大きい数字だと思うんです。その前の、ついでに21年はどうだったのか。それで、それをあわせて後で一覧表で提出していただけないですか。とりあえず21年度の件数だけ。そこに、手元になければしょうがないですけども、21年度があれば教えていただけますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

21年度に関しましては、資料がございませんので、後ほどお渡ししたいと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、後で、経年度で少なくとも5年間分ぐらいは滞納処分のことについて出させていただきたいなと思います。たしか市長が、かなりこの滞納処分の問題について、膨大な処理というか、それがあって処理し切れないというくらいに一度話をしたことがあると思います。そういう状況で、今、一般の市民の暮らしが大変だということが浮き彫りにされているんじゃないかなと思いますので、その辺についてお願いします。

それから、不納欠損についてなんですけれども、過去5年間の件数及び金額、根拠法に基づく内訳と説明ということ、通告はしませんでした、内々に質問をしますよというふうに言っておきました。特に、23年度が308件で7622万897円というふうに変な大きい不納欠損を処分しておりますので、これを中心に説明していただきたいと思います。法令も含めて。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

2番目の不納欠損の状況でございますけれども、過去5年間の件数及び金額、その根拠法に基づく内訳と説明ということで……

[佐藤議員「22年と23年度だけでいいよ」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

資料につきましては、A4横長の表をお配りしておりますので、この表をごらんいただきたいと思っております。

不納欠損につきましては、納税交渉や財産調査、差し押さえ処分等の滞納整理の結果、滞納者の資力を喪失させる一定の事実が生じ、滞納処分を執行すればその生活を著しく窮迫の状態にさせるなど滞納処分を執行させることが不相当である場合、租税債権の放棄を認めたものと考えております。

平成23年度の欠損処分は、22年度と比較しまして2922万325円増の、ご質問にもありました308件、23年度7622万897円でございます。処理件数は全体で、先ほども申しあげました308件で、件数では104件ほど増となっております。

増加となった要因ですけれども、不納欠損はその年の事由により増減しますので、一概にその是非について申しあげられませんけれども、調書から判別しますと、地方税法第15条の7第4項の規定による執行停止後3年経過の案件が全体の件数で118件増となっております。金額で2535万9805円の増でございます。また、同法第15条の7第5項の規定による即時消滅につきましては、248万3010円減でございます。また、同法第18条の規定による時効につきましては、634万3530円の増加となっております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

過年度というか、5年間のやつを見て非常に特徴的なのが、執行停止後3年経過というのが急激にふえているんですね、21年、22年、23年。特に、その前は、20年は1件だったんですね。そ

れから28件になり、109件になり、227件になると。これだけの執行停止がふえている。一方で、時効については、これも私、かなり厳しく言ったんですけども、時効については5年経過ですね。5年経過は20年度に463件、7812万9506円やったということで、これは職務怠慢だったんじゃないかというふうな指摘をしたことがあります。

今回、急激に22年、23年に3年経過の執行停止というのがふえているというのは、実態はどうなんでしょう。これについて実態がよくわかりかねるんですけども、その点についてはいかがですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

執行停止後3年経過につきまして、平成22年度、23年度とかなり件数が増加しております。

この内容でございますけれども、執行停止3年経過につきましては、生活困窮により執行が停止され、再調査の結果、生活保護に該当するというケースもございます。また、住所不明により執行が停止され、調査の結果、財産及び収入がないというような案件もございます。職権消除のまま居所不明となり、不動産がありますけれども、滞納処分を超える見込みのない案件等もございます。また、財産がないため執行が停止されておりましたが、収入はありますけれども、差し押さえ可能額に満たない案件等があるということでございまして、税を生活困窮のために納めることが困難であるような方につきましては、差し押さえをしますけれども、その後、財産がなかったということで差し押さえを解除し、その後3年間経過を見まして収入が増にならないようなケースにつきましては不納欠損処分するというようなことで、そういった方が増加しているというような傾向があると思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実は、20年に大幅に上がりましたよね。今話しましたように後期高齢者医療分をそっくりそのまま上げて、大幅な引き上げになったんですね。逆に、それがかなりの国保税の負担になった、そういうこともあわせると、ちょうど3年ぐらいでこの執行停止の状況にだんだん移ってきているというふうにも見てとれるんです。

今、生活困窮が多いというふうに言って、るる説明しましたので、それについては、このデータについて、それを分析したやつの結果を後で提出していただきたいと思いますが、大丈夫ですか。提出できますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

少々時間をいただいて分析をしてみます。それで、可能な限り提出できるような方向で進めさせていただきますと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実は、不納欠損しなければ、逆に滞納額がどんどん雪だるま式に大きくなるという点で、不納欠損が絶対にだめだということでは私はないと考えております。ただ、その事由が明確でないまま不納欠損ということになると、やはり問題ではないかというふうに思うんです。特に、今回不納欠損しないで、不納欠損分と未納額の合計額というのは、いわゆる滞納額に相しているわけですね。そうすると、7億円を超えちゃうんですね、不納欠損しなければ。7億円を超えているわけですね。それを調定額と比較すると約35%が滞納になっちゃっているという結果にもあらわれてくるので、この点については、やはりきちっと精査をする必要があるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、きょう、朝、資料お出ししたと思うんですけども、国保状況についてなんですけれども、国保の加入世帯と加入者数、それから今は2割、5割、7割の軽減になっております。この軽減世帯数、それから資格証明書は発行しているかどうか、それから短期保険証はどのくらいになっているのか、これについてお答え願ひえますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

まず、短期保険証の発行につきましては、平成17年度から発行件数がかなり増加しております。17年度につきましては338件でございますけれども、23年度につきましては991件ということで、約3倍ほど増加している状況でございます。

あと、資格証明書の発行は、現在ではございません。23年度等ではないという状況でございます。

申しわけありません。国保加入世帯数につきましては、資料と若干異なる部分がありますけれども、平成17年度につきましては8,431世帯、途中増減がありますけれども、平成21年度では7,218世帯、22年度は7,274世帯で、23年度につきましては7,294世帯というような状況でございます。

被保険者数につきましては、平成17年度では1万8742名、途中増減はありますけれども、22年度では4,000名近く減ということで1万4042名、23年度では1万3895名ということで減少している状況でございます。

また、軽減世帯につきましては、平成17年度から平成21年度までは4割軽減、6割軽減を実施しておりましたけれども、22年度、23年度につきましては、この軽減割合が変更となりまして7割軽減、5割軽減、2割軽減というような対象になっております。22年度につきましては、2割軽減世帯が871世帯、5割軽減が405世帯、7割軽減が1,677世帯ということでございます。また、23年度につきましては、2割軽減世帯が902世帯、5割軽減世帯が429世帯、7割軽減世帯が1,715世帯ということで、軽減世帯数も増加している状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

かなり国保の加入世帯のほうが、私のデータはちょっと違うんですけども、20年度から75歳

以上が後期高齢者に繰り入れられたものですから、大幅に減っているというふうに思います。やはり短期保険証がこれだけ多くなっているというのは深刻な事態だというふうに思います。

そういう中で、短期保険証の取り扱いなんかは、やはり十分に配慮していただきたいなというふうに思っておりますが、かすみがうら市全体の人口に対して国保加入被保険者数はどのくらいの割合になりますでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

かすみがうら市の全人口に対する国保加入者被保険者数の割合でございますけれども、約32%程度かと思えます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちなみに、世帯数だとどれぐらいですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

加入世帯数の割合でいいますと、約17%程度かと思えます。

[佐藤議員「国保加入世帯数だよ」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

大変失礼しました。市の全体の世帯数と加入世帯数の割合につきましては、50%に近い方が国保に加入しているというような状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

19年度までは大体世帯数で56%ぐらいだったんですよ。20年度になって後期高齢者に移った方がいらっしやいまして、その後は大体46%が国保加入の世帯数の率になっております。

それから、国保の世帯の所得と保険料についてお尋ねしたいと思いますが、これも資料を提出しております。これを埋める形で教えていただきたいと思いますが、国保世帯の所得と保険料について、23年度の決算の状況なんですけれども、1人当たりの保険税額が幾らになるのか、平均。

ごめんなさい。まず1つは1世帯当たりの所得金額が幾らで、1人当たりの所得金額が幾らで、それから保険税の調定額が幾らなのか、それから1世帯当たりの保険税の調定額が幾らなのか、そして結果的に1人当たりの保険税の税額が幾らなのか、これについて説明いただけますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

国保の1世帯当たりの所得額につきましては、平成17年度で申し上げますと186万3579円、平

成20年度が195万1300円、22年度につきましては155万8973円でございます。

[佐藤議員「23年度」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

23年度につきましては、現在資料がございませんので、後ほど提出させていただきたいと思えます。

続きまして、1人当たりの所得額につきまして、平成17年度では83万3528円、平成20年度では99万722円、平成22年度では79万8081円。こちらも23年度はございません。

保険税調定額の合計につきましては、平成17年度では14億4128万7100円でございます。20年度につきましては15億9793万3400円で、22年度につきましては13億9002万9300円ということです。23年度につきましては、ございません。

1世帯当たり保険税調定額につきましては、17年度が17万2320円、20年度では21万6083円、22年度が19万1069円でございます。こちらも23年度はございません。

1人当たり保険税額の合計でございますけれども、平成17年度が7万7074円、平成20年度が10万9711円、平成22年度は9万7813円でございます。こちらも23年度はございません。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

23年決算なんですよね。今の数字はもう既に決算で確認をしているところなんです。今見てもわかりますように、1世帯当たりの所得がどんどん減っているということですから、恐らく減っているんでしょう。ということは、1人当たりの所得も減っていると思います。調定額についても、今度は変わってきているのかなというふうに思いますので、きょうは難しかったんだろうと。きょうの朝、提出しましたので、難しかったんだろうと思いますが、これについては後ほど提出をして、皆さんにもお配りをいただければというふうに思います。

それから、1人当たりの保険料の給付額、これについて、いかがですか。23年度は恐らく出ていませんが、今言ったような中身でお示しできますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

1人当たりの給付額につきましては、平成17年度で16万5798円、平成20年度では18万3061円、平成21年度では21万680円ということで、この給付額につきましても年々増加している状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

1人当たりの給付額もふえているという傾向にあると思いますので、23年度のやつは同じように精査をしていただきたいというふうに思います。

それから、これも資料を事前に出しておりまして、私は決算に基づいて国保加入世帯数とこれ

を調整しながら出してみたんですけども、これは、まず被保険者1人当たりの一般会計の繰入額がどのぐらいになっているのか、それから一般会計の法定外の繰入額が幾らなのか、結果的に1人当たりの法定外の一般会計の繰入額は幾らなのか、これについてお答えいただけますか。

ちなみに、一般会計の繰入金は、20年が2億3428万2000円なんです。21年が22万1620円、22年が3億7441万8000円、23年度決算が4億7359万2000円というふうになっているかと思います。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

大変申しわけありません。一般会計繰入金につきましては、今言っていた金額でございます。

そして、一般会計繰入金の内訳でございますけれども、代表的なもので申し上げますと、出産育児一時金で平成19年度が2万1467円、平成20年度が2万3333円、23年度は2万1866円ということでございます。

国保財政安定化支援事業分としましては、19年度が1万9695円……

〔「違う」「1,000円単位だろう」と呼ぶ者あり〕

○市民部長（根本光男君）

失礼しました。訂正させていただきます。出産育児一時金分につきましては、平成19年度が2146万7000円で、平成20年度は2333万3000円、23年度につきましては2186万6000円でございます。

国保安定化支援事業費分では、平成19年度が1969万5000円、20年度は1953万8000円、平成23年度は1440万9000円でございます。

保険基盤安定繰入金の支援分につきましては、19年度が2454万2000円、20年度が1979万1000円、23年度は3159万7000円でございます。

保険基盤安定繰入金の軽減分でございますけれども、平成19年度は7628万1000円、平成20年度は7703万3000円、平成23年度では1億3109万2000円というような状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一般会計の繰り入れの総額の内訳を今説明しても、ポイントがずれているんだよね。今言ったように、私は法定外の繰入金がどのぐらいになるのか、そして、それが1人当たりどのぐらいなのかという質問もしているわけなんですよね。

そうしますと、一般会計の繰り入れについて法定外と言われているのは、医療福祉費波及分とその他の分が合計だというふうに私は聞いておるんですけども、そういう点では、その他の分は22年度分が1億1000万、23年度分が1億8560万1000円ということで、法定外の一般会計からの繰入額がふえているということを私は言いたい、それをきちっと確認をしたいということなんです。それが1人当たりの法定外の繰入額が幾らになっているのか、これが私の質問なんですよね。まだまだ整理できていなければ、これを全部チェックしていただいて、この数字が間違っていないかどうかを確認していただけますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

大変申しわけありません。資料の確認が済んでおりませんので、確認をさせていただきたいと思えます。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時38分

再 開 午後 3時46分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

次に、議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質問です。

まず、1つ目です。

平成20年度から後期高齢者医療制度が始まりました。23年度までの1世帯当たりの所得額と保険税額及び所得額に対する保険税の割合についてご説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、平成20年度から23年度までの1世帯当たり所得額と保険……

[佐藤議員「ごめん。1世帯じゃなくて1人だ」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

はい。所得額と保険税額及び所得額に対する保険税の割合ということでございますけれども、資料としてA4縦長の後期高齢者医療保険料算定結果概要をお配りしてございますので、これに基づきましてご説明申し上げます。

表の上から2段目の②の保険料軽減及び決定保険料の一番下の1人当たりの調定額が1人当たりの保険の税額になります。そして、3段目の③被保険者基礎データの一番下の欄に1人当たり所得額が記載してございます。1人当たり保険料につきましては、平成20年度から毎年下がってきておりますが、平成24年度本算定では平成20年度と同程度の額に引き上がっております。1人当たりの所得額につきましても、平成20年度から徐々に下がってきている状況でございます。

所得に対する保険税の割合でございますけれども、2段目の一番下のところと3段目の一番下のところを割り返しますと1人当たりの所得に対する保険税の割合が出てきます。平成20年度には10.18%から徐々に高くなってきてまして、平成24年度には11.02%となってきております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

決算ですから24年度はいいんです、23年度までで。

それで、これは1世帯ではなくて、今、後期高齢者は1人当たりになりましたので、1人当たりで訂正してください。

それから、滞納状況とその割合、平成23年度と、その累計額がどうなっているのか、資料はありますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

滞納状況と割合、23年度と累計額ということで、資料は特に用意してございません。

滞納額の割合につきましては、平成22年度では調定額1億9717万4900円で、滞納額が364万4847円ということで、割り返しますと1.85%でございます。また、23年度につきましては、調定額が2億110万2847円で、滞納額は457万6300円でございます。滞納割合につきましては2.27%ということになり、累計額も年々増加してきている状況でございます。

また、20年度賦課分からの滞納額の累計額につきましては、20年度分が44万7900円、21年度分が76万4400円、22年度分が147万2300円となっております。合計しますと268万4600円ということで、この金額につきましては、平成23年度滞納繰越分ということで平成24年度に繰り越した中の金額でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、滞納の割合については、平成22年が1.85、平成23年が2.27というふうにおっしゃいましたが、ということは増加傾向にあるということでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

はい、そのように考えられると思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

次に、資格証明書はまだ発行されていないと思いますが、短期保険証の発行数は幾らですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

短期保険証の発行数につきましては、平成23年度決算ということで24年3月時点では25名、平成24年8月1日現在では17名ということでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちなみに、22年は何人だったんですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

大変申しわけありません。22年度につきましては、まだ資料がございません。後ほど回答させていただきますと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

逆になってしまったんですけれども、後期高齢者の方の全体数、被保険者が何人になるのか。その中で特別徴収の被保険者と普通徴収の保険者数、そして、それぞれ割合、全体の数字がわかりますから割合がわかると思いますが、平成22年と23年ではどうでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

特別徴収被保険者数と普通徴収被保険者数、それと全体数と各数及び割合につきましては、調べた内容が平成24年3月31日現在のものと24年6月30日現在のものがございまして、この数字で説明させていただきたいと思います。

24年3月31日現在の被保険者数、実数につきましては、5,318名ということでございまして。特別徴収の被保険者数が4,291名、割合としては73.8%、普通徴収被保険者数が1,523人、構成割合が26.2%、合計しますと5,814人ということで、実数とは若干数字が合いませんので、ご了解をいただきたいと思います。

また、24年6月30日現在では実数は5,113人、特別徴収被保険者数が4,395人で構成割合は78.1%、普通徴収被保険者数が1,236人で構成割合は21.9%、合計は5,631人ということでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

全県的にどうなのかは、また後期高齢者の広域連合のところではわかるだろうと思うんですけれども、普通徴収の割合が、23年度末というふうにとらえていいんですかね、26.2%もありますね。22年度がどうだったのかは後で調べるとして、これは参考にほかの、茨城県全体ではどのぐらいかはわかりますでしょうか。わからなければ、いいです。わかりますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

手元に資料がございませんので、申しわけありません。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

簡単に言うと、年金から天引きできない人ですね。これが結果的には滞納になったりというふうな対象になるかと思うんです。そういう点では26.2%も方が多いというのは、いわゆる特別徴収すらできないというくらいに年金が少ない方だというふうに思います。

それと、滞納の実態ですけれども、普通徴収者の被保険者となる方ですね、大体。特別徴収ですから、特別徴収の場合は滞納にはなりませんね。普通徴収の方が滞納になるわけですから、そうすると普通徴収の中でどのくらいの方が滞納になっているかというのは把握しているでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

普通徴収者に限って滞納が生じるということは間違いありません。それで、23年度の決算の数字で申し上げますと、全体の被保険者数が5,318人で、そのうちの滞納者数137人でございます。割合としては2.58%ということになります。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

137人が滞納しているということですか。もう一度確認します。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

滞納者につきましては、23年度決算で137人ということでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、普通徴収の方の約9%、1割の方が滞納しているということになると思うんです、私の質問はね。全体じゃなくて普通徴収の方が滞納せざるを得ないわけですから、その方は9%ということになりますね。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

普通徴収者との割合につきましては、ご質問のとおり9%ということでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、後期高齢者の場合はなかなか年金から天引きできない、こういう方が滞納したり、滞納によって短期保険証を発行されるという事態が生じているという結果になっていると思います。これがだんだんふえてきているという傾向が見られると思いますので、20年から追ってみてください。その資料は後で提出いただきたいと思います。

それでは、議案第69号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質問をいたします。

まず、建設費の分担金、負担金及び使用料及び手数料について、過去のデータに基づいて徴収率などの改善がされているかどうか。平成23年度決算ですので、前年度と比較しながら、その傾向についてお答えできますか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それでは、私のほうから説明申し上げます。

その中で、資料の1ページでございますが、訂正をお願いしたい部分がございます。1ページの一番最後の分担金プラス負担金の中の合計欄の調定額の平成23年度分、3816万2540円となっておりますが、4816万5840円に訂正を願いたいと思います。分担金プラス負担金、最後の欄です。その合計の調定額です。23年度分の3816万2540円を4816万5840円に訂正願います。

それでは、1番目の建設費分担金、負担金及び使用料及び手数料について、徴収率など改善されているかにつきましては、資料の1ページとなります分担金、負担金の現年度、過年度合わせたものでは、過去5年間を比較しますと、現年度分の収納率は比較的高い状況ですが、過年度の収納率は平均5.5%台であり、年度により大きく差がある状況であります。収納額の平成23年度と22年度の比較では119万780円の増で、対前年の徴収率で3.1%向上しましたので、幾分の改善を図れたものと考えます。

内訳は、受益者分担金における収納率は、現年度、過年度合わせたものではやや、0.1%ですが、上がっております。受益者負担金における収納率は、現年度、過年度合わせたものでは4.3%上がっております。

次に、使用料につきましては、2ページ、3ページとなります。過去5年間は毎年90%前後の収納率であり、横ばい傾向となっております。平成23年度と22年度で比較しますと、収納率は、現年度、過年度合わせて0.2%上がっております。

内訳は、公共下水道の千代田地区では0.2%の減、霞ヶ浦地区では0.7%の増であり、霞ヶ浦地区の特定環境保全公共下水道の収納率は2%の増となっております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、分担金の件では、現年度分で、21年度は私のデータだと100%だったんです。それが99.36になり、98.65に落ちているように思いますが、これはどうですか。分担金。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道課長から補足説明をいたします。

○副議長（中根光男君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

お答えします。

下水道の分担金につきましては、霞ヶ浦地区の牛渡、加茂、志戸崎、田伏地区が分担金の扱いとなります。ただいま21年度分の徴収率のほうで、この資料では100というようなことになっているというようなことではあります。21年度の現年度分については100%というような内容でございます。また、過年度におきましては、収納率が21年度では8.9%、合わせまして21年度の分担金においては41.3%の収納というような内容でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、100%がだんだん下がっているんじゃないかという質問に答えていないんですけれども。

○副議長（中根光男君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

失礼しました。21年度が100%で、その後、22、23が99.4、98.7%というようなことで下がってきているというようなことではございますが、今現在、加茂地区の下水道を整備している場所についての1名の方なんです。この方に滞納額が発生しているというようなことで、このような数値となっております。また、その滞納者につきましては、今現在、分割納付により8月分から納めていただくというような形で取り扱ってございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

1人の方が滞納している結果、こういう数字が出ているということですね。

それから、下水道の使用料の件なんですけれども、現年度分は99に近い値なんですけれども、22年度の徴収率が12.15だったのが23年が8.14%になっているんですよ。これはどういうことでしょうか。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

暫時休憩。

休 憩 午後 4時10分

再 開 午後 4時12分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

大変申しわけございませんが、下水道課長から補足説明をいたします。

○副議長（中根光男君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

ただいまの収納率の下がった原因でございますが、23年度の収納率が悪くなったというようなことでございますが、それにつきましては、一昨年の震災に伴いまして3月、4月分の銀行からの引き落としが例月よりも少なくなったというようなことで、何カ月かおくれて23年度中には収納されている内容でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

22年度に震災があったということで、そのタイムラグがあるということですかね。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道課長から補足説明をいたします。

○副議長（中根光男君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、加入状況の問題です。これは改善されているかどうか説明を求めます。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

2番目の加入状況の進捗状況が改善されているかにつきましては、6ページ、7ページの資料となります。

過去5年間を比較しますと、年々伸びが減少傾向となっております。平成23年度末の下水道への加入については、対象戸数9,581戸に対し8,998戸が接続し、93.9%の加入率となっております。前年対比で126戸の加入があり、0.4%の増となっている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

公共下水道の加入状況がなかなか伸びていないということで、特に霞ヶ浦地区が伸びていないんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

霞ヶ浦地区の特環、流域特環ですが、そちらの加入率が低くなっております。今後も加入促進に当たってまいりたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味で、特に加茂、牛渡流域特環が悪いということですがけれども、今、部長がおっしゃいましたけれども、全然伸びていないんですよ。全然伸びていないんですよ。ずっと伸びていない。私、ずっと指摘しているんですよ。これは何ですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

地域性で農家世帯が多いのが一因かなと思っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そんな簡単な答えでいいの。それで済むんですか。布設、もう整備しているんですよ。加入率が悪くて地域性だと言ったら、地域性と言ったら、そこはもう同意をもらってやっているわけでしょう。地域性のせいにしちゃったら、何のための下水道設備なのかということになるんじゃないですか。何らかの努力をした結果がどんどん伸びていけばいいですけども、地域性に矮小化しちゃったら何のための事業なんですか。ちゃんと答えてくれますか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

今後も加入促進に努力してまいりたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう答えじゃだめだというふうに言っているのに、同じような答えじゃないですか。特に、伸びが悪くなっているんですよ。一定程度の方向に、設備の戸数に対して、それにどんどん近づいていけばいいですけども、なかなか近づかないんですよ。そこに問題があるんです。

平成22年に、ちゃんと加入促進のための調査をやっているんですよ。その調査の結果ぐらいはきちんと話せばいいじゃないですか。私はそういうことを答えるのかなというふうに思いました

ら、地域性だとか今後も努めますで、これで事業を推進してもらったら困っちゃうじゃないですか。どうですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ただいま佐藤議員さんの、平成22年度に雇用促進を使って調査した結果がございます。その調査結果につきまして、下水道課長から説明申し上げます。

○副議長（中根光男君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

お答え申し上げます。

調査時点での回答の多くを占めましたのが、現在、単独浄化槽を含めて合併浄化槽等を使用しておいて、その施設が壊れるまではそのまま継続して使いたいと。それとまた、老人だけの世帯も数多くあるというようなことで、若手がないので、なかなか水洗化にもしたくないといいますが、費用もかかることなので、やらないというような内容の回答のほうが多くを占めたと記憶してございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、そういう接続の調査の結果についても、こういうのは決算の資料として出すべきなんじゃないかなと私は思いますよ。だって、加入があって初めて下水道施設の整備ですから。整備はしても加入しない。これが全然改善されない、霞ヶ浦地区は。これでは話にならないですよ。

私はもう既に資料をもらいましたけれども、回答の中で、当分の間、接続見込みなしという割合が75.4%もあるんですよ、回答の中で。これでは、幾ら努力したって接続しないじゃないですか。最初から、こういう答えなんですよ。なぜそういうふうになっているのか、当分接続見込みなしと答えているのか、これを解決しない限りは加入なんか促進できないんじゃないですか。いかがですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

その調査結果に基づきまして、具体的に再度内部協議しまして、大変申しわけございませんが、その中で加入促進に当たっていきたいと思っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、もう何回も何回もこういうふうになっているわけですよ。やっても垂れ流しのような状況が続いていたら、水質改善がおぼつかないわけでしょう。そこにやはり焦点があるという

ふうにしていかないと、まず設備投資ありき、建設ありきで進めていけば、どんどん負担が大変になるということは明らかじゃないかなと思うんです。

それで、費用対効果になります。千代田地区と霞ヶ浦地区の、23年度の決算ですよ、全体の使用料について、全体額が幾らで、千代田地区の収入、使用料ですね、霞ヶ浦の使用料、収入、これを対比して金額わかりますか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

23年度の決算での千代田地区と霞ヶ浦地区の使用料の割合についてでございます。10ページとなります。

使用料の徴収割合は、下水道使用料の全体収納額3億789万4420円に対し、千代田地区は全体の76.9%の2億3680万6160円で、霞ヶ浦地区は23.1%の7108万8260円が収納されております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、千代田地区が圧倒的に多いというのは当然だと思います。件数が違いますから。それで、23年度までの建設投資の総額、これは幾らなのか、全体の額、そして千代田地区と霞ヶ浦地区の割合は幾らなのか、お答え願います。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

23年度までの建設投資総額は幾らか、千代田地区と霞ヶ浦地区との割合でございますが、9ページとなります。

投資総額は239億9871万3527円であり、千代田地区は123億7万4443円で全体の51.3%であり、霞ヶ浦地区は116億9863万9084円の48.7%となっております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、投資額がほぼ近いでしょう、55対45ぐらいの、投資はですよ。霞ヶ浦も千代田も大して変わらないんですよ。ところが、収益は、収入、使用料は圧倒的に千代田地区が多いわけでしょう。それは加入促進の問題もあるし、建設投資額の問題もあるわけですよ。そこが焦点なんですよ、この下水道事業。

この下水道事業について、たびたび私も質問していますが、建設費の総額に対する23年度の使用料の総額の比率、これは幾らになるか、また下水道事業債における千代田地区と霞ヶ浦地区について、それぞれ幾らなのか、ご説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

建設費総額に対する23年度使用料総額の比率について、千代田地区と霞ヶ浦地区について幾らになるか、また下水道事業債における千代田地区と霞ヶ浦地区について、それぞれ幾らかにつきましては、11ページとなります。

建設費総額に対する使用料の比率については、千代田地区の使用料2億3680万6160円であり、比率は1.9%となり、霞ヶ浦地区も同様に求めると0.6%となります。また、下水道事業債の未償還元金は下水道事業全体で82億8437万4190円であり、千代田地区の未償還元金は42億1745万4821円で50.9%となり、霞ヶ浦地区は40億6691万9269円で41.9%となっております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

資料をつくってもらったのはいいんですけども、非常に、まだ精査できてないんですけども、もう一回、どういうふうに見ればいいんですか。ちょっとわかりにくいので、もう一度説明願えますか、場所を指して。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道課長から補足説明をさせていただきます。

○副議長（中根光男君）

下水道課長。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩をお願いします。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時28分

再 開 午後 4時33分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道課長から説明を申し上げます。

○副議長（中根光男君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

それでは、お答えします。ただいまの建設総額に対する23年度使用料総額の比率につきましては、お手持ちの資料の10ページになります。

この表の中で、千代田地区でございますが、上のほうの棚の部分で千代田地区といった行が2列あるかと思えます。その下に小計というようなことで計が書かれてございますが、真ん中に書いてございます2億3680万6160円、これにつきましてが使用料の総額というような金額になります。また、一番右側の123億7万4443円、これが今までに千代田地区で建設に投資した総額でございます。よりまして、地区別の収納額を建設に要した費用で割りまして100を掛けたものが千代田地区が1.9、霞ヶ浦地区が0.6というような比率になってございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、下水道事業債における千代田地区と霞ヶ浦地区のそれぞれ、これについてもわかりやすく説明していただけますか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道課長から説明申し上げます。

○副議長（中根光男君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

資料の11ページでございます。

これにつきましては、一番上、2段が千代田地区の部分でございます。また、2段に分かれています。そのうちの上の棚、これが公共下水道で整備しました未償還金の額というようなことで、42億1745万4921円というような未償還金がございます。これを処理区内の人口で割り返しますと、1人当たりの未償還金、これが23万7844円というような内容でございます。

また、それを接続戸数で同じようなことで当たりますと、1戸当たりの未償還元金が61万5417円、また接続人口において割り返しますと24万6606円というような内容になってございます。

以上です。

[佐藤議員「霞ヶ浦地区は」と呼ぶ]

○下水道課長（金田克彦君）

失礼しました。霞ヶ浦地区は、この表では真ん中に公共下水道の宍倉、それとその下の棚の特環公共下水道で（加茂・牛渡）それと田伏単独特環というようなことで書かれているものがございます。宍倉地区におきましての未償還金の額でございますが、2億9203万2864円、これを処理区内の人口で割りますと、1人当たりの元金につきましては22万902円というような額になってございます。また、それを接続戸数で割りますと55万8380円、また接続人口で割りますと22万9947円というような額でございます。

特環公共下水道の部分につきましては、未償還の元金につきまして37億7488万6405円でございます。処理区内の人口で割りますと、1人当たりの未償還元金が68万4849円というような額でございます。また、接続戸数におきましては428万4775円、接続人口ですと123万2013円というよう

な内容でございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ありがとうございました。後でよく精査をしたいと思いますが、これを皆さん見て、一目瞭然だと思えます。これだけかなり借金をしながら、この工事をやっているということです。

23年度現在の下水道の整備事業費と1戸当たりの費用額について、霞ヶ浦地区、千代田地区、これについてご説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

平成23年度現在の下水道整備事業費でございますが、総額は239億9871万3527円でございます。9ページが資料でございます。

1戸当たりの整備費用につきましては250万4823円となっており、千代田地区は163万3259円となり、霞ヶ浦地区は570万6653円となり、霞ヶ浦地区は千代田地区の約3.5倍の費用を要してございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、この数字でもわかると思いますが、これが1戸当たりの費用、額であるということを念頭に置いていただきたいと思えます。

それでは、次、議案第70号のほうに移ってよろしいですか。

資料が随分出ていると思えますが、まず同じような質問ですが、農集のほうについて、分担金及び使用料、改善されているかどうか、これについてお答えいただきたいと思えます。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それでは、議案第70号につきましてご説明申し上げます。

分担金及び使用料について改善されているかとの問いでございますが、資料の13ページになります。

分担金につきましては、総額261万5824円の収入があり、20%の収納率となり、対前年度で7.4%向上してございます。現在、新規に整備を行っていないことから、既に整備された農業集落排水施設に接続の申し出があった場合のみ新規賦課があるのみでございまして、新規分の収納率は100%となっております。過年度についての未納金が発生しているところであり、その過年度の収納額は41万1200円であり、3.8%の収納で、前年度対比で2.4%向上しております。

未納の原因は、未接続者の分担金が大半を占めておりまして、今後も加入促進と未納金の徴収をあわせて実施してまいります。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

分担金の中でも過年度分の滞納、この収納率の推移を見ますと、21年度と22年度と23年度、私のほうのデータなんですけれども、分担金ですよ、21年度が5.74だったのが22年が1.43になって、23年が3.78になってはいるんですが、この分担金の収納率については、どういう対策をとっていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

過年度分につきましても、収納対策という形で職員が歩いている経過はございますが、22年度に比べて3年度は増がございまして、今後も引き続き対応に当たってまいりたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

部長ね、何か通り一遍なやつだと具体性がないのよ。どういうふうにするのかというのがないんだよね。前回は、たしかきちっと職員がついて重点的に回ったと、そういう経過があったような気がするんですよ。それによって改善されたという時期があったんですね。そういうことなんですよ。具体的にどうするかということですね。

リストアップして、そのリストアップした結果、どこに問題があるのか、そこを全部分析して個別に当たればいいんじゃないかなと思うんです。特に、農業集落排水事業というのは、戸数は少ないと思うんですよ。千代田地区みたいな公共下水道だと、かなりの人数ですけども、農業集落排水事業の場合は、戸数も少ないでしょう。明らかなかわけですよ。そうすると、結果だって、回答だって、簡単にわかるわけですよ。それをどういうふうにするかというのは、やはりそこが必要なんじゃないかなというふうに思うんですよ。どうですか。このままでの答弁では全くやる気がないというふうに言われても仕方がないと思いますよ。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

佐藤議員さんのご指摘に基づきまして、内部調査しまして収納率のアップに努めてまいりたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

具体的にどうやるかということについて、やはり話をしていかないと、このまままた1年ずれちゃうんですよ。どんどんずれちゃうわけでしょう。そうすれば、どんどん相手だって大変な負

担になってくるわけですから、そこをやはり確認しなきゃいけないというふうに思いますよ。その点について、これは特別委員会のほうでよく議論をしていただきたいなというふうに思います。

では、次に行きます。

次は、介護保険の平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお伺いをいたします。

1つは、保険給付費の予算と決算の差額について、過去5年間の保険給付費の予算と決算及びその差額がわかるデータ、これについて説明をいただけますか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

議員のほうに資料が行っているかと思います。介護保険給付費予算決算額ということで、保険給付費につきまして、表の一番上のほうで合計で19年度から23年度まで予算額、決算額、それとその差額ということで提示させてもらってあります。資料的には、もしかしたら国保のほうと一緒に後ろのほうに入っているかもわかりません。このような資料でございます。

[佐藤議員「これですか」と呼ぶ]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

そうです。佐藤議員、それでございます。

こちらのほう、各予算科目ごとの集計表でございます。23年度につきましては、差額として2008万7153円というふうなことになってございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実際に保険給付費の件なんですけれども、21年がかなり差額が出たんです。保険給付費ですよ。同じように、22年も差額が出ました。23年度は余り出なかった。この給付費全体を見ますと、もっと少ないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、21年から22年、23年と、ぐっと伸びた理由はわかりますか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

決算のほうで22年、23年のほうで大きく伸びているかと思います。21年に比べて23年のほうが伸びているかと思います。こちらにつきまして、サービスの中身から見ますと、デイサービスの利用者がふえているというような状況が分析されるかと思います。それと、グループホームの関係も若干伸びているというようなところが見てとれる内容でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

23年度のやつは予算額は補正した合計金額ですかね、これ、もしかすると。だから、ちょっと

私の数字と違っているんですね。

いずれにしても、21年が2億8500万、22年が1億400万、23年度は補正をしなかった場合ですけれども、340万ぐらいなんです。今理由を言いましたけれども、こんなに億単位で変わってしまうぐらいに、その利用が大幅に伸びたんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

まず、予算額につきますと、3年間の介護保険の事業計画、これをもつての予算計上というふうな計上になりますので、おおよそこういうふうに伸びたものの計上になるかと思っております。

それから、決算につきましては、やはり初年度につきましては、21か22について大きく伸びていますけれども、もう少し具体的なところを見ますと、サービス状況、提供を多少よく確認しないと、これだけ大きく伸びた内容は今のところはわからないという状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、わからないんじゃないかと、分析して、その結果こうですよ。保険給付費全体は簡単に出ますが、そういう事細かいサービス、給付費の内訳が私たちにはなかなかわからないんですよ。その内訳を指し示して、どこがどういうふうに伸びているのか。決算ですから、その決算が次の予算または次年度、次の年度というふうになってきますので、その詳細な内訳について、後で提出いただきたい。特別委員会でも、できればその分を提供していただきたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

各サービスごとの実績、それから前年に対する伸び、特に21から22に対しての伸びが大きくなっておりますが、ここら辺のところもはっきりわかるように、どのサービスが大きく伸びた、その理由についてこうであるというようなところは特別委員会のほうへ提出させていただきます。

延会について

○副議長（中根光男君）

お諮りいたします。

本日の会議は、これにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認めます。

よって、延会することに決定いたしました。

○副議長（中根光男君）

次回は、あす9月12日午前10時から会議を開き、引き続き議案質疑を行います。
ご苦労さまでした。

延 会 午後 4時56分

平成24年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第5号

平成24年9月12日（水曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	8番	佐藤文雄君
2番	岡崎勉君	9番	中根光男君
3番	山本文雄君	10番	鈴木良道君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員

11番	小座野定信君	15番	山内庄兵衛君
-----	--------	-----	--------

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第5号

- 日程第 1 議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（前会の続）
- 議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

- 定について
- 議案第70号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第71号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 議案第73号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 3 議案第74号 市道路線の認定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（前会の続）
- 議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第71号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 議案第73号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 3 議案第74号 市道路線の認定について
- 休会について

開 議 午前10時00分

○副議長（中根光男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

本日は、議長から所用による欠席の届けが出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

なお、山内議員から所用による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 議案第 67 号ないし議案第 72 号

○副議長（中根光男君）

日程第 1、議案第 67 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第 72 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの 6 件を一括議題といたします。

質疑の続きを行います。

発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

おはようございます。

きのうに引き続きまして、71 号の介護保険の歳入歳出決算の認定についてご質問をいたします。

きょう、茨城新聞を見ましたら、県の人口推計で、65 歳以上の最多 69 万 5000 人という高齢化率が 23.7% と。3 割を超える市町村が 5 だということだったんですね。

そこで、もう前もって一応資料もつくっていただいておりますが、1 号被保険者数が何人か、そして介護認定数は何人か。加えて、今、当市の人口で 65 歳以上の高齢者率というのを出してありますでしょうか。もし出していれば、出していただきたい。もし、今すぐ出なければ、後で出していただきたいなというふうに思います。

今回の統計は、ちょっと私もインターネットで調べる時間がございませんでしたので、とりあえずこの 1 号被保険者数、介護認定者数、そして認定率について説明をお願いいたします。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

お答え申し上げます。

まず、介護保険の認定者数でございますが、介護保険は 1 号、2 号ありますけれども、その中でも 65 歳以上の第 1 号被保険者につきましては、外国人、それから住所地特例者含めまして、1 万 91 人が 23 年度末の被保険者数になってございます。

それから、認定者数につきましては、全体で 1,510 人が認定者数になってございます。

[佐藤議員「1,451 人じゃない。資料」と呼ぶ]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

失礼しました。見ている資料間違えました。申しわけございません。

認定者数、1,541 人でございます。以上が認定者数になります。

それから、65 歳以上の高齢者化率ですが……

[佐藤議員「認定率」と呼ぶ]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

認定率になりますと、23 年度末で 14.84% になってございます。

[「14.38 じゃない」と呼ぶ者あり]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

失礼しました。たびたび。2号も含めて答えていました。

1号だけでは14.38です。失礼しました。

それで、65歳以上の人口でございますが、推計値はありますが、正確な数値はちょっと今、手元にありませんので、後でご報告させていただきます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

22年度と23年度の比較も簡単に言っていただけますか。どのくらい増加しているのか。数値です。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

認定者数でよろしいですか。

[佐藤議員「3つ質問しているんだから、3つそれぞれ答えて」と呼ぶ]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

まず、1号の被保険者数でございますが、差し引きで275でございます。

それから、認定者数でございますが、90ということになります。パーセンテージは、認定数の伸びが0.51%の伸びというふうになってございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

経年度で見ますと、やはり21年、22、23、これが第4期の介護保険事業計画なんですね。前年度と比べますと、認定率がどんどん上がっていると。21年は20年度と比較して0.27、21年と22年の比較だと0.47。23年が0.51というふうにかなり認定率が上がっているんです。人数も、私が前にデータいただいたところと比べても、また23年度の決算時点ではかなりの数字が上げられております。被保険者数が。認定者は1名しか狂いはなかったんですけども。

そういう意味で、被保険者数の把握がどれだけ上がっているのかという要因ですね。それから、認定率についても、どういう理由なのかは分析しているでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今お話の被保険者数につきましては、当初見込みよりも伸びているということでございますが、その分だけ高齢化率が前に比べて高くなってきたというふうなことだと考えております。あくまでも過去の伸びをもちまして推定しております。それよりも実数が伸びているということは、過去の高齢化の伸び率よりも現状の伸び率が高くなっているというふうに考えているところでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう一般的なことじゃなくて、新たに介護認定を受けた方が、22年と23年では90名になるわけですよね。差額が。差額というか認定が。単純に計算しますと、1,451から1,361を引けば90になるわけでしょう。90が新たに認定されたということだと思えます。つまり、新たに認定されたその特徴なんかをつかんでいけば、分析はできるんじゃないでしょうか。例えば、認定された方の年齢がどうだとか、そういうところは全くわからないということなんじゃないでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

そこまでの分析はしてございません。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味で、認定もきちっと出していただきたいなというふうに思います。

それから、これも資料を既に用意してあるかなと思います。介護保険のほうですね。特別徴収と普通徴収、後期高齢者も同じなんですけれども、年金から天引きされる方と普通徴収、納付書によって納付をするという、その割合について説明していただけますか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

人数でございますが、第1号被保険者、先ほど言いましたように1万91名に対しまして、特別徴収が9,040名、それから普通徴収が1,051名というふうなことになってございます。

[佐藤議員「数字が何で合わないんだよ」と呼ぶ]

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時12分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

すみません、答弁のほうが大分混乱してまして。

数字的には、被保険者1万91名に対して、特別徴収が9,040名、それから普通徴収が1,769ということになります。議員さんの出してもらった資料で間違いありません。

[佐藤議員「合計が合わないということだよ」と呼ぶ]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それで、合計の合わない理由につきましては、特別徴収と普通徴収と両方の方もいらっしゃる

ますし、途中から変わった方もいらっしゃいますので、カウント的にはダブるということで、数字的にはどこの年度も多少ずれているというようなどころでございます。途中から特別徴収になった人もいますし、普通徴収になった方もいるので、ダブってカウントしているということでございます。

そういうことで、被保険者数よりもそれぞれの件数を合計したものが多くなっているというふうなことでございます。

申しわけございません。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

決算時点なんですよ。途中経過でころころ変わるんじゃないで、これ、決算審議でしょう。決算の3月31日のときにぱっと終わったら、数字合うんじゃないですか。ちょっとわからないんですよ。23年度末でやれば、数字は合うんじゃないですか。両方またがって、普通徴収と特別徴収ということはないでしょうよ。特別徴収か普通徴収、その時点では。ではないですか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今、議員がおっしゃったとおり、3月31日の時点ではどちらかということになるかと思いますが、途中で、収納している段階で、特別徴収で収納した分もありますし、普通徴収で徴収した分もあるということで、資料的にはそういうふうなことで数字に載せさせていただきました。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

余りこの点で話してもしょうがないんですけども、いずれにしても、決算ですから、決算時点の数字を出してほしいんですよ。国保年金課のほうも同じなんですけれども、3月31日時点で国保の被保険者が何人なのか。その現時点で数字を出していただきたいと。数字がころころ動くと、また1人当たりの金額が動いてしまいますので、統計上、はっきりと比較ができなくなりますので、その点は確認しておいていただきたい。分析するのに、同じ時期じゃない、ずれてしまうと問題なので、その点は確認していただきたいなと思います。

いずれにしても、普通徴収の方が17%から18%いらっしゃる。こういう方が恐らくなかなか納付できない、介護保険を納付できないということになって、不納欠損ということに至るのかなと思います。滞納がかなりふえていまして、過去5年間の件数、これも資料として出されているかなと思います。これについても特に23年度は、収入未済額に対する不納欠損額の割合が23.8%と断トツに高いわけですよ。収入未済額というのは、簡単に言えば滞納と言って差し支えないと思いますが、その中で不納欠損の割合が23.8%ということです。これについて説明いただけますか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

資料のほうを見ていただけるとあれなんですけれども、21年度分から平成18年度、第3期事業計画のほうでやってございます。それ以降につきまして、不納欠損する額も大きくなっているというような状況がございまして、第3期の事業計画におきまして、それまでの事業計画での保険料に比べまして、保険の基準のところにおきまして、57.8%の増というふうな大幅な保険料アップがされた経緯がございまして、そういうことをもちましてその保険料が、まあ個人個人それぞれありますけれども、保険料がアップしたというような中で、その不納欠損額もふえているというふうに認識しているところでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちょっとわからない、言っている意味が。

23年度の不納欠損、これは基本的に、介護の場合は原則2年間滞納すると不納欠損処理になる——これ、200条とかというふうに言っていましたよね——というふうに聞いていますが、これが23年度になると……、このデータも違うのかな。平成19年、その次、平成21年度じゃなくて平成20年度ですかね。このデータですね。今、私たちに提出されたやつ。これ、21年度7月と書いていますが、これは20年度の3月を示すのでしょうか。これ、ちょっと間違っていると思うんですけども、もう一度。わからないんですけども、21年度に大幅に上がったため、その分で支払いができなくなって、2年後になって不納欠損したというような言い方をしたんですが、20年から21年、いわゆる3期から4期にしたときに、57%も上がりましたか。その前じゃないですか。平成18年に介護保険を広域の事務組合でやっていたときから、それが市単独の介護保険制度に変わりましたよね。そのときの新治の広域から単独の市になったときに57%ぐらいのアップだったと思うんですよ。その次の20年から21年、第3期から第4期になるときには、そんなに上がりましたかね。だから、今の説明は間違っているんじゃないですか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

すみません。資料のほうの21年度のところで、21年度に欠損したのは平成16、17年分を行っております。そのときに、17年度分につきましては175件やってございます。これが362万7000円ほどやっておりますが、21年度になりますと、そのときから平成18年度値上げになった分についての欠損が始まってございます。そのときに195件の579万7300円ということで、その年以降、18年度以降の分について、数字がその前に比べてふえているというふうに見えるかと思えます。

そういうことで、平成18年度以降の分、18年度につきまして、先ほど言いましたが、大幅な値上げが行われたというふうなことがありますので、そういうことも含めまして欠損額、欠損件数がふえているというふうに見ているところでございます。

ちなみに、23年度につきましては、19年度、20年度を欠損したということで、過去2年分ということで20年度を主に欠損したというような状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

20年と20年度の間違いですけれども、いずれにしても、平成17年度でも175件、欠損を出しているわけでしょう。その次、大幅に上がったと。57%上がっても、195件なんですよ。その次も大幅な違いはないと思います。だんだんふえているという傾向がありますよね。だんだんふえているということが問題なんじゃないかなと思うんですけれども、それについてはいかがですか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今いただきましたとおり、欠損額がふえているという状況でございまして、当然、被保数がふえますと、そういう中での増加というふうなことも考えられますが、そのほか、我々のほうでもう少し納付に対しての理解を説明しなくちゃならないということは考えているところでございます。

介護保険の場合ですと、不納欠損等が該当しますと、先々、サービスを受ける際に、1割給付から3割給付ということで給付制限を受けることもあります。そういうところもよく理解を求めて納付のほうをしていただくということが必要かというふうに考えているところでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

不納欠損の対象は、今言ったように、年金から天引きできない普通徴収者の方だと思います。不納欠損に当たるといことになると、普通徴収の方が圧倒的に不納欠損になるというふうに思われますが、今言った、普通徴収の方の人数に対して不納欠損された割合というのを単純に出してみますと、普通徴収が例えば1,769人です、23年。結果的に不納欠損した方が253人だと仮定しますと、15%の方が不納欠損になってしまうということになると思うんですけれども、これはどういうふうな対策をしてらっしゃるのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらの方につきましては、先ほども申し上げましたけれども、先々、サービスを受ける際に、非常にご負担をかける状況が生じるというところの説明をさせていただいております。当然、ほかの税と同じように、戸別徴収というのは行っておりますが、その際にそういうことも特に説明させてもらっているというような状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

簡単に言うと、不納欠損をするときに、通知か何かするんですか。不納欠損しましたというふうになっているのでしょうか。相手のほうは、不納欠損というか、後は払わなくてもいいという

ふうに自覚していらっしゃるのでしょうか。その点の周知というのはどうなさっているか。その実務的なことについてお尋ねします。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

不納欠損に該当する方につきましては、先ほど言いましたように、全戸訪問させてもらいまして、ご説明はさせていただいております。その中で、先々のこと考えて払いますという方もいらっしゃると思いますが、先のことはわからないからと、今サービス使ってないからということで、なかなかご理解いただけない方もいらっしゃいます。ただ、こういう方については全戸訪問して、ご説明だけはさせていただいております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

例えば250件あれば、全戸訪問すると。ですから、そういう全戸訪問をしたときに、聞き取りをしたときに、今後、滞納しないで頑張りますよとか、いや、私は介護保険を使う気はありませんと。だから今後も払う気ありませんとか、そういう具体的なものがあると思うんですよね。そういうものもちゃんと記録をとって、総計的にどうなっているのかと。同じ繰り返しで、滞納を繰り返してしまわざるを得ない方もいらっしゃると思います。ですから、そういうデータを、事情聴取をしているのであれば、それをきちっと記録に残しておく。欠損されている名前もわかっているわけですから、それも全部データに管理していくべきだと思いますが、いかがですか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

不納欠損したデータにつきましては、先々、給付制限等がありまして、10年は記録として残しておくということになっておりますので、そういうふうな理由も含めまして、納付記録の中で管理していきたいというふうに考えます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、きちっと記録をして、残しておいて、次に渡すようにしていただきたいというふうに思います。

それと、介護というのは、65歳になったら受けられるわけではない。受けられる条件があって、認定をしなければできないわけで、認定が前提ということになります。もう一つ、利用しなければ、認定されても利用できないわけですから、利用者と認定というのはまた違ってくると思いますが、その利用者数についての把握はどのようにしておりますか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

認定者、それから利用者数につきましては、担当課のほうにデータとして上がってきておりますので、そちらの中で、どのようなサービスを使っているかも含めまして管理させていただいております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

事前に大体こういう質問しますよと言っていますので、認定に対して利用者の割合は実体的にどうなのかというぐらいは簡単に説明してくださいよ。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

失礼しました。

認定者の中でサービスを利用しない方につきましては、平成23年度におきましては利用率が85.3%というようなことがあります。若干、認定を受けてもサービスを受けないというふうな方はいらっしゃいます。この理由としましては、なかなか自分に希望に合っただけのサービスがないとかいうこともあるかと思いますが、認定を受けるという段階ではもう希望はあるわけですから、それに沿うような提供できるように、よくケアマネージャーさんのほうとご相談して、少しでも日常生活の手助けができるようなサービスを組み入れてもらうよう、こちら辺のところはよくケアマネージャーさんのほうと相談してもらうように、申請の際にお話しさせていただきたいと考えているところでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

認定されても介護が受けられないというこれは、利用料が1割だということが1つ大きな壁になっているということも考えられると思うんですね。

私は、一昨年ですかね、介護保険の一般質問するときに、かすみがうらの実態調査について、細かく資料を用意させた経緯があります。その中には、今言ったように、介護度に合わせてどのくらいの方が受給、認定されているか。それから、具体的に訪問介護サービスの給付の実態がどうなのか。それから、今言ったような施設サービスと小規模多機能型、これはグループホームだと思います。それと、支援に対する認定、今言いました認定率、それからサービス事業者数の推移ですね。サービス事業者数の推移という、いわゆる居宅サービスがありますね。施設サービスがありますね。地域密着型というのはグループホームだと思います。こういうのも含めて、統計を21年度まで提出させていただきました。その中に、受給者1人当たりの介護給付費、月額ですね。それから、サービスを受けた方のサービスの種類に見た受給者の1人当たりの介護給付額、月額、これも出しているんですよ。こういう資料は、平成22年、平成23年、つくってらっしゃるでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

22年度、23年度につきまして、資料等、数字的なものを作成してございません。ちょっと確認しましたら、つくってないということなので、そちらにつきましては、そういうものも含めまして新たに過去の数値を表的なものにまとめまして作成していきたいというふうに考えています。これからにつきましても当然、介護保険につきましては過去の経過からの増加の分もやっぱり把握していく必要があるかと思いますので、そういうものについても、今後も含めまして作成していきたいというふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

サービスの種別に見た受給者1人当たりの介護給付費、月額、利用している方で、施設サービスについては21年度は24万2000円なんです。じゃ、18年度はどうかというと、23万1000円なんです。それほど大きく差異が出てない。居宅サービスはどうかというふうにデータで見ますと、平成18年度は9万700円なんです。21年度は8万5000円ということなんです。若干下がっている。じゃ、地域密着型サービスはどうかというと、18年は23万2500円なんです。21年は22万4000円というふうになっているんですね。これが22年と23年がどうか。きのうの質問の中で、いわゆるグループホームとかデイサービスというか、そういうものがふえていとおっしゃったと思うんですよ。

ちなみに、デイサービスというのは施設サービスになるんでしょうか。それとも、居宅サービスのほうになるんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

デイサービスにつきましては、居宅サービスに該当いたします。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことでも居宅サービスが、いわゆるデイサービスが非常にふえているというようなことを言っていますので、そうすると、この数字がだんだん結果としてあらわれてくるんじゃないかなと思いますので、このデータについては特別委員会前にまとめていただいて、私はこちらのほうの特別委員会には行きませんので、その前に、特別委員会に出したと同時に、全議員にこの資料を出していただきたい。お約束できますか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

資料につきましては作成させて、全議員のほうに配布させていただきます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、介護保険はそういうデータを出していただく。データを出すのも、きのう頼んだものもありますので、あわせて提出していただきたいと思います。

それでは、次に水道のほうです。議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてということです。

事前に資料等を準備して、質問に答えられるように言っておきましたので、まず、過去5年間の当該の純利益の額と、その予算と決算の差額、その当該年度の差額の理由、分析結果ということについて説明をお願いしたいと思いますが、22年と23年だけで結構でございますので、それについてお願いします。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

ただいまの質問にお答え申し上げます。

過去5年間のデータにつきましては、お手元に配布させていただきました。昨日配布しましたデータにちょっと誤りがありましたので、きょう配布いたしましたデータをごらんになっていただきたいと思います。

平成22年と23年の差の説明ということでございますので、まず、平成22年度につきましては、分析結果ということで理由が書いてございます。これは昨年度も報告したものでございます。

昨年度につきましては、猛暑によりまして水道料金のほうが増加しておりました。それと、修繕工事におけます入札不調によります差金、工事の未執行ということで差額が生じております。

平成23年度につきましては、主な理由といたしましては、給水収益の減少が挙げられると思います。東日本大震災によりまして、市内全域が断水となりました。それによりまして、震災対応といたしまして、使用料金と漏水の減免措置を行ったところでございます。それに節水意識等が加味されると思っております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ついでに、純利益の処分の方法についてご説明いただけますか。

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

処分のほう、純利益の額でございますが、そこに記載されているとおりでございます。

処分の方法でございますが、本年度につきましては、震災の影響によりまして、損失計算書に基づいた経常収支を算出いたしますと、純損失ということで計上しております。損失額が877万574円ということでございまして、これにつきましては、当年度の未処理分の剰余金のほうから補填をしております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

18年度からずっと見ますと、純利益がしっかりとため込まれてきているというふうに見てとれるんですけども、23年度が極端にこういうマイナス、赤字決算となったと思うんです。これは、震災対応の使用料金及び漏水の減免措置だけでこんなに赤字になってしまうということなんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答え申し上げます。

水道料金の減免の状況でございますけれども、まず、全町断水ありまして、千代田地区が8日間、霞ヶ浦地区2日間の分の基本料金のほうの減免をしております。その金額が大体600万円ございました。それと、漏水に伴う減免ということで、それが大体280万ほどございました。昨年度からの漏水も含まれておりますので、それを差し引きまして、震災対応しました影響額につきましては大体830万円程度あったと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、830万円が震災の影響によって減免なりこれをやったということが1つ挙げられると思いますが、あとは、実際に給水が大幅に減ったというのが要因じゃないんですか。1週間というのが大きかった。私も資料をつくってはいるんですけども、前年度と比較して、年間の給水水量が5万4000トンですか、これが減ったように見えますが、これは数字的にいかがですか。これが利益というか、収益につながらなかったということだと思うんですけども。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

ご指摘のとおり、配水量も減っておりますので、その分も加味されると思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ほかにいろいろと考えられるのは、私も予算の段階で質問いたしました。いわゆる一般会計からの繰入額が、平成合併してからどんどん減ってきているんじゃないかなというふうに思いますが、一般会計からの繰入額、これはいわゆる支払いのための利息、利払いの補填だというふうにも言われていますし、水道会計事業を安定化させるという目的で一般会計からの繰り入れをやっているかなと思いますが、その経過についてはいかがですか。それが1つ大きな要因になっているんじゃないでしょうか。平成22年と平成23年度ではどうなのか。それと、合併の当初は一般会計の繰り入れは幾らだったのか。それから、当時はそういう支払い利息はどのぐらいになっているのか。それはわかりますか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答え申し上げます。

まず、平成17年、合併当時の一般会計からの繰り入れですが、合併前に霞ヶ浦町は9000万円、千代田町が3000万円いただいております、合わせて1億2000万円でございます。合併当初、平成17年度は、同じ金額、1億2000万円いただいております。支払い利息のほうでございますけれども、合併当初、平成17年につきましては、2億1950万円でございます。それと、平成22年度につきましては、一般会計から9000万円繰り入れております。平成23年度につきましては、4000万円減されておまして、5000万円の繰り入れとなっております。企業債の利息につきましては、平成22年度につきましては、当初、合併当時、2億1900万だったものが、22年度には1億1000万円となっております。23年度は1億400万ということでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

支払い利息がどんどん減ったというのは、そういう意味では改善されているというふうに思いますが、一方で、そういう改善されたところを、今度は逆に一般会計のほうを減らしてしまうという、今回の金額は9000万から5000万になったと。ということは、4000万、一般会計から入らなかったということが結果的に今回の大きな赤字の要因にもなっているかと思いますが、いかがですか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

はい、ご指摘のとおりだと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、給水原価の件なんです、これも資料出していただきましたので、簡単に給水原価についてご説明と特徴を述べていただきたい。お願いします。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答え申し上げます。

過去5年間の推移につきましては、提出した資料のとおりでございます。特徴でございますけれども、平成22年度におきましては、猛暑によりまして配水量が大分ふえておりました。平成23年度につきましては、震災の対応やそれぞれの要因によりまして配水量が減少しております。

受水費の割合が大分影響しておまして、受水量は年間一定で受けているため、それに伴います給水総配水量の増減に伴いまして、給水原価のほうは上がり下がりしたということでござい

す。原水及び浄水費のうち受水費の占める割合が変わったために、給水原価が上がったと考えております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この資料を見れば歴然としてわかるように、支払い利息及び企業債取引諸費がどんどん下がって、全体の原価に占める割合が小さくなっていますよね。平成18年が、全体に占める割合の19.8だったのに、今は10.9というふうに改善されておりますが、これだけ改善されているけれども、給水原価が変わりませんよね。これはどういうふうに分析すればよろしいのでしょうか。支払い利息が減っているにもかかわらず、給水原価がほぼ同じだというのはどう分析すればいいのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答え申し上げます。

給水原価のうちの構成でございますが、大体60%を占めている原価の要因は減価償却費、それと受水費が占めております。支払い利息のほうは確かに減っているんですけども、その他、修繕費とか、そういったものが多くなっておりますので、余り極端な変動がないというのが現状でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

減価償却費がほぼ変わらないと。2億8000万……、28億か。これ、幾らですか。

[「2億8000万」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

全体じゃないからね。2億8000万程度でずっと変わってないということですね。原水、いわゆる県のほうから購入している水、それから地下水のほうはこの中には入っておりませんね。これはあくまでも購入した価格を中心にしているんですか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

地下水につきましては、動力費とかそういう中に含まれますが、ほとんど受水費のほうに入っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、ちょっとうがった見方ですけども、県からの購入水量がふえているんでしょ

うか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

基本的には、県からの水量は一定でございます。ふえておりません。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一定量だけれども、地下水と地下水をくみ上げるバランスで、企業から購入するのは一定だけれども、地下水の水量で調整すると、地下水の水量が多い場合は、全体の原水及び浄水費というのは下がる。しかし、地下水を抑えていくと、結果的に高くなる傾向だというふうに理解してよろしいですか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

はい、そのとおりでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、いかに貴重な地下水を使うかということが課題になっているというふうに思います。

それと、今回、利益剰余金の表示の仕方が変わりました。私もデータを蓄積しているんですけども、形式が変わりました。減債積立金については、私も今まで、実際にどういうふうになっているのかがわかりにくかったんですけども、今度は非常にわかりやすいような表示にされております。今、減債積立金の合計額は幾らなのか。それと、その様式を変えたのは何か理由があるのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

まず、様式の変更ですが、ちょっと私、承知しておりません。申しわけありません。

金額でございますけれども、平成23年度の減債積立金につきましては、資本収支の不足を補填するために、1億円を自己資本金のほうに組み入れております。そのため、昨年度から1億円減になっております。金額につきましては2億279万962円でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

決算報告書の6ページに、剰余金の処理の形がこういう一覧表になってあらわされているんです。今回初めてなんですよ、これ。前回、こういう様式じゃないんですよ。何か理由があるんじ

やないですか。理由わからないんですか。まあ、見やすいことはいいんですけども、ずっと同じような形式でデータを蓄積している者にとっては、変更になるとちょっと困るので、何か理由があるのか、ちょっと教えていただけますか。確認していただけますか。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時03分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

大変失礼しました。

様式の変更につきましては、地方公営企業法の一部改正によります、剰余金の計算書の変更に伴う変更でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

事前にこういうデータをきちっと積算するというか、入力している立場からいうと、突然変わった場合は、それなりの理由を事前に言っていただきたいなというふうに思います。継続性があると思いますが、わかりやすいことはいいと思いますが、なぜ変わるのかも含めて、事前に言っていただきたいなというふうに思います。

それで、今回、給水の戸数がふえております。前回は質問したような気がしますが、戸数がふえたのは霞ヶ浦地区なんでしょうか。それとも千代田地区なんでしょうか。人口全体としては減っているように見えますが、この関係についてはどうなんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

減った地区につきましては、霞ヶ浦地区はほとんど横ばいの状況でございます。千代田地区がふえている状況でございます。

それと、人口でございますが、給水人口の求め方にちょっと原因があるのかなと思いますが、給水人口の数字につきましては、大体大まかな数字ということになります。というのは、各家庭何人という計算ではございませんで、行政区域内の人口に世帯数を割って、その係数を給水戸数のほうに掛けて算出しておる関係から、正確な数字ではなく大体の数字ということになってしまいます。

給水の人口につきましても、千代田地区が大幅にふえておりまして、霞ヶ浦地区は逆にマイナスということになっております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、給水の戸数について、人口も含めて、霞ヶ浦地区と千代田地区の仕分けというか、難しいということなんですか。つかまえられるということでしょうか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

千代田地区、霞ヶ浦地区、それぞれ世帯数が算出されると思いますので、それに係数を掛けまして、給水人口のほうはそれぞれ出されます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、戸数がわかれば、全体の戸数がわかっていますので、霞ヶ浦地区と千代田地区の戸数の割合というか、数値は現在わかると思いますが、どういう数字になっているのでしょうか。戸数だけで結構です。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

世帯数ですけれども、人口ですか、割合で申しますと、千代田地区が大体61%、霞ヶ浦地区が39%。これは平成23年度の結果の数字でございます。

[佐藤議員「これは人口ですか。戸数ですか」と呼ぶ]

○水道事務所長（貝塚成人君）

人口でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

人口、今、61%、39%と言っていましたけれども、人数をちょっと教えていただけますか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

平成23年度で申します。千代田地区が2万5363、霞ヶ浦地区が1万6478で、合計で4万1841でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

事前に調べておいてくれというふうに言って、なかなか出せないというふうに言っていたので、私は千代田の時に一般質問するときに数字を出しました。その時の平成13年度の給水人口は2万

4720なんですよ。これに、今、2万5363、643人がふえているということで、人口は全体的に減っている。でも、給水人口はふえている。霞ヶ浦は変わらない。全体に40対60と。この比率がだんだん変わってくるかなというふうに思いますが、いずれにしても、合併前の旧霞ヶ浦町の水道の原価は300円ぐらいだったんですね。千代田地区の場合は240円から245円ぐらいの金額だったんですよ。一緒になったら250円から260円、70円になってしまったという経過があるんですね。これ見ればわかりますように、256円ですけれども、そういう意味では千代田のほうは非常に原価が安かったと。その原価の安い大きな理由というのは、減価償却費が極めて少なかったということなんですよ。つまり、過大な設備投資をして水需要と合わない、こういう計画と違っている投資をしたということが大きな原因だったというふうに思いますが、今後、水需要は伸びるとお考えでしょうか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

今後の水需要につきましては、まず給水人口、過去5年間を見ますと、年々減少しております。さらには節水意識の高揚、それと節水機器の普及などによりまして、今後は急激な増というのは期待できないと考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一般質問じゃないので、別に問題なのは、どんどん人口が減っている。そして節水ということで需要も伸び悩みという状況が実際あるということは、県との契約水量は見直すというふうになるんじゃないですかね。市長、どうですか。最後に、地下水を有効に生かすということからいうと、いわゆる実施協定をきちっと見直して、要らない水は買わないというだけではなくて、実施協定の見直しというのがやっぱり必要になってくるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

受水水量の見直しですが、将来的に千代田地区の水は不足してまいります。霞ヶ浦地区には、契約水量にまだあり余るほどの余裕があるわけです。そこから千代田地区へ持ってくるという計画で今います。それにしても、霞ヶ浦地区が今抱えている約束の契約水量というのは現実にとっているわけではありませんが、現実に受水しているわけではありませんが、将来的に受水するという約束をした水量は過大であることはご案内のとおりであります。この点については今、県の企業局と各市町村、関係市町村の団体交渉で見直しをしてくれるようお願いしているところでありまして、必ずしも霞ヶ浦地区が過大の水量を抱えちゃっていることがマイナス面だけではないということもご認識いただきたいと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

受水が伸びないということと、今、市長のほうは、千代田地区が足らなくなるよというふうにして、過大な設備云々かんぬんは当たらないというふうなことを言ったと思うんですけども、前に質問しましたが、千代田の工業団地のほうで大きな水需要を見込んでいたところは、いつの時点で受水が予定されていたのか。それで、それが実際には供給をしなくてもいい。いわゆる地下水をくみ上げてやっているのでしょうか。その点についてちょっと最後にお聞きして終わりたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

千代田工業団地の受水につきましては、平成23年度の年度末に給水を開始しております。それと大体同じ時期に、大口利用者である企業のほうで、震災のときに大分水が行かないということで、自前で井戸を掘ったということがわかったそうでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、終わろうと思ったんだけど、中途半端だから。大体どのぐらいの水の需要を見込んでいて、利益というか、収益をどのぐらい見込んでいて、その当てが外れたと。23年度末でしょう。23年度末から供給開始したということは、23年度の決算には関係ないんですか。それもあわせてお尋ねします。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

金額で申しますと、約4000万ぐらい減少すると考えております。それと、23年度の決算には影響はございません。

[佐藤議員「終わります」と呼ぶ]

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議案第67号について、若干お伺いいたしたいと思います。

過日の一般質問で市長は、かすみがうら市の漁業者は過少申告しているやに聞こえました。ちなみに、行方市はもっとひどいというふうに答弁されております。

とすると、過少申告による歳入歳出面での影響が出てくると考えられるが、市民部長、いかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ワカサギ等の風評被害等に関して、漁業組合に相談にどうか、事情を聞きに伺ったわけです。その際に漁協のほうから、組合長ではありませんが、漁協のほうから、そういう事情を聞きしました。それを引用してここでお話をしたということでもあります。

今お尋ねの、国保の歳入歳出に過少申告を修正申告させて云々かんぬんということでありましたが、そういう意図でお話をしたものではありませんので、ご了解をお願いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、市長はそういう意図でお話ししたんじゃないと言うけれども、いやしくも一国一城のあるじなんだから、根拠を持って答弁していただきたいです。議会、そんな軽いもんじゃないでしょうが。過少申告となると、これは修正申告をさせなくちゃならない。この話、私聞いていますよ。市長と漁業者の代表と政治家が集まった席で、その政治家が、漁業者もきちんと申告してないから悪いんだという話、私聞いています。たとえ組合の方々の話を聞いて引用したというけれども、余りにも軽々しくそういう答弁するもんじゃないと私思います。その影響のほうが大ですよ。

終わり。

○副議長（中根光男君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第67号ないし72号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号ないし72号までの6件の審査については、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 2 議案第73号 茨城県後期高齢者医療広域連合組合規約の一部変更に関する協議について

○副議長（中根光男君）

日程第2、議案第73号 茨城県後期高齢者医療広域連合組合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

ただいまのところ、質疑通告がありません。質疑はありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第73号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第73号の討論・採決は、会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 議案第74号 市道路線の認定について

○副議長（中根光男君）

日程第3、議案第74号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

ただいまのところ、質疑通告はありません。質疑はありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第74号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号については、所管である産業建設委員会へ付託いたします。

休会について

○副議長（中根光男君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次いで、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、あす9月13日から18日までの6日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○副議長（中根光男君）

次回は9月19日午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時23分

平成24年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第6号

平成24年9月19日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	山本恵美君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	吉藤稔君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	川尻芳弘君	教育部長	小松崎延明君
総務部長	小貫成一君	水道事務所長	貝塚成人君
市民部長	根本光男君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	鈴木弘君	代表監査委員	久保田喜久男君
環境経済部長	藤崎宏明君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第6号

- 日程第 1 議案第55号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第57号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の

- 一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5 8 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 9 号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 0 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 1 議案第 6 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 7 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 1 3 議案第 7 4 号 市道路線の認定について
- 日程第 1 4 請願第 2 号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 1 5 委員会発議第 1 号 教育予算の充実を求める意見書（案）
- 日程第 1 6 閉会中の継続審査について
- 日程第 1 7 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 5 6 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5 7 号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5 8 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 9 号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 0 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第10 議案第64号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第73号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第13 議案第74号 市道路線の認定について
- 日程第14 請願第2号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第15 委員会発議第1号 教育予算の充実を求める意見書（案）
- 日程第16 閉会中の継続審査について
- 日程第17 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、ご静粛に傍聴されますようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第1 議案第55号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第1、議案第55号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第55号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

私は、公的保育を放棄する保育所民営化に反対する立場から、ことし3月の第1回定例会に提案された保育所運営事業者選考委員会条例の制定に反対をいたしました。この条例は、本来であれば保護者の理解を受けて提案すべきものだったと今でも考えております。しかし、議会はこの条例の制定を可決し、条例は施行されました。

当初、条例案を提出する時点では、議員を選考委員にすることは想定していないと説明していましたが、4月以降に新任となった担当部署である子ども福祉課から、運営事業者決定について、議会に対しては決定した事業者の報告とあわせて、さくら保育所を廃止する市立保育所設置条例の一部改正をお願いすることとなることから、選考段階においても議会からの意見等を聞きたいという考えから、議長に文教厚生委員会からの選考委員の推薦をお願いしたと、このように保健福祉部長が答弁しております。市長も決裁ということで、このことを了解したとしております。

問題は、担当者がかわれば考え方が違ってくるということであり、行政のあり方として、一貫性がない点は問題だと思います。そのため、事業者選考委員の選考がおくれ、保護者への説明や理解が不十分なまま、市当局のスケジュールだけが先行する結果となり、保護者から選出された選考委員からは厳しい意見が出されました。

私は、議会の議員が特別職に選任されたときに、その兼ねる特別職として受けるべき報酬を支給しない職を追加する条例改正には賛成であります。しかし、今回はさくら保育所の民営化にかかわる保護者と子どもの保育の問題であります。

今でも保護者からは、さくら保育所の民営化について疑問が出されております。行政の都合を優先するのではなく、目的を遂行するには十分な事前の段取りが必要であります。市民の立場に立った行政運営を今後も強く行うということを求めて、討論いたします。

○議長（小座野定信君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第55号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第2、議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第57号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第57号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第58号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第4、議案第58号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 59号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第5、議案第59号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 60号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第6、議案第60号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（小座野定信君）

日程第7、議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（小座野定信君）

日程第8、議案第62号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第62号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（小座野定信君）

日程第9、議案第63号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（小座野定信君）

日程第10、議案第64号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（小座野定信君）

日程第11、議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第73号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

○議長（小座野定信君）

日程第12、議案第73号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第73号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第74号 市道路線の認定について

○議長（小座野定信君）

日程第13、議案第74号 市道路線の認定についてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託しております。

委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、平成24年9月12日に付託されました議案第74号について、9月12日に委員会を開催しました。担当部課長等の説明を求め、また現地調査を実施し、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要につきましては、配布してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

これより議案第74号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第74号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第14 請願第2号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（小座野定信君）

日程第14、請願第2号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第2号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、9月12日に委員会を開催し、請願紹介議員からの説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第7項の規定により、委員会において、議長あてに意見書案を提出することを決定しました。

なお、審査の経過、概要につきましては委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで請願第2号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、請願第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第15 委員会発議第1号 教育予算の充実を求める意見書（案）

○議長（小座野定信君）

日程第15、委員会発議第1号 教育予算の充実を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案についてはお手元に配布してあります委員会会議録において審査が終了しております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により提案説明及び質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

次いで、委員会発議第1号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第16 閉会中の継続審査について

○議長（小座野定信君）

日程第16、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第17 閉会中の所管事務調査について

○議長（小座野定信君）

日程第17、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

これにて、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成24年かすみがうら市議会第3回定例会を閉会いたします。

会期15日間にわたる慎重なるご審議、大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小座野 定 信

かすみがうら市議会副議長 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 田 谷 文 子

かすみがうら市議会議員 古 橋 智 樹

かすみがうら市議会議員 小松崎 誠